

平成12年度 農林水産省補助事業  
木材加工・利用技術開発促進事業

# 再利用・廃棄技術調査・開発事業報告書

平成 13 年 3 月

財団法人 日本住宅・木材技術センター



## まえがき

近年、産業廃棄物処理に関する法・制度が相次いで打ち出され、産業界あげて廃棄物削減とリサイクル対策に取り組んできている。この中で木材系廃材を含む建設資材については、分別解体の義務や発生量の減量化、リサイクル率の向上などを内容とする法案の制定を目前としている。

本事業は、このような現状を踏まえて建設系廃材、工場系廃材、使用済み梱包材やパレットなど流通系廃材の再利用化、最資源化を図るための技術開発を通して、木質資源の有効利用と環境保護に資することを目的とし、別記委員会を設置して推進してきた。委員及び関係者各位には、忙しい中のご尽力を頂戴し、厚くお礼を申し上げます。

平成12年3月

財団法人 日本住宅・木材技術センター

理事長 岡 勝 男

## 木質廃棄物再利用技術検討委員会 委員等名簿

(順不同・敬省略)

委員長	鈴木 滋彦	静岡大学農学部森林資源科学科	助教授
委員	外崎 真理雄	森林総合研究所 木材利用部 物性研究室	室長
"	中島 史郎	建築研究所 第二研究部 有機材料研究室	主任研究員
"	伊神 裕司	森林総合研究所 木材利用部 製材研究室	主任研究官
"	桑原 一男	株式会社 クワバラ解体	代表取締役
事務局	篠原 忠司		
"	曾我 英喜		
"	佐藤 章		

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1編 木質廃棄物の実態</b>	
<b>1章 建築系木質廃棄物</b>	
1. 木造戸建住宅の新築・除却量の推移 .....	7
2. 木造戸建住宅のライフサイクルにおける廃棄物発生 .....	8
3. 木造住宅の解体の流れと廃棄物の発生と処理 .....	12
4. 解体事例紹介(解体手順とその写真による紹介) .....	14
5. 新築工事での問題点と今後の課題 .....	14
6. 住宅解体における今後の課題 .....	15
6.1 技術課題の抽出(解体に掛ける時間・コスト、技術の継承等について)	
6.2 リサイクル法による変化予測(業界の対応による変化)	
<b>2章 木材工業系木質廃棄物</b>	
1. はじめに .....	21
2. 木材工業における木質廃棄物発生量および処理方法の推移 .....	21
2.1 製材業	
2.2 合板工業	
2.3 プレカット工業	
2.4 集成材工業	
2.5 LVL(単板積層材)工業	
2.6 フローリング工業	
3. まとめ(木材工業における実態と問題点) .....	34
<b>3章 その他の木質廃棄物</b>	
1. はじめに .....	37
2. 家具・建具 .....	38
3. 土木 .....	39
4. パレット・梱包材 .....	40
5. 家電 .....	41
6. 楽器 .....	41
7. 自動車 .....	41
8. その他 .....	42



#### 4章 木質廃棄物再利用の現状と課題

1. 木質ボード原料としての利用	43
1.1 木質ボード工業の現状	
1.2 木質系廃棄物利用の実態	
1.3 ボード原料としての利用の可能性	
2. 木質廃棄物をボード原料とする場合の技術課題	48
2.1 廃材由来の課題	
2.2 建築解体材等を原料とする際の問題点	
2.3 廃材利用率向上のための技術課題	
2.4 高性能ボードと工場の適正規模	
3. 木質廃棄物の再資源化技術開発に関わる技術課題	51
3.1 建築系廃棄物の問題点と今後の課題	
3.2 木材工業系廃棄物	
3.3 その他の木質系廃棄物	
3.4 これまでの技術開発事業	

#### 第2編 木質残廃材の利用実態把握調査

1. 株式会社ヤマゲン	57
2. 天竜未利用資源開発事業協同組合	59
3. 天竜プレカット事業協同組合	61
4. 株式会社フジイチ	62
5. 名古屋港木材倉庫	63
6. ニチハ株式会社	65
7. 熊本炭化工業協同組合	66
8. 院庄林業株式会社	68
9. 銘建工業株式会社	70
10. 中国木材株式会社	72
調査写真	74

#### 資料編 本事業関連法

1. 循環型社会形成推進基本法	93
2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	100
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	113
4. 再生資源の利用の促進に関する法律	150
5. 循環型社会への挑戦(パンフレット)	155

## 事業主旨

近年、産業廃棄物処理に関する法・制度が相次いで打ち出され、産業界あげて廃棄物削減とリサイクル対策に取り組んできている。この中で木材系廃材を含む建設資材については、分別解体の義務や発生量の減量化、リサイクル率の向上などを内容とする法案の制定を目前としている。

本事業は、このような現状を踏まえて建設系廃材、工場系廃材、使用済み梱包材やパレットなど流通系廃材の再利用化、最資源化を図るための技術開発を通して、木質資源の有効利用と環境保護に資することを目的とする。

## 事業計画

本事業の実施計画として、最終成果としての技術指針「木質系廃棄物再利用技術指針・同解説」の策定に向けて下記の課題に基づいた検討を行う。

	年度	12	13	14	15	16
① 住宅解体材及び新築廃材の収集・分別・再利用法の実態把握、評価及び標準化		○	○			
② 製材、合板、集成材、プレカット等木材工場系残廃材及び樹皮の収集・分別・再利用法の実態把握、評価及び標準化		○	○			
③ 梱包材・パレット等流通系残廃材の収集・分別・再利用法の実態把握、評価及び標準化		○	○			
④ 再生木材、木質ボードの品質基準の作成			○	○		
⑤ 木質系廃棄物の再利用技術指針の作成				○	○	○

### 【平成12年度】

技術指針策定に向けた検討事項として①主要検討項目の策定、②建設系、工場系、流通系の木質廃材の排出、分別、処理・利用の実態把握調査、③問題点と技術開発課題の抽出、④課題解決のための研究推進方法検討、を実施することで、建設系、工場系、流通系の木質系廃棄物の排出、分別、処理・利用の実態を解明し、再資源化と再利用のための問題点と技術開発課題を抽出する。

**【平成13年度】**

平成13年度は、前年度に引き続き実態把握調査を行い、また、前年度に検討を行った技術開発課題の解決のための研究推進方針に基づき、再生木材、木質ボードの品質基準の作成を目的とした研究開発を実施する。

**【平成14年度】**

前年度に引き続き再生木材、木質ボードの品質基準の作成を目的とした研究開発を継続して実施し、実態把握調査と合わせて木質系廃棄物の再利用技術指針の作成検討を実施する。

**【平成15、16年度】**

前年度までの研究開発検討結果に基づき、木質系廃棄物の再利用技術指針の作成のための検討を行う。

## 事業成果

平成12年度は事業の開始年度ということもあり、技術指針策定に向けた主要検討項目と建設系、工場系、流通系の木質系廃棄物の排出、分別、処理・利用の実態を把握することを主な計画事項とし、実態調査により現状の問題点と技術課題を摘出し、課題解決のための研究推進方法の検討を行った。

## 本報告の概要

本報告では建設系、工場系、その他のそれぞれについて木質系廃棄物を再資源化するための取り組みの実態及び問題点と技術課題について取り纏めた。

### [建設系]

建設系での木質系廃棄物再資源化の問題点と課題は、新築工事では再資源化を見据えた設計・材料選択・施工等を行うこと、解体工事では建設リサイクル法・廃棄物処理法等による法体制の変化に対応することや環境コスト・適正処理の社会基盤整備等が挙げられる。

### [工場系]

工場系での木質系廃棄物再資源化の問題点と課題は、工場から発生する残廃材の処理についての手法・再資源化資材の用途・ダイオキシン対策としての焼却処理等がある。

### [その他]

建設・工場系に含まれない流通系・その他の木質系廃棄物再資源化の問題点・課題としては、製造量の把握が概ね把握出来るものの、利用後の廃棄物発生量、発生廃棄物の処理経路・量が把握出来ていないことにある。建設・工場系以外の木質系廃棄物については、その発生・処理・再利用のルート解明が第一となる。

## キーワード

木質廃棄物、再資源化、新築、解体、工場、残廃材、流通、建設リサイクル法、廃棄物処理法

## はじめに

平成12年度は事業の開始年度ということもあり、技術指針策定に向けた主要検討項目と建設系、工場系、流通系の木質系廃棄物の発生、分別、処理・利用の実態を把握することを主な目的とし、実態調査による現状の問題点と技術課題の抽出及び課題解決のための研究の進め方についての検討を行った。木質系廃棄物の現状については各章で述べているので、ここでは全体量についての紹介と、木質資源を利用している紙パルプ工業について、日本製紙連合会へのヒアリングからその概要を記す。

### 1. 木質系廃棄物の発生・処理実態

木質系廃棄物の発生・処理実態について、既存の統計資料・実態調査による推計を行った。結果は以下の表－1に整理したが、推計にあたっては、「建築系」、「流通系」、「その他」の発生量に対する再利用・焼棄却比率については全国木材チップ工業連合会調査(2000)による比率を用いた。

表－1 木質系残廃材の発生と利用の概況

単位: 万m<sup>3</sup>

		残廃材発生量	再利用量	再利用率	焼棄却量	焼棄却率
建築系	新築廃材	460	184		276	
	解体材	1,000	400		600	
	小計	1,460	584	40%	876	60%
工場系	製材	1,324	1,248	94%	76	6%
	合板	192	175	91%	17	9%
	プレカット	202	173	86%	29	14%
	集成材	15	10	67%	5	33%
	LVL	7				
	小計	1,733	1,606	93%	127	7%
流通系	パレット	240	96		144	
	梱包材	70	28		42	
	小計	310	124	40%	186	60%
その他		120	48	40%	72	60%
計		3,623	2,362	65%	1,261	35%

注)その他とは、木製家具、土木工事の支障木等による木質残廃材を指す。

## 2. 紙パルプ工業における木質系廃棄物の利用

### 2.1 緒言

紙パルプ工業はその主原料を木質繊維に頼っているため、木質資源確保は近代・紙パルプ産業の成立以来、重大関心事であり、常にその確保と有効利用に積極的に取り組んできた。ここで

は過去調査(平成4年度木質系廃棄物再資源化技術開発事業による)と、日本製紙連合会へヒアリングを行った結果とを比較し、紙パルプ工業の動向、木質系廃棄物との関わり方について報告する。

## 2.2 紙パルプ工業の原料事情

平成4年度と平成11年度の我が国の紙、板紙生産を表-2に示す。やや生産量が増加し、消費原料も増加している。古紙の使用量・比率ともに上昇しているが、国産パルプは減少している。

表-2 紙、板紙生産量比較

年度 (単位)		平成4年 (万トン) (%)		→	平成11年 (万トン) (%)	
生産量		2,832		→	3,063	
原料	古紙	1,484	52	→	1,705	56
	輸入パルプ	248	9	→	258	9
	国産パルプ	1,098	39	→	1,071	35

国産パルプ生産に使用されたパルプ材は表-3に示すように変化しており、特に広葉樹の国産・輸入量に増減が激しい。このため、パルプ需要のうち広葉樹の消費比率、入荷量の輸入材の占める割合が高くなっている。供給量全体はあまり変わっていない。

表-3 平成4年と11年のパルプ材需給比較

(単位:千m<sup>3</sup>、%は前年比)

区分	年次	消費		入荷					
			%	国産材	%	輸入材	%	合計	%
針葉樹	4	16,792	93.7	8,700	100.3	8,017	87.2	16,717	91.9
	11	14,350	96.2	8,071	99.7	6,806	96.6	14,877	98.6
広葉樹	4	20,633	96.7	7,225	88.3	13,258	99.2	20,483	95.1
	11	21,846	103.0	3,563	94.7	18,119	102.3	21,682	101.0
合計	4	37,425	95.3	15,925	92.7	21,275	94.3	37,200	93.6
	11	36,196	99.8	11,634	98.5	24,925	100.7	36,559	100.0
(参考)		消費	針葉樹比率:45→40%	広葉樹比率:55→60%					
		入荷	国産材比率:43→32%	輸入材比率:57→68%					

### 3. 古材チップの利用状況

昭和30年代に飛躍的に増大したパルプ材需要に対処するため、チップ輸入が開始される以前に製材残材利用が始められたが、これにやや遅れて古材の利用も始まっている。

日本製紙連合会が古材関係の調査を行うようになったのは、表-4で見られるように昭和60年からである。それ以前は製材残材チップに含めて処理されていたが、量が増加してきたため、新たな資源として虫害材、間伐材と共に別集計されることとなったものである。なお、これらの調査は関係チップ工場からの報告と一部推定によっている。

表-4 古材の入荷量と国産針葉樹チップに占める割合の推移

年次	紙パルプ工場への 入荷量 m <sup>3</sup>	国産針葉樹チップ に占める割合 %	入荷量指数
昭和60	476,967	6.4	100.0
61	436,767	6.1	91.6
62	448,534	6.3	94.0
63	412,516	5.5	86.5
平成元	405,727	5.3	85.1
2	433,220	5.7	90.8
3	441,269	5.8	92.5
4	394,639	5.2	82.7
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
11	412,975	5.8	86.6

紙パルプ工場への古材の入荷量は昭和60年以降ほぼ40万m<sup>3</sup>台で推移し、国産針葉樹チップに占める割合も5～6%と一定で、相当成熟した利用段階にあるといえる。

しかし、成熟しているとはいっても増えないというわけではない。品質が一定レベルであれば古材はいくらでもパルプ原料に出来るが、ここに利用の増加しない以下の問題点がある。

- ①分別コストの問題
- ②チップ製造時の金属・塗料・薬剤の除去
- ③競争力を持てる価格
- ④常に安定した原料の確保

これらの問題点を解決することで、古材のパルプ原料への利用量が増加していくが、その実現にはより一層の研究・取り組みが必要となる。





## 第1編 木質廃棄物の実態

1章 建築系木質廃棄物

2章 木材工業系木質廃棄物

3章 その他の木質廃棄物

4章 木質廃棄物再利用の現状と課題



## 1章 建築系木質廃棄物

## 1. 木造戸建住宅の着工量・除却量の推移

## 1.1 木造戸建住宅の着工量の推移

図1-1に1950年から1999年における建築物の着工量(床面積)の推移を示す。同図には、木造、SRC造、RC造、S造、CB造とその他の構造別に着工床面積を示す。木造の戸建住宅については1970年代に着工床面積がピークに達しており70,000,000m<sup>2</sup>から100,000,000m<sup>2</sup>で推移している。

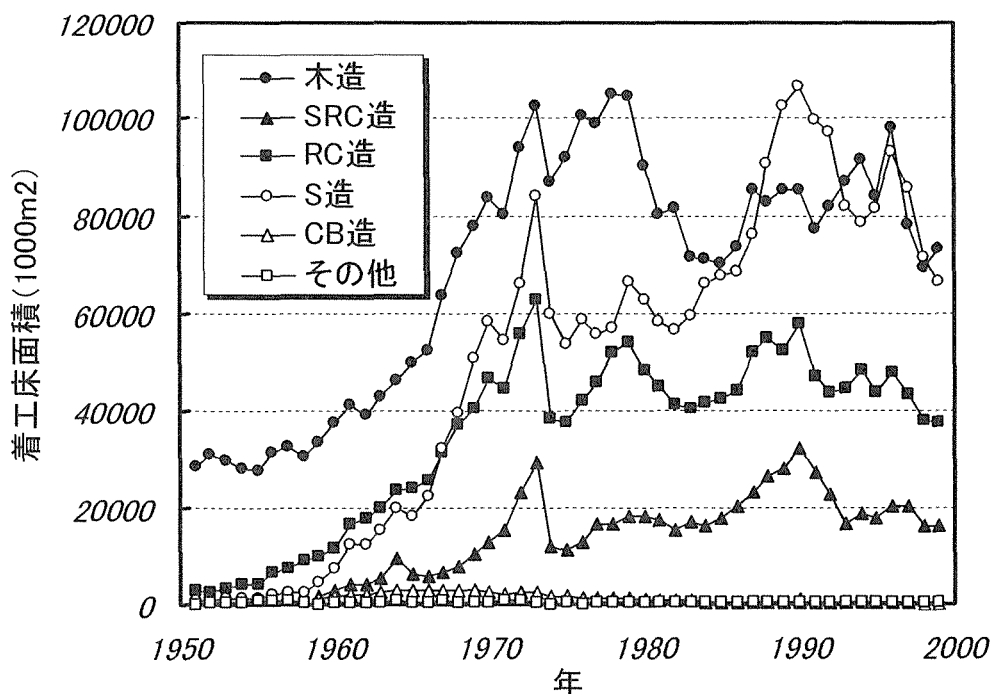


図1-1 建築物の着工床面積の推移(1950年-1999年)

(注)独立行政法人森林総合研究所外崎氏算定

## 1.2 木造戸建住宅の除却量の推移

図1-2に1950年から1999年における建築物の除却量(除却床面積)の推移を示す。同図には、木造と非木造についての除却床面積が示されている。除却の要因は、陳腐化等による除却と災害による除却があるが、同図には陳腐化による除却床面積のみを示した。陳腐化等による除却床面積についてみると、1980年代にピークに達しており、1997年以降除却面積が減少している。木造建築物の除却面積は現在年間20,000,000m<sup>2</sup>から30,000,000m<sup>2</sup>の間で推移している。

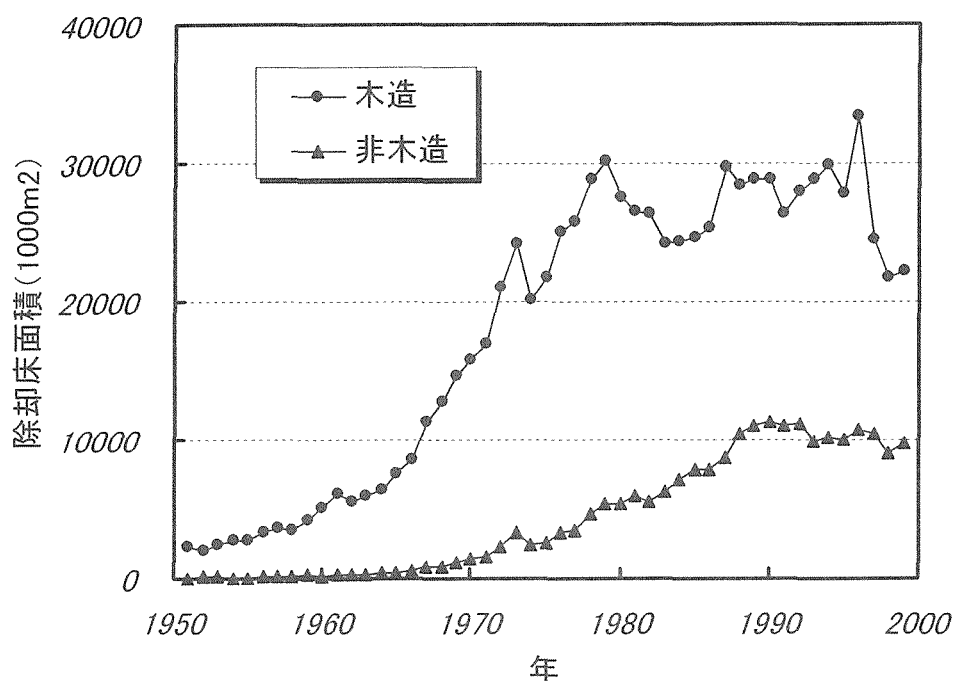


図1-2 建築物の除却面積の推移(1950年-1999年)

(注)独立行政法人森林総合研究所外崎氏算定

## 2. 木造戸建住宅のライフサイクルにおける廃棄物発生

### 2.1 資材投入量

木造住宅建設時に投入されるおおよその木質系資材量を把握するために、木造軸組構法、桝組壁工法、プレハブ工法による3棟の戸建木造住宅について、新築時において投入される木質材料の種類と量に関する調査を行った[1]。調査対象は延べ床面積約150m<sup>2</sup>の標準的な仕様の戸建木造住宅である。表1-1に3棟の住宅の概要を示す。資材量は木質系構造材と木質系造作材について個々に算出している。

表1-1 建物の概要

	軸組構法	桝組壁工法	プレハブ工法
1階床面積(m <sup>2</sup> )	67.42	79.50	97.50
2階床面積(m <sup>2</sup> )	80.93	91.12	90.26
延べ床面積(m <sup>2</sup> )	148.35	170.62	187.76
軒高(m)	5.82	-	6.31
最高高さ(m)	7.55	8.38	7.57

表1-2に構造材として投入される木材及び木質材料の種類と量を示す。投入される構造材の多くは製材であり、集成材と合板なども構造材として一部使用されている。また、表1-3に造作材として投入される木材及び木質材料の種類と量を示す。造作材については製材、集成材、合板などが多く使われている。表1-2と表1-3に示した調査結果は一つの

事例であり、木造住宅の網羅的な実態を示すものではないが、参考値としてみると、例えば、木造軸組構法による150m<sup>2</sup>の住宅では、構造材として約31m<sup>3</sup>の木材又は木質材料が投入されている。また、造作材として約3m<sup>3</sup>が投入されている。

表1-2 木質系構造材の投入量

		構造材(m <sup>3</sup> )			
		製材	集成材	合板	PSL
新設時	軸組構法	22.41	5.06	3.91	0.00
	枠組壁工法	19.06	0.36	6.00	0.00
	プレハブ法	8.74	5.62	7.52	2.18

表1-3 木質系造作材の投入量

		造作材(m <sup>3</sup> )					
		製材	集成材	合板	LVL	MDF	丸太
新設時	軸組構法	2.37	0.16	0.00	0.12	0.00	0.04
	枠組壁工法	0.69	0.18	0.21	0.00	0.00	0.00
	プレハブ法	0.00	1.24	1.99	0.00	0.16	0.00

表1-4及び表1-5に木質系構造材と木質系造作材の投入量原単位(単位床面積あたりの投入量)を示す。例えば、木造軸組構法では木質系構造材が単位床面積あたり0.2m<sup>3</sup>投入されており、木質系造作材が0.018m<sup>3</sup>投入されている。

表1-4 木質系構造材の投入量原単位

		構造材(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )			
		製材	集成材	合板	PSL
新設時	軸組構法	0.151	0.034	0.026	0.000
	枠組壁工法	0.112	0.002	0.035	0.000
	プレハブ法	0.047	0.030	0.040	0.012

表1-5 木質系造作材の投入量原単位

		造作材(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )					
		製材	集成材	合板	LVL	MDF	丸太
新設時	軸組構法	0.016	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000
	枠組壁工法	0.004	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	プレハブ法	0.000	0.007	0.011	0.000	0.001	0.000

表1-4と表1-5及び図1-1のデータをもとに製材、集成材、合板の木造住宅への投入量を算定した結果を図1-3に示す。算定は以下に示す仮定に基づいて行った。

[仮定1] 全ての木造建築物は軸組構法によって建てられている

[仮定2] 年代により材料種類に変化がない

厳密には木造建築物の工法別比率と築年代による材料の変遷を考慮して資材投入量を算定することが望ましいが、本年度の報告書では上記の仮定に基づく概算を行っている。製材については過去50年の間に約5.5億 m<sup>3</sup> が木造建築物の構造材及び造作材として消費されたことになる。また、木質材料全体についてみると、約7.7億 m<sup>3</sup> が消費されたことになる。木造建築物に投入された木材及び木質材料の多くは、木造建築物が寿命（平均寿命約30から40年）に達した段階で廃棄物として排出されている。木造建築物の寿命を仮に一律30年と仮定すると、1950年から1999年までに投入された木材及び木質材料のうちの約2億 m<sup>3</sup> 分が現在までに廃棄物として排出されたことになる。

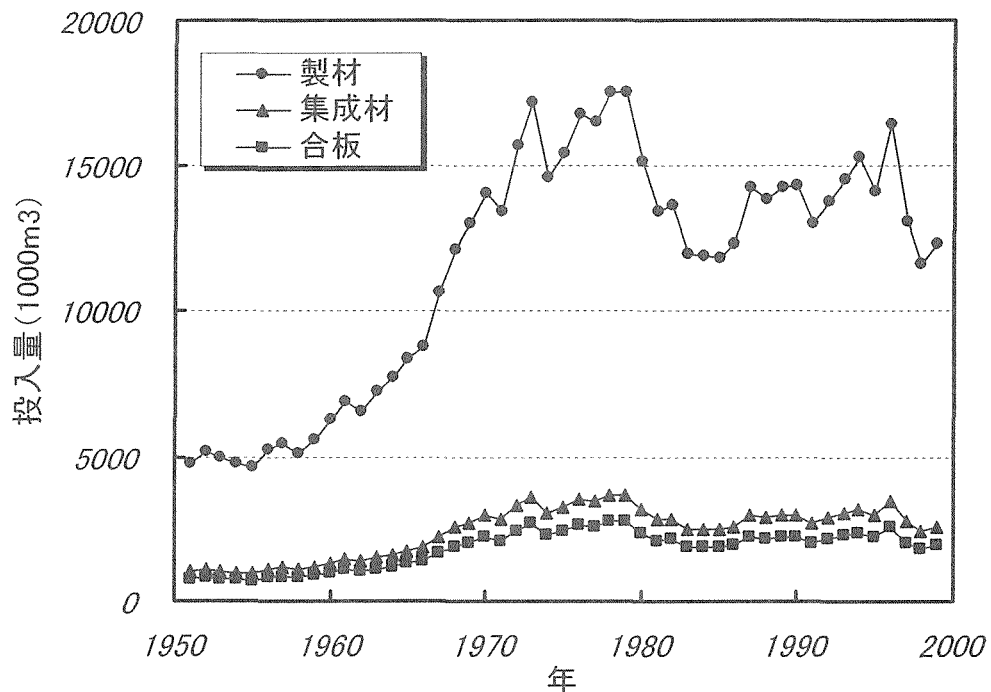


図1-3 木質材料の投入量(1950年-1999年)

## 2.2 廃棄物排出量

木造住宅から排出される廃棄物原単位については社団法人全国解体工事事業団体連合会が住宅20棟を対象とした排出量調査の結果について報告している[2]。表1-6に廃棄物排出量原単位を示す。木くずの排出量原単位は約90kg/m<sup>2</sup>である。前述の投入量原単位 0.23m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>を重量換算すると、

$$0.23\text{m}^3/\text{m}^2 \times 10^3 \times 0.5 = 115\text{kg}/\text{m}^2$$

であり、きわめて荒っぽい算定であるが、1棟の住宅に投入された木材及び木質材料のうちの約8割が木くずとして排出されていることになる。

表1-6 廃棄物排出量原単位

品目	原単位	
	重量 (kg/m <sup>2</sup> )	体積 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )
木くず	87.47	0.42
がれき類	202.63	0.18
混合廃棄物	79.47	0.10
瓦	30.66	0.04
石膏ボード	11.96	0.03
建具、畳	5.20	0.04
廃プラ類	1.99	0.03
金属くず	5.79	0.08
ガラス	1.73	(0.003)
クロス	0.12	(0.002)

出典：「木造建築物解体工事の現場 木造(軸組)住宅解体組成分析調査報告」  
社団法人全国解体工事団体連合会(平成12年3月)

前述の除却面積の推移をもとに木造建築物の除却による木くずの排出量を推定した結果を図1-4に示す。木くずの特性や排出量は木造構法や使用材料など建物が建てられた年代によって異なるが、ここでも、

[仮定1] 全ての木造建築物は軸組構法によって建てられている

[仮定2] 年代により料種類に変化がない

という仮定に基づいて算定している。

木くずの排出量は1980年以降、200万トンから300万トンの間で推移しており、木材の比重を0.5と仮定すると年間400万m<sup>3</sup>から600万m<sup>3</sup>の木くずが排出されていることになる。1950年から1999年の間に排出された木くずの総量は約8,000万トンであり、体積にする(比重0.5にて換算)と約1.6億m<sup>3</sup>となる。1998年の製材用木材の需要量は3,716万m<sup>3</sup>である[3]ので、過去50年間に排出された木くずの総量は1998年の製材用木材の需要量の約4倍ということになる。また、年間の木くずの排出量も製材用木材の需要量の約10%から15%を占めていることになる。

このように大量に排出される建築由来の木質系廃棄物を如何に有効に活用できるかが、廃棄物による環境負荷を低減する上できわめて重要になる。木質系廃棄物の有効利用を促すためには、木質系の解体除却材のリサイクル及びリユースに関する様々な再資源化の技術メニューを用意し、除却材の特性や除却材発生地地域の地域性を考慮した最も適した再資源化の方法が選択できるようにしておく必要がある。

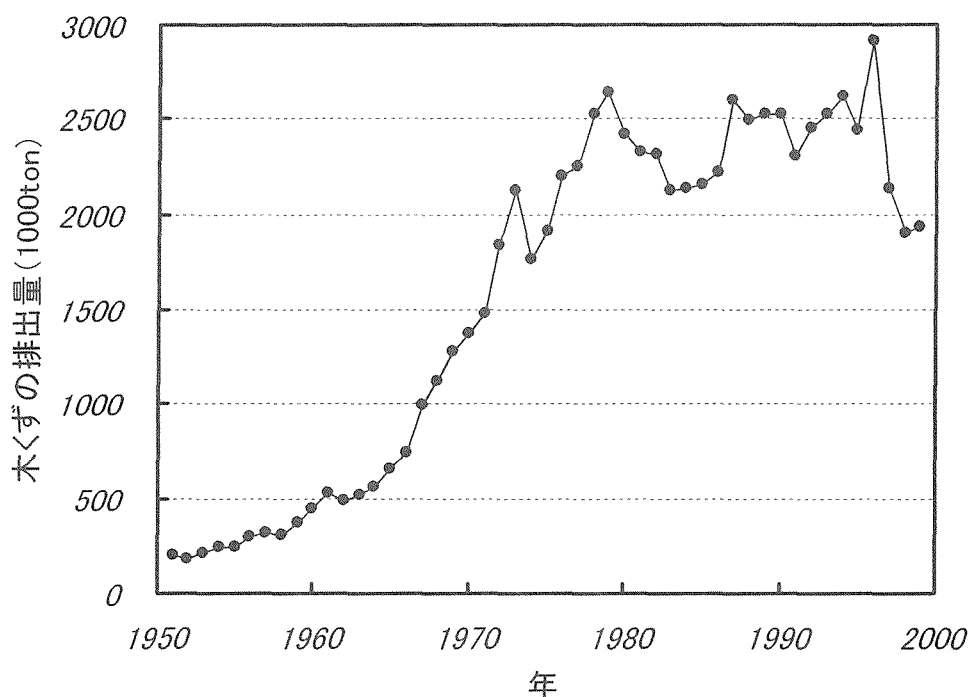


図1-4 木くずの排出量(1950年-1999年)

### 3. 木造住宅の解体の流れと廃棄物の発生と処理

#### 3.1 木造住宅の解体の流れ

図1-5に木造住宅の解体の流れを示す[4]。木造住宅の解体手順は概ね、生活残存物の撤去、ガラスの撤去、建具類の撤去、キッチン等の複合材の撤去、クロスの撤去、石膏ボードの撤去、屋根瓦材等の撤去、金属類の撤去、建物本体(躯体)の撤去、解体混合廃棄物の撤去、基礎の撤去となっている。

#### 3.2 廃棄物の発生と処理

現場で解体・収集された解体除却材はトラックにより中間処理場に搬入されて分別される。分別後、リサイクルできるものはリサイクルのルートに乗りリサイクルされ、リサイクルが難しいものは最終処分場へと搬入される。

中間処理場に搬入された廃棄物は重量や中身についての検査を受けたのちに、分別作業用の土場へと運ばれる。中間処理場には木材、金属、コンクリート、プラスチックなど様々な種類の廃棄物が搬入されるが、異なる種類の廃棄物は可能な限り分別され、混合廃棄物の排出量が極力少なくなるように分別作業が行われている。

搬入される廃棄物は大きく2種類に分けられる。現場で概ね分別された廃棄物と現場で分別されていない混合廃棄物である。現場で分別されて搬入される廃棄物についても現場で分別できなかった異物を除去するための作業が行われる。木質系の廃棄物については、



異物(塗装合板等を含む)を除去した後にチップ化され、需要があればパルプ原料やボード原料として利用される。ただし、再資源化チップは現在のところ受け取り先が少なく消化しきれない状況にある。プラスチック系の廃棄物は、異物を除去し1m四方のブロックに梱包した後に、安定型の処分場に運ばれ埋め立てられる。また、紙屑については異物(主にビニールや梱包用の発泡スチロール)を除去した後に、品質の良いものは段ボール芯材等の原料として再利用される。鉄くずは磁石を用いて分別収集しリサイクルされており、廃コンクリートは路盤材として再利用されている。

現場で分別されないで搬入される混合廃棄物については、土場で荒選別が行われ、さらに分別できなかった混合廃棄物についてはライン選別が行われ、管理型処分場に運び込まれる廃棄物の量をなるべく少なくするための分別作業が行われる。



図1-5 木造住宅の解体の流れ

#### 4. 解体事例紹介(解体手順とその写真による紹介)

木造建物の住宅の寿命は我が国では約30年と言われている。欧州や米国では少なくとも50年以上、100年住宅も珍しいことではない。戦後、昭和40年代以降に建設され、世界から「うさぎ小屋」と揶揄された住宅が解体時期を迎える。

解体工事が新築住宅を造るためのサービスになってしまい、解体は「安ければいい」となり、ミンチ解体され、その多くが野焼き(法改正により平成13年4月1日より野外焼却物)や不法投棄の原因となり、その結果解体廃棄物が大きな社会問題になってきた。

木造建物は次の解体工法がある。

表1-7 木造建物の解体工法

種別 \ 工法	手こわし解体	機械工法 (分別解体)	ミンチ解体
建具・畳	人 力	人 力	機 械
蛍光管	人 力	人 力	機 械
石膏ボード(壁)	人 力	人 力	機 械
石膏ボード(天井)	人 力	人 力	機 械
断熱材	人 力	人 力	機 械
瓦	人 力	人 力	機 械
設備	人 力	機 械	機 械
小屋組・構造材	人 力	機 械	機 械
外壁	人 力	機 械	機 械
基礎	機 械	機 械	機 械
整地その他	機 械	機 械	機 械

社団法人全国解体工事業団体連合会では、機械工法による分別解体を推進している。この工法は人力と機械を併用し、解体作業を行うもので、特に内部造作については「人力」を主とし、分別の精度を高めている。

図1-6 木造建物解体作業手順(案)

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	養生シートの設置		
	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	建具・畳の撤去 蛍光灯撤去	建具 畳 蛍光灯	解体準備作業として、撤去作業を行う。
	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	有害石膏ボードの確認 石膏ボードの撤去 断熱材の撤去	石膏ボード	「かじや」を使用し、テコの原理を使って石膏ボードを撤去し、断熱材を人力で撤去する。
	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	瓦の撤去	瓦	屋根から補助具を使って運搬車両に積み込み、又は地面に集積する。
	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	重機による上家解体	木くず	木バサミのアタッチメントを装着した重機により壊し、集め、積み込む作業を繰り返す。

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	重機による分別	混合廃棄物	分別品目以外のものとして外壁材、モルタル、瓦等が混合しているものがある。

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	木くずの運搬 養生シートの撤去	木くず	解体しながら木くずを車両に集積する。解体の進捗により養生足場の控えを取り直す。

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	手作業による分別		飛散した木くず、廃プラスチック類、金属くず等を手作業で集積する。

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	基礎コンクリートの解体	がれき類	無筋の場合は木造解体で使用する重機を使用し、有筋の場合はコンクリート圧砕機を装着する。

	作業内容	発生品目	現状の解体工法
	整地		敷地内の不陸を調整し、整地する。

## 5. 新築工事での問題点と今後の課題

木造住宅の新築工事での問題点と今後の課題は以下の7項目にまとめられる。

- (1) 再資源化し易い木造建築物の設計を行う
- (2) 現場での端材をなるべく出さない施工法を採用する
- (3) 使用される個々の部材について再資源化の目標を予め設定する
- (4) 有効な木質系廃棄物の再資源化技術メニューを用意する
- (5) 地域特性に応じて再資源化方法が選択できる環境を整備する
- (6) リサイクル材が市場で流通できる環境を整備する
- (7) 廃棄物発生抑制に対する努力を評価できる社会システムを構築する

上記の7項目を達成するためには様々な観点からの研究と技術開発が必要とされる。

## 6. 住宅解体における今後の課題

### 6.1 技術課題の抽出(解体に掛ける時間、コスト、技術継承等について)

木造2階建(98.66 m<sup>2</sup>)の建物の作業過程は次の通りである。

表1-8 木造2階建(98.66 m<sup>2</sup>)の建物の作業過程

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
①養生シートの設置	●					
②重機の搬入	●					
③障害物(樹木等)の撤去	●					
④建具、畳等の撤去	●					
⑤石膏ボードの手こわし、撤去	●					
⑥手作業による瓦降ろし		●				
⑦はさみ機による上家の解体		●	●	●		
⑧木材等の積込、搬出		●	●	●		
⑨養生シートの撤去					●	
⑩混合廃棄物の集積、積込、搬出					●	
⑪基礎、土間の解体						●
⑫コンクリート塊の積込、搬出						●
⑬整地						●

### 6.2 リサイクル法による変化予測(業界の対応による変化)

建設工事に係る再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)が平成12年5月31日法

---

律公布があり、平成12年11月30日、

- ① 特定建設資材の指定
- ② 国の基本方針の決定

がなされた。平成14年5月までには、

- ① 解体工事業者登録制度の確定
- ② 解体工事業者登録制度の開始
- ③ 解体工事施工技術講習
- ④ 対象建設工事の規模の確立
- ⑤ 事前届出制度の確定
- ⑥ 分別解体技術基準の確定
- ⑦ 再資源化施設の距離要件の確定

など政省令で今後発表されるところであるが、建設副産物リサイクル工法推進会議による「住宅解体工事には分別解体届出が必要です」のパンフレットに次のように説明されている。

今回の法律は発注者、すなわち施主にも応分の役割を担うことになっている。

- ① 平成14年春から下記事項が施主への義務化となる

- 分別解体等の計画の内容について、元請業者からきちんと説明を受ける。
- 分別解体等の計画を内容とする解体工事届出を都道府県知事に提出する。
- 契約に当たって分別解体等の費用を明記し、その費用をきちんと支払う。
- 元請業者から再資源化等の完了報告を受け、きちんとリサイクルされたかチェックする。

- ② 解体工事を行う業者の選定

- 分別解体等の計画作成がきちんとできる業者を選定することが重要である。
- 建設業許可業者が解体工事登録業者のどちらかに工事を発注します。

- ③ 建物を修繕しながら使うことで建物の寿命を延ばし、解体する際の廃棄物の排出を抑制する。

- ④ 建てる前から解体するときのことを想定して、リサイクルし易い建築構造や、材料選定を建設業者等と一緒に考える。

従来の解体工事は、新築工事をとるためのサービス工事的な位置付けとなっていた。それ故に「早く」「安く」がモットーで、その結果として「ミンチ解体」が生まれ、解体廃棄物といえど野外焼却や、不法投棄の温床になってしまった。国民＝消費者も、発注者も「環境コストを支払う」、「適正処理する」という基本を忘れてしまっていた。それが大きな社会問題となり、今回の法律の制定となった。建設業法では、請負代金額が500万円以下であれば、制約がなく工事を施工することができる。その結果として誰でもが解体業界に参入し、そこから「ミ

ンチ解体」が生まれてきた。

法律では「分別解体」をし、木くず、がれき類については再資源化施設に搬入することが義務付けられた。社団法人全国解体工事業団体連合会では、木造建物解体をビデオや本で紹介し、広く会員に分別解体の普及を図っているところである。また、解体する立場から解体廃棄物を見ると、建材にどのような資材が使われているのかが認識できない。複合材製品はどのように処分したらよいのか、廃棄物処理法上、どの品目に該当しているのか分からない製品が多い。解体する時点でどのような建材が使用されているか判明させるためのシステム作りが急務である。

### 6.3 コスト

木造建物解体の作業手当に沿って分別解体が行われる。解体工事に従事する作業員が18人、回送と養生シートは各2名ずつ必要になってくる。

表1-9 分別解体工程とそれにかかる人工

日程	作業工程	搬出車両	リサイクル計画	人工
1 日 目	養生シート	木くず(樹木) 1台	…リサイクル	養生シート 2名
	重機の搬入	がれき類 1台	…リサイクル	重機オペ兼運転手 1名
	樹木、CB塀等撤去	廃石膏ボード 1台		手元兼運転手 1名
	建具、畳撤去	建具・畳等 1台		手元 1名
	石膏ボード手こわし	金属くず 1台	…リサイクル	
2 日 目	瓦降ろし	屋根瓦 1台		重機オペ兼運転手 1名
	上家分別解体	屋根瓦 1台		手元兼運転手 1名 手元 1名
3 日 目	上家分別解体	木くず 1台	…リサイクル	重機オペ兼運転手 1名
		木くず 1台	…リサイクル	手元兼運転手 1名 手元 1名
4 日 目	上家分別解体	木くず 1台	…リサイクル	重機オペ兼運転手 1名
	基礎コンクリート解体	がれき類 1台	…リサイクル	手元兼運転手 1名
	現場整理(ゴミ片付け)			手元 1名
5 日 目	養生シート払い	混合廃棄物 1台		重機オペ兼運転手 1名
		混合廃棄物 1台		手元兼運転手 1名
		混合廃棄物 1台		手元 1名
		金属くず 1台	…リサイクル	
		金属くず 1台	…リサイクル	
6 日 目	基礎コンクリート解体	がれき類 1台	…リサイクル	重機オペ兼運転手 1名
		がれき類 1台	…リサイクル	手元兼運転手 1名
		がれき類 1台	…リサイクル	手元 1名
		がれき類 1台	…リサイクル	
		混合廃棄物 1台		
回送2回・2人+養生シート・2人+解体工事・18人=22人				

---

## 文献

- [1] 中島史郎,「各構造の対応(木構造)」,2000 年度日本建築学会大会(東北)地球環境部門(2)パネルディスカッション資料「地球環境問題に対する建築構造の取り組み」,日本建築学会地球環境委員会,2000 年 9 月.
- [2] 木造建築物解体工事の現場「木造(軸組)住宅解体組成分析調査報告」,社団法人全国解体工事業団体連合会,2000 年 3 月.
- [3] 木材需給と木材工業の現況(平成 11 年版),林産行政研究会,2000 年 1 月.
- [4] 解体・リサイクル技術ノート,解体・リサイクル技術ノート編集委員会,財団法人日本建築センター,1991 年 1 月.



## 2章 木材工業系木質廃棄物

### 1. はじめに

木材工業を対象とした木質残廃材に関するこれまでの調査結果によれば<sup>1)-6)</sup>、木材工業において生産工程で発生する残廃材の多くは、一般に工場内あるいは他工業の原料として有効に活用されており、焼却・棄却される割合は少ないとされている。厚生労働省の調査<sup>7)</sup>によれば、平成9年度に産業廃棄物として処分された木くずは6,754千t（全産業廃棄物の1.6%）にのぼっているが、ここでの木くずは、「建設業に係わるもののうち工作物の除去(解体)によって生じたものと、木材又は木製品の製造、パルプ及び輸入木材の卸売業に係わるもの」と定義されており、多くは木材工業由来の木質残廃材以外の建築解体材等であると考えられる。

しかしながら、原材料の量的あるいは質的状況、木材製品の需要動向、燃料をはじめとする木質残廃材の再利用に関する状況等、木材工業を取り巻く産業動向は近年大きく変化しており、木材工業において発生する木質残廃材の再利用を一層推進していくためには、まず現状を正確に把握し、その問題点を明らかにする必要がある。

本年度は、これまでの調査において明らかにされている、原材料投入量に対する木質残廃材の発生比率及び残廃材の再利用率と、最新の原材料投入量の統計値を用いて、木材工業の業種別に木質残廃材発生と再利用の現状を推定するとともに、各業種ごとの聞き取り調査の結果等から、今後の木質残廃材の発生状況の推測と再利用における問題点等について検討した。

## 2. 木材工業における木質残廃材発生量および処理方法の推移

### 2.1 製材業

我が国の製材工場は年々減少を続け、平成11年には12,288工場となり、ピーク時の約半数となっている。しかし、製材工場においては、我が国の年間木材総需要量の約3割の27,449m<sup>3</sup>の素材が消費され、従業員数とともに依然木材工業の首位を占める業種である。そのため、製材工場において発生する木質残廃材の実態を把握することは、今後木材工業において発生する木質残廃材の再利用を進めていく上で重要であるといえる。

製材業を対象とした木質残廃材に関する主な調査報告は、これまで、昭和55年度<sup>1)</sup>、昭和59年度<sup>2)</sup>、平成5年度<sup>3)</sup>、平成9年度<sup>4)</sup>に行われている。ここでは、最近の平成5年度と平成9年度の2つの調査報告に着目し、両調査報告の内容から、まず製材業における木質残廃材発生実態の推移を検討した。

両調査報告においては、製材工場において発生する木質残廃材を以下のように分類している。

樹皮：製材品に付着してはならないもので、あらかじめ鋸断工程の前に剥皮する。

背板：製材品を木取りした残材で、多くの場合、丸身付きの小・乱尺材。

---

端材：製材品の幅・長さ決め、節・腐れなどの除去などによって発生する、乱尺、乱断面材

のこ屑：鋸断によって発生する木粉。

べら板：所定寸法に仕上げるために、ひき直しによって発生される薄板。

チップ屑：背板、端材をチップ化したときに発生する規格外の微小な木片。

プレーナー屑：のこびき材をプレーナー処理した場合に発生する削り屑。

その他：上記以外のもので、のこ屑が混入した清掃屑など。

平成5年度調査報告においては昭和59年度調査報告を基礎にその後の動態を実地調査で調整して(表2-1)、平成9年度調査報告においてはアンケート調査の結果から(表2-2)、それぞれ原材料投入量に対するこれらの木質残廃材の発生比率を算出し、その値と全製材工場の原材料投入量を用いて、製材業全体における木質残廃材の発生量を推定している。図2-1に両調査報告における各木質残廃材の発生量の推定値を、図2-2に各木質残廃材発生量の原材料投入量に対する割合を示す。両調査報告の結果を比較すると、全体的に原材料投入量に対する木質残廃材発生量の割合が増加していることがわかる。また、木質残廃材の種類別では背板、のこ屑、樹皮、プレーナ屑が増加しており、それぞれ、

背板：野地板、ラス下地板などの薄板の需要の減少。

のこ屑：板割類の増加。

樹皮：原木の小径化。製品の高付加価値化を図るための剥皮の徹底。

プレーナ屑：プレーナ掛け製品の需要の増加。

のように平成9年度調査報告では理由が考えられている。

このように、製材工場から発生する木質残廃材の実態は、量、質ともに大きく変化してきている。表2-3は、平成11年の製材業全体における木質残廃材の種類別発生量を、当年の原材料投入量と平成9年度調査報告における木質残廃材発生比率を用いて推定したものである。平成11年は、13,244千 $m^3$ の木質残廃材が製材業においては発生していると推定される。

次に、平成5年度及び平成9年度調査報告における、木質残廃材の処理の実態を表2-4に示す。両調査報告を比較すると、全体的にオガライト・オガタンへの利用が減少し家畜敷料への利用が増加している。また、木質残廃材の種類別では、発生量の多い樹皮、背板、のこ屑、端材、プレーナ屑のうち、樹皮以外の木質残廃材はほとんど焼却・棄却されていないが、樹皮に関しては平成9年度調査報告においても依然27%が焼却・棄却されている。

表2-1 製材工場における木質残廃材発生比率(平成5年度調査報告)

	国産材			輸入材				
	針葉樹			広葉樹	南洋材	米材	北洋材	ニュージーランド他
	スヒノギキ	エトゾドママツ	アソカのマツ他					
背板	13.9	16.2	14.7	23.9	20.9	12.0	13.8	14.3
のこ屑	8.6	9.2	8.9	10.2	10.5	8.8	9.5	10.5
樹皮	6.8	7.6	7.2	10.4	1.2	5.0	5.5	4.5
端材	2.0	2.0	1.6	2.0	2.5	2.0	2.2	1.5
チップ屑	0.5	0.4	0.4	1.2	0.3	0.5	0.5	0.5
プレーナ屑	0.5	0.1	0.2	3.8	2.0	0.3	0.4	0.3
べら板	0.2	0.1	0.1	1.2	1.5	0.1	0.1	0.1
その他	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

表2-2 製材工場における木質残廃材発生比率(平成9年度調査報告)

	国産材			輸入材				
	針葉樹			広葉樹	南洋材	米材	北洋材	ニュージーランド他
	スヒノギキ	エトゾドママツ	アソカのマツ他					
背板	20.2	34.7	14.7	23.9	20.9	9.0	16.3	14.3
のこ屑	13.7	15.2	8.9	10.2	10.5	15.3	15.4	10.5
樹皮	10.7	12.4	7.2	10.4	1.2	10.7	8.6	4.5
端材	2.0	3.6	1.6	2.0	2.5	3.9	3.5	1.5
チップ屑	0.6	0.1	0.4	1.2	0.3	2.9	1.5	0.5
プレーナ屑	3.1	0.7	0.2	3.8	2.0	2.4	6.7	0.3
べら板	0.2	0.0	0.1	1.2	1.5	0.0	0.0	0.1
その他	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1

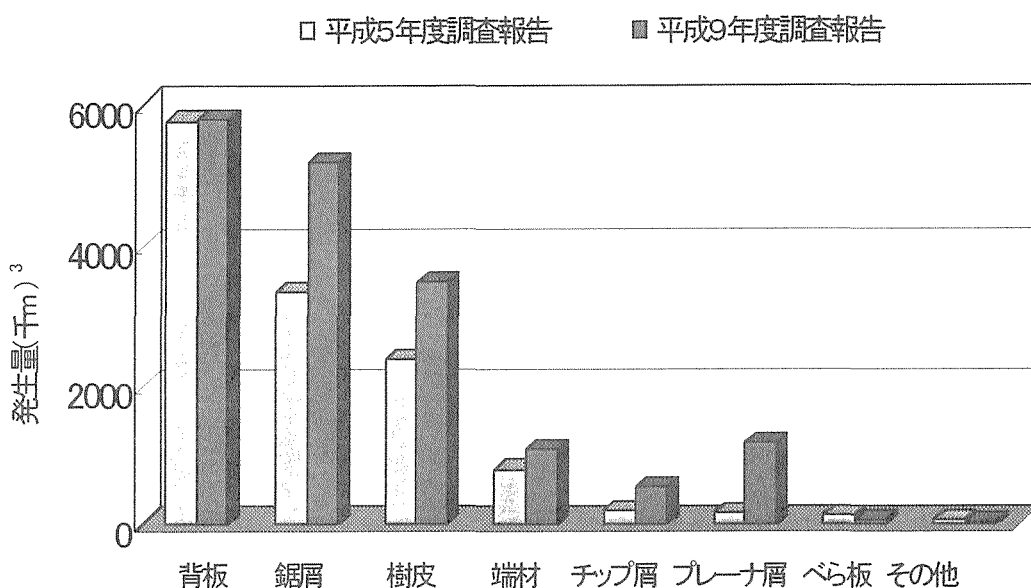


図2-1 製材業における木質残廃材発生量

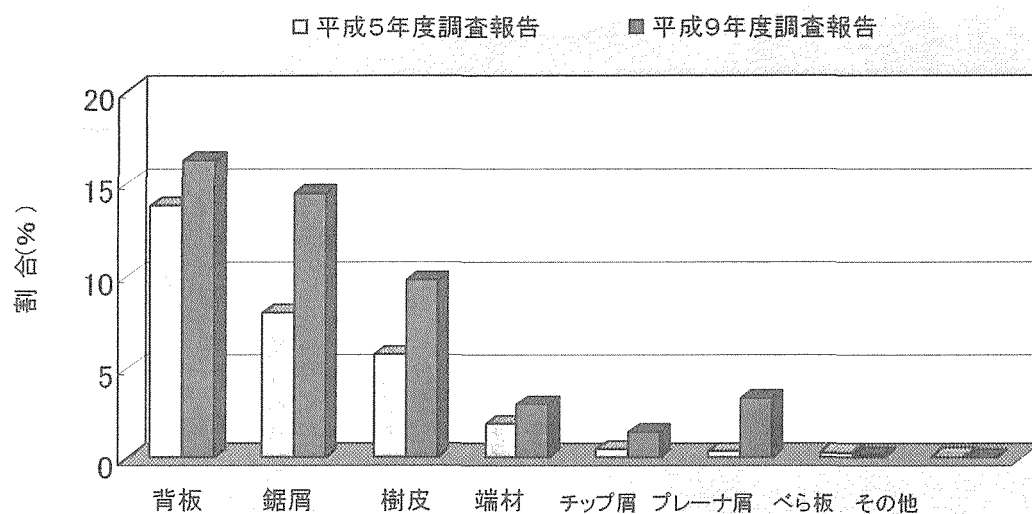


図2-2 製材業における木質残廃材発生量の原材料投入量に対する割合

表2-4における平成9年度調査報告の処理方法別比率を用いて、平成11年の製材業における木質残廃材処理の実態を推定すると、木質残廃材全体のうち焼却・棄却処理されているのは760千m<sup>3</sup>（樹皮を除けば21千m<sup>3</sup>）となる。今後は、ダイオキシン類対策特別措置法の

関係から木質残廃材の焼却処理が困難になるため、製材工場における聞き取り調査や各種の報告書<sup>9)</sup>からも、その対策が大きな問題となっていることは明らかである。今後は、樹皮を主体とした現在焼却されている木質残廃材の再利用方法を早急に確立する必要がある。

表2-3 平成11年の製材工場において発生する木質残廃材の推定量(千m<sup>3</sup>)

背板	鋸屑	樹皮	端材	チップ屑	プレーナ屑	べら板	その他	合計
4,637	3,864	2,718	790	380	804	36	13	13,244

表2-4 製材工場における木質残廃材処理方法別割合

残廃材種類	調査報告年度	残廃材の処理方法別比率 (%)									合計
		チップ製造	小物製材	ガラトカタン	燃料	家畜敷料	堆肥・土壌改良	キノコ培地	その他	焼・棄却	
樹皮	平成5年度			1	40	2	30	1	1	25	100
	平成9年度				18	28	26	1		27	100
背板	平成5年度	85	10		4					1	100
	平成9年度	99		1							100
のこ屑	平成5年度			20	10	38	16	15	1		100
	平成9年度			6	14	68	6	4	2		100
端材	平成5年度	70	10		15				2	3	100
	平成9年度	69	6		21					4	100
べら板	平成5年度		10		20					70	100
	平成9年度	33			18			9		40	100
チップ屑	平成5年度			30		30		30		10	100
	平成9年度	8		6	38	23	4			21	100
プレーナ屑	平成5年度				10	90					100
	平成9年度			3	30	44	10		2	11	100

---

## 2. 2 合板工業

合板工業は、我が国の木材工業の中で、従業員数、出荷額とも製材業に次ぐ地位を占めている産業である。しかし、近年では、原木産出国の丸太禁輸政策と製品輸出促進政策により合板の輸入量が急増するとともに、針葉樹合板の生産が増加するなど、合板工業を取り巻く状況が大きく変化してきている。

合板工業を対象とした木質残廃材に関する調査報告は、製材業と同様に、昭和55年度<sup>1)</sup>、昭和59年度<sup>2)</sup>、平成5年度<sup>3)</sup>、平成10年度<sup>5)</sup>に行われている。ここでは、最近の平成5年度と平成10年度の2つの調査報告に着目し、両調査報告の内容から合板工業における木質残廃材発生実態の推移を検討した。両調査報告においては、合板工業から発生する木質残廃材を以下のように分類している。

樹皮：南洋材の場合は、産地国で剥皮後に積出するため、発生量は僅かである。

チェーンソー屑：丸太の横切り工程で発生するのこ屑。

端材：丸太の長さ決め時に発生する残材で、大径の短尺材。

剥心：ベニヤレースでの剥き残しで、真円の丸棒状のもの。

単板屑：ベニヤレースでの単板製造過程、乾燥・未乾燥の単板裁断仮定で発生する単板屑で、生状と乾燥したものがある。

サイザー屑・合板屑：合板のトリミング工程で発生する。

サンダー屑・その他：合板のサンディングによって発生する微粉、清掃屑。

平成5年度調査報告においては、昭和59年度調査報告における結果をそのまま利用して、平成10年度調査報告においてはアンケート調査の結果から、それぞれ原材料投入量に対するこれらの木質残廃材の発生比率を算出し、その値と全合板工場の原材料投入量を用いて、合板工業全体からの木質残廃材の発生量を推定している。

図2-3に両調査報告における各木質残廃材の発生量の推定値を、図2-4に各木質残廃材発生量の原材料投入量に対する割合を示す。両調査の結果を比較すると、製材業の場合と同様に、全体的に原材料投入量に対する木質残廃材の割合が増加していることがわかる。また、木質残廃材の種類別では、単板屑、樹皮が増加しており、それぞれ原木の低質化、小径化が原因であると、平成10年度調査報告では理由が考えられている。

表2-5は、平成11年の合板工場における木質残廃材の種類別発生量を、当年の原材料投入量と平成10年度調査における木質残廃材発生比率から推定したものである。平成11年は1,923千m<sup>3</sup>の木質残廃材が合板工業において発生していると推定される。

次に、木質残廃材の処理の実態について、昭和55年度及び平成10年度調査報告における結果を表2-6に示す。両調査ともに、発生量の多い単板屑、剥心、合板耳、端材はほとんどが自家燃料もしくはチップ原料として利用されており、全体的に焼却・棄却処理される割合が低いことは約20年経っても変化がない。表2-6における平成10年度調査報告の処理方法別比率を用いて平成11年の木質残廃材処理の実態を推定すると、合板工業におい

て発生する木質残廃材のうち焼却・棄却処理されているのは17千 $m^3$ と推定される。

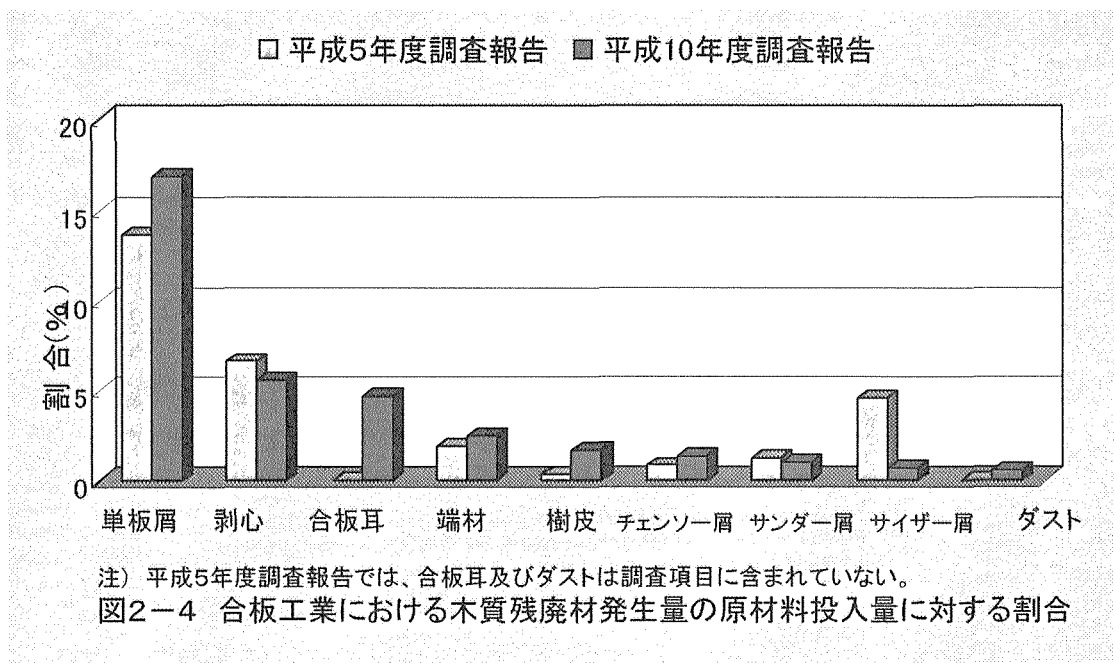
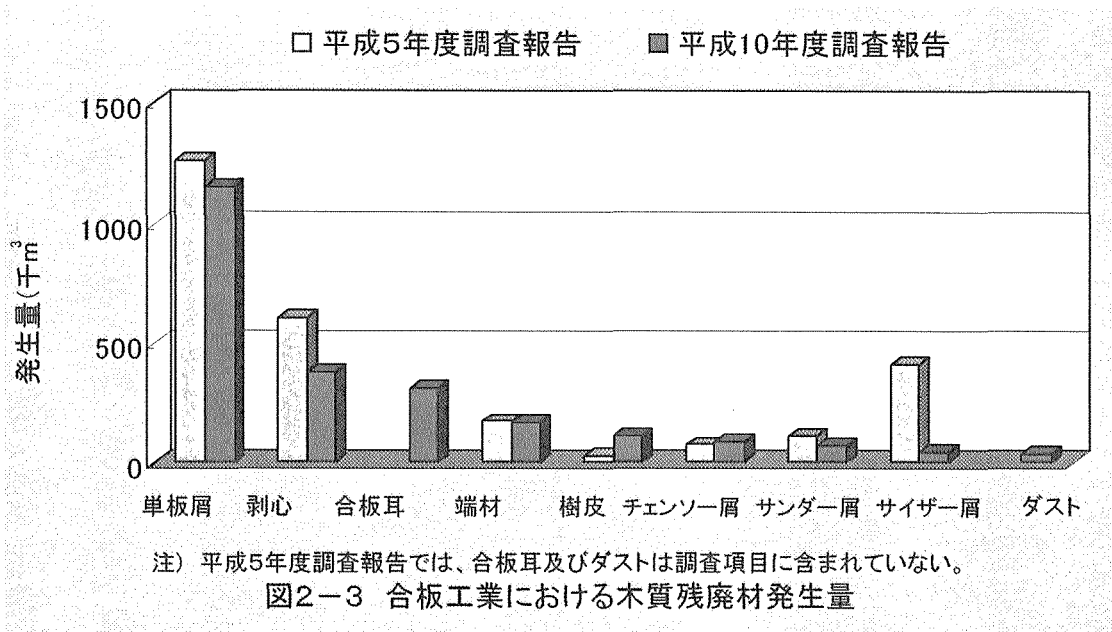


表2-5 平成11年の合板工場から発生される木質残廃材の推定量(千m<sup>3</sup>)

単板屑	樹皮	剥芯	合板耳	端材	チェンソー屑	サンダー屑	サイザー屑	ダスト	合計
955	146	282	264	113	62	43	34	24	1,923

表2-6 合板工場における木質残廃材処理方法別割合

残 廃 材 種 類	調査報告 年度	残 廃 材 の 処 理 方 法 別 割 合 ( % )					合 計
		自家燃料	売却燃料	チップ売却	その他売却	焼・棄却	
樹 皮	平成5年度	62				38	100
	平成10年度	72				28	100
チェンソー屑	平成5年度	83		15	1	1	100
	平成10年度	100					100
端 材	平成5年度	40	2	31	23	4	100
	平成10年度	84		12	4		100
む き 芯	平成5年度	29	2	34	35		100
	平成10年度	47		43	10		100
生単板屑	平成5年度	65	2	32	1		100
	平成10年度	72		28			100
乾燥単板屑	平成5年度	82		18			100
	平成10年度	80		20			100
サイザー屑	平成5年度	83		17			100
	平成10年度	100					100
合 板 耳	平成5年度	87		10	3		100
	平成10年度	91		5	4		100
サンダー屑 その他ダスト	平成5年度	98				2	100
	平成10年度	95				5	100



### 2.3 プレカット工業

図2-5に最近10年間の新設住宅着工戸数を、木造、非木造に分けて示す。平成11年の木造住宅着工数は565千戸、うち在来軸組工法は463千戸である。在来軸組工法による住宅のうちプレカット材の使用率が50%、1戸当たりのプレカット材の使用量が12m<sup>3</sup>であると仮定すると、プレカット工業全体で2,778千m<sup>3</sup>の木材がプレカットされると推定される。プレカット工場を対象とした木質残廃材に関する調査報告は平成10年度に行われており<sup>9)</sup>、同調査報告ではプレカット工場において発生する木質残廃材を端材、のこ屑、切り屑に分類し、アンケート調査の結果から原材料投入量に対するそれぞれの発生比率を、0.05, 0.003, 0.02と算出している。この木質残廃材発生比率と、上述のプレカットされる木材の全体量を用いると、平成11年のプレカット工場における木質残廃材発生量は、

端材	$2,778 \text{千m}^3 \times 0.05 = 139 \text{千m}^3$	
のこ屑	$2,778 \text{千m}^3 \times 0.003 = 8 \text{千m}^3$	
切り屑	$2,778 \text{千m}^3 \times 0.02 = 55 \text{千m}^3$	合計 202千m <sup>3</sup>

と推定される。

プレカット工場において発生する木質残廃材のうち焼却・棄却されている割合は、同調査報告によれば端材14%、のこ屑6%、切り屑17%であるので、プレカット工業全体から発生する木質残廃材202千m<sup>3</sup>のうち焼却・棄却されている量は、

端材	$139 \text{千m}^3 \times 14\% = 19 \text{千m}^3$	
のこ屑	$8 \text{千m}^3 \times 6\% = 0.5 \text{千m}^3$	
切り屑	$55 \text{千m}^3 \times 17\% = 9 \text{千m}^3$	合計 29千m <sup>3</sup>

と推定される。

平成11年度に全国木造住宅機械プレカット協会が行った調査によれば、調査時のプレカット工場数は888工場で、全国で正規に稼働しているプレカット工場数は800工場を下回る程度ではないかと推定されている。近年住宅着工戸数は伸び悩んでいることもあり、プレカット工場はほぼ飽和状態にあると考えられているが、建築基準法の性能規定化等の影響により、今後もプレカット材の需要は増加し、それに伴いプレカット工場における木質残廃材の発生量も増加すると考えられる。

ところで、プレカット工場における木質残廃材としては、プレーナ屑等の切り屑の発生量が多いことが特徴であるが、切り屑はのこ屑と比較してさらに膨容比(加工を行った後の体積の増加率)が大きい。平成10年度調査報告では、切り屑の膨容比を7と見積もっているため、この数値を用いれば、プレカット工場において発生する切り屑の見かけの体積は上述の55千m<sup>3</sup>の7倍の385千m<sup>3</sup>となる。プレカット工場における聞き取り調査の結果からも、切り屑の体積の増加が問題となっており、切り屑を粉砕機で木粉化し、のこ屑と混

合して売却しているプレカット工場の例も見られた。最近では、木質残廃材のバイオマス利用が注目されており、木質残廃材を利用した発電プラントの建設等も各地で計画されているが、その際には木質残廃材の集荷コストの低減化が必要となってくる。そのため、のこ屑、切り屑等の体積の低減化技術の開発、低コストな固形燃料化技術の開発等も今後の重要な課題になると考えられる。

また、最近では住宅部材に占める集成材の割合が増加するとともに、処理木材も多く使用されており、こうした部材を加工した場合には、切り屑、のこ屑に接着剤等の異物が混入することとなる。現在では、のこ屑、切り屑の再利用用途に占める家畜敷料の割合が高くなっているが、異物の混入した家畜敷料が敬遠される場合もあり、今後は異物の混入した木質残廃材の分別技術等も開発していく必要があると考えられる。

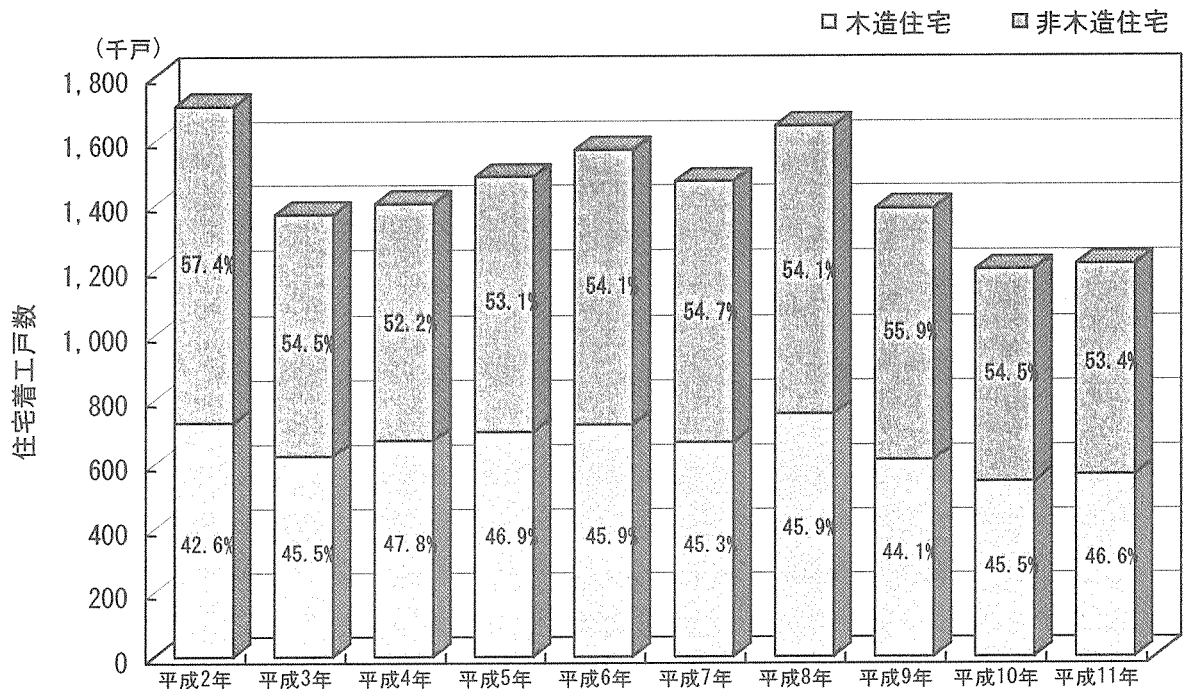


図2-5 新設住宅着工戸数の推移

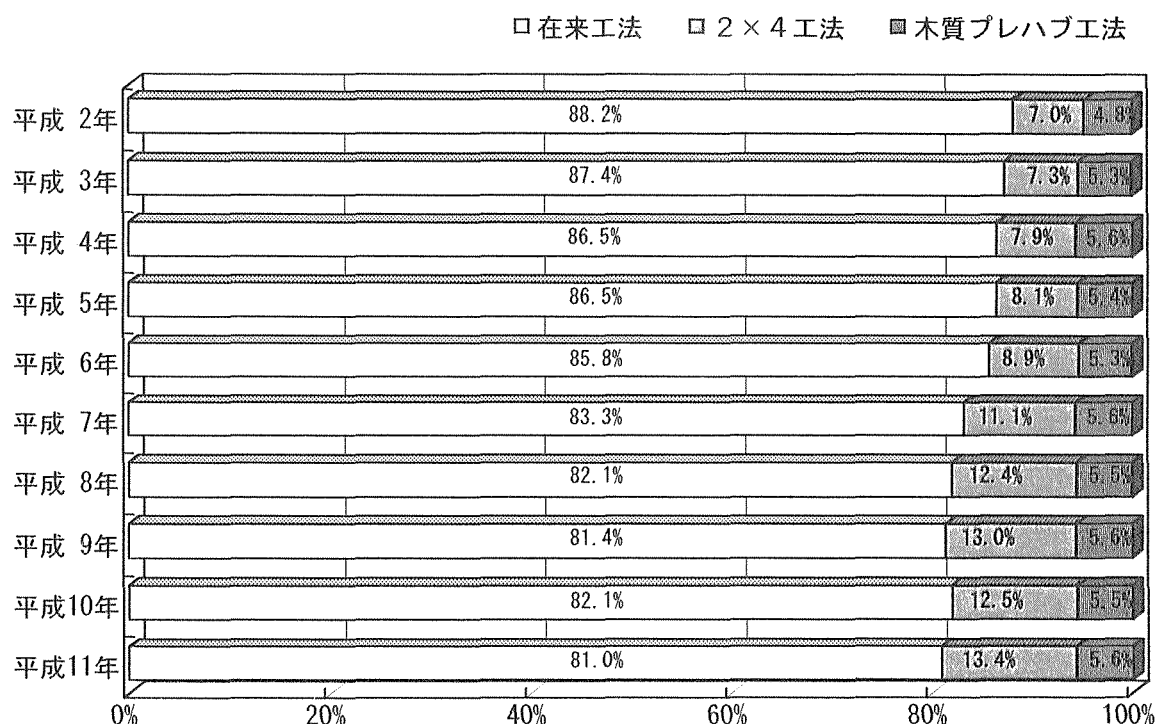


図 2-6 木造住宅における工法別割合の推移

## 2.4 集成材工業

日本集成材工業協同組合により、集成材工場107社を対象に平成11年における木質残廃材に関する調査<sup>9)</sup>が行われ、集成材生産量 483千 $m^3$  木質残廃材発生量 49千t と推定されている。平11年の集成材生産量は767千 $m^3$ であるので、調査における木質残廃材の発生比率をそのまま用いると、集成材工業全体での木質残廃材の発生量は、78千t(比重を0.5とすると156千 $m^3$ )と推定される。

また、表 2-7 に、同調査における木質残廃材の発生及び処理に関する状況を示す。表 2-7 によれば、集成材工業において発生する木質残廃材の処理方法別割合に関しては、焼却 23.8%、産廃処理7.1% であるので、木質残廃材の発生量を156千 $m^3$ とすると、焼却37千 $m^3$ 、産廃処理11千 $m^3$ と推定される。

近年、多くの集成材工場では、輸入ラミナを用いて集成材の生産を行っているため、原木から製品の生産を行う製材業等と比較して、製品生産量に対する木質残廃材の発生量の割合は小さくなっている。しかし、建築基準法の性能規定化等の影響により集成材の使用量が増加傾向にあるため、今後集成材工業における木質残廃材の発生量は増加すると考えられる。集成材工業においても、プレカット工業と同様に接着剤を含む切り屑が多く発生するので、その再利用にあたってはプレカット工場と同様の問題を解決していく必要があると考えられる。

表 7. 集成材工場における木質残廃材の処理方法

種 別		該 当 社 数	処 理 量 (ト)	割 合 (%)
焼 却	自 社	48	9,375	19.10
	共 同	3	2,303	4.69
	計		11,678	23.79
リ サ イ ク ル へ 自 社 )	燃 料	62	28,535	58.13
	堆 肥	4	309	0.63
	チ ッ プ	7	771	1.57
	(無償挽粉)	1	50	0.10
	(一般家庭)	1	27	0.06
	(木 炭)	1	60	0.12
	そ の 他	3	312	0.64
	計		30,064	61.25
販 売		19	3,860	7.86
産 廃		27	3,486	7.10
合 計		176 《107》	49,088	100.00

《 》は実数

## 2.5 LVL(単板積層材)工業

全国LVL協会の資料<sup>10)</sup>によると、会員13社についての平成11年の原材料使用量は、原木が広葉樹178千 $m^3$ 、針葉樹4千 $m^3$ 、単板が広葉樹3千 $m^3$ 、針葉樹39千 $m^3$ 、生産量は63千 $m^3$ である。これに、会員外の生産供給量ならびに輸入量を含めて、我が国のLVL供給量は、350千 $m^3$ ~400千 $m^3$ 程度になると同協会では推計している。

今、原木から製品の一貫生産を行っているLVL工場において発生する木質残廃材の発生比比率が合板工場に準じていると仮定し、平成10年度調査報告<sup>5)</sup>における木質残廃材の発生比率と上述のLVL工場における原木投入量を用いると、LVL工業全体(LVL協会会員のみ)からの木質残廃材の概ねの発生量は表2-8のようになる。

表2-8 LVL工場における木質残廃材の発生推定量( $m^3$ )

単板屑	樹皮	剥芯	合板耳	端材	チェンソー屑	サンダー屑	サイザー屑	ダスト	合計
31.3	0.8	11.9	7.9	5.7	3.0	2.5	1.3	1.3	65.7

発生した木質残廃材の処理方法も合板工場に準じたものであるとすると、大部分は自家燃料として利用されていると推測される。

## 2.6 フローリング工業

平成10年のフローリング工業における生産量は、単層フローリング3,272千 $m^2$ 、複合フローリング66,364千 $m^2$ である。これまでに、フローリング工業を対象とした木質残廃材に関する全国的な調査は行われていないが、いくつかの工場の聞き取り調査の結果によれば、木質残廃材のほとんどが自家燃料として利用されている。

### 3. まとめ

表2-9に、主な木材工業における、平成11年の原材料投入量、製品生産量、木質残廃材の推定発生量、木質残廃材のうち焼却・棄却処理されているものの推定量を示す。表に示されるように、木材工業において、廃棄物の発生量が最も多く原材料投入量に対する木質残廃材発生量の割合も最も高い業種は製材業であるが、木質残廃材発生量に対する焼却・棄却量の割合はプレカット工業や集成材工業の方が高い。プレカット工業や集成材工業は切り屑の発生量が多い業種であり、表2-4より製材業においてもプレーナ屑は焼却・棄却処理される割合がやや高いことから、切り屑は前述したような体積膨潤の理由から集荷コストがかさむことが再利用率を低くしている原因の1つではではないかと考えられる。また、製材業で焼却・棄却処理されている木質残廃材の大部分は、前述したように樹皮である。このことは、樹皮に関しては依然有効な再利用方法が確立されていないことを示している。今後は、ダイオキシン類対策特別措置法の関係から木質残廃材の焼却処理が困難になるため、その対策を図ることが最も重要な課題であると考えられる。

表2-9 主な木材工業における製品生産量及び残廃材発生量(千 $m^3$ )

業種	原材料投入量	製品生産量	残廃材発生量	焼却・棄却量
製材業	27,449	17,952	13,488 (49.1)	760 (5.6)
合板工業	5,524	3,261	1,923 (34.8)	17 (0.9)
プレカット工業	2,778	—	202 (7.3)	29 (14.4)
集成材工業	—	767	156 (—)	48 (30.8)
LVL工業	182(原木)	63	66 (35.3)	—

注1. 残廃材発生量の()内は原材料投入量に対する割合。

2. 焼却・棄却量の()内は残廃材発生量に対する割合。

---

### <引用文献>

- 1) 木質系エネルギー活用促進調査, 日本住宅・木材技術センター, 昭和56年3月
- 2) 木材工業における木質残廃材処理の実態とその評価, 農林水産技術会議事務局, 昭和59年6月
- 3) 木質残廃材再資源化技術開発事業報告書, 日本住宅・木材技術センター, 平成6年3月
- 4) 木質系木質残廃材を原料とするチップ製造業(その1),  
日本木材総合情報センター, 全国木材チップ工業連合会, 平成10年3月
- 5) 木質系木質残廃材を原料とするチップ製造業(その2),  
日本木材総合情報センター, 全国木材チップ工業連合会, 平成11年3月
- 6) 木質系木質残廃材を原料とするチップ製造業(その3),  
日本木材総合情報センター, 全国木材チップ工業連合会, 平成12年3月
- 7) 産業木質残廃材発生・処理状況調査(平成9年度実績)
- 8) 奈良県の製材工場から発生する木質残廃材—桜井木材協同組合の調査報告から—,  
木材工業、Vol. 56(2)
- 9) 集成材だより NO. 239, 日本集成材工業協同組合, 平成12年5月
- 10) L V L 協会情報 No. 14, 全国L V L 協会, 平成12年6月

---



### 第3章 その他の木質廃棄物

#### 1. はじめに

本プロジェクトの課題は、省資源・廃棄物処理さらには地球温暖化にも関わる広い意味での環境問題の解決のためにも再資源化を進めるべきである多くの木質系残廃材が、無用の物でありそれ以上の人為活動の対象とされない「廃棄物」とされていることから、その再利用のための技術的・社会的システムを構築していくための提言を行うことである。

木質系残廃材の排出源の内、製材・合板工業等の一次製品を製造している木材工業系については2章で、それら木材製品を利用する分野の内量的に最も多くを占める建築系については1章で、その現状と課題について述べられている。

本章では木材製品利用部門の内、建築系を除いたものについて検討を行う。

平成10年度における各種統計・調査値を基に我が国の木材利用部門に出荷された各種木材製品量を表に示す。これは国内においてそれぞれの用途として加工が行われた木材製品量であり、木材一次製品としての輸出入量については考慮されている。しかし用途によっては後述するように、木材二次製品として輸出あるいは輸入されるものが存在し、必ずしも国内において将来発生しうる残廃材ポテンシャルに対応するものではないことは注意を要する。

表から分かるように建築用途が木材製品需要量の71%を占めているが、それ以外の用途も29%あり、残廃材の再利用システムを考える上で無視できない量であることが分かる。

これらの多くは耐久的利用であると考えられ投入と廃棄の間には時間差があるため、今後廃棄量を推計する上では過去における用途別の投入量を押さえる必要がある。

表3-1 平成10年度木材一次製品別用途別出荷量(千 $m^3$ )

	建築	家具・建具	土木	パレット・梱包材	家電	楽器	自動車	その他	計	
製材	21,111	707	1,057	2,723	0	0	0	818	26,415	
合板	4,631	2,108	35	141	203	335	0	1,367	8,820	
パーティクルボード	499	784	0	0	94	7	0	1	1,385	
集成材	488	311	0	0	0	0	0	89	888	
LVL	16	142	0	0	0	0	0	0	158	
フローリング	696	0	0	0	0	0	0	0	696	
繊維板	ハードボード	21	27	0	29	2	0	41	5	126
	MDF	358	235	0	0	7	0	38	638	
	インシュレーションボード	440	0	0	0	0	0	40	480	
計	28,260	4,314	1,092	2,893	306	342	41	2,359	39,607	

---

## 2. 家具・建具

家具・建具用への木材製品出荷量は約430万m<sup>3</sup>であり、建築用途以外での最大のものであるにもかかわらず、製造時の残材や使用后廃棄される材についてはほとんど調査報告がなされていない。

前表では家具・建具と一括した用途分類での統計値しか与えられていないが、例えば使用後の廃棄形態もかなり異なったものであることから、分けた形の統計値が必要となる。

家具は大きく「足もの」と「箱もの」に分けられるが、製造歩留まり、逆に言えば製造時の残材発生率が両者で大きく異なっていると考えられ、一般的には「足もの」の歩留まりが低いことが工場での聞き取り調査などで明らかになっている。

次年度において関係工業会での聞き取り調査を予定しているが、製品歩留まりについては企業規模の分布や主要製品の実態をふまえた十分な数のサンプリングによるアンケート調査および現地調査が必要と考える。

工場残材の処理実態については大規模な工場ではチップ用などのリサイクルが既に行われている所もあるが、小工場では焼却・廃棄処理されている可能性が高く、再資源化のシステムを提案するためには、立地と残材発生量のマッピングが必要となるだろう。

使用後に廃棄される材を定量的に評価するためには、可能な限り過去に遡って製品出荷量のデータを収集し、各時点での人口・世帯数や建築物の床面積等と関連づけながら解析を進める必要がある。しかし前述のように国内に存在する量を得るためには、各年の輸出入量も考慮しなければならない。

各企業においては製品の耐用年数あるいは平均使用年数について、需要予測あるいはメンテナンス・クレームなど販売戦略の上からそれらの数値を持っていると思われるが、廃材発生量の将来予測に適用可能かどうかは疑問である。

廃棄の現状であるが、一般廃棄物の粗大ゴミとして出されているのが大部分と思われる。どの程度ゴミ処理場あるいはリサイクル業者によって再資源化されているかの調査が必要である。また建築解体時に残された家具が産業廃棄物として処理されている場合も存在する。不要家具の引き取り・リユースも行われており、古道具屋あるいはリサイクルショップでの木製家具のフロー量も調べてみる必要があるだろう。

また家具によっては作り付けの戸棚・タンスやシステムキッチンなど、後述の建具に近い廃棄形態を持つものも存在する。

廃棄家具の発生ポテンシャルマップについてはおおむね建築物のそれと一致しているとみなして良いと思われる。回収のための社会システムが作られれば再資源化のための技術的課題は金属・プラスチック等の複合部材の分離と塗装・接着剤の問題に絞られるであろう。また前表にあるように建築用途と同じく様々な木材一次製品が使われているのも特徴である。

建具の製造時残材発生量は各メーカーへのアンケート調査で入荷木材一次製品量と歩留まりから得られると考えられる。

モルダー屑などの加工残材は規模の大きな工場では木屑炊きボイラーの熱源としての利用が考えられるが、建具製造においては乾燥材を購入することが多いと思われるため、乾燥用蒸気の利用としては近接して乾燥装置を持つ他工場の存在が前提となる。前述の家具と同様に規模・立地によるマッピングが重要となる。

使用後における廃棄量については、建具は家具以上に建築物との相関が高いことから、経時的な製造量と建築量との関係を解析することにより、発生ポテンシャルマップの作成が可能であると思われる。しかし建具の耐用年数が建築物より短いことが予想され、交換メンテナンスが行われることも考慮しなければならない。従って廃材発生が建築物の滅失と同時であるとは限らない。

廃棄の現状については、建築物の解体時には確実に発生し、産業廃棄物としての処理経路に乗るものが一般的とみなして良いだろう。建設リサイクル法の施行により分別解体が義務づけられるため、解体工事の初期に建具の取り外し等が行われると思われる。建具は木質構造材と比べて、金属・ガラス・プラスチック・紙等との複合や塗料・接着剤の使用も多いことから、独自の処理システムが必要になるかもしれない。

### 3. 土木

土木用途としての木材製品は製材105万7千 $m^3$ 、合板3万5千 $m^3$ となっている。

土木工事は民間が主体の建築工事とは異なり公共工事が主体であるため、各種廃材のリサイクルや廃棄処理については適正に行われているとされる。平成7年度の数値としては土木系廃棄物の内、木材は搬出量60万トンでリサイクル率69%であるとされている。

木材比重0.5で換算すると120万 $m^3$ となり、年度は異なるものの上記の投入量の数値を上回ることになるが、これは土木工事に伴う伐採樹木量が含まれているため、本プロジェクトの目的範囲とは異なる点で注意が必要である。

また治山・林道関係で約6万 $m^3$ が使用されているという報告がある。

合板の用途としては大部分がコンクリート型枠用と考えられ、数回の転用後、産業廃棄物として処理されていると思われる。

製材品の用途であるが、詳細については今後の調査が必要であるが、ダム水没部の土留め用、道路や河岸の擁壁や土留め材、様々な外構用、土木工事部周辺の柵・杭用途などが考えられる。

最後の用途については工事終了後、再利用されるか廃棄処分が行われると思われるが、他の用途では一定期間後に新しいものと取り替えられ産業廃棄物として処理されることになるか、自然放置されたままである可能性もある。いずれにせよ投入量と廃棄量についてはタイムラグがあることが考えられる。

発生場所については全国に広く、また人口分布とはあまり相関がない形で点在している

と考えられ、これは他の用途と大きく異なった特徴である。従って再利用のためのシステム構築においては回収の困難さから、スケールメリットが要求される近代工業タイプではない、小規模・分散型でロウテクノロジーのものが求められるであろう。

土木工事についても建設リサイクル法が適用されているため、その実態把握や再資源化のためのシステムについては今後様々な所から調査・報告がなされるものと期待される。

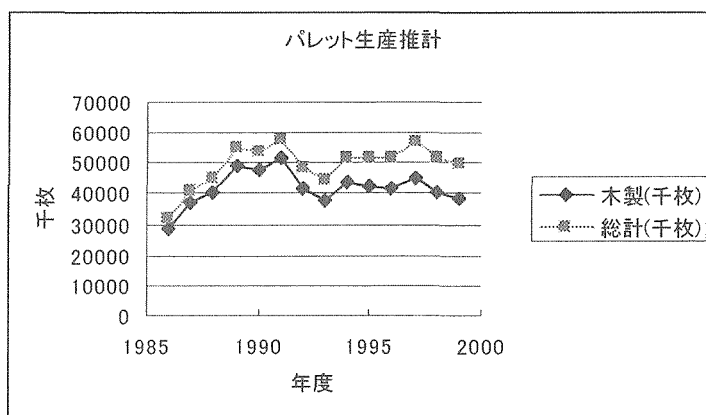
#### 4. パレット・梱包材

パレット・梱包用材は289万 $m^3$ で家具・建具用材に次いでいる。

合板については出荷先として「パレット・梱包」分野という平成5年の日本木材総合情報センター「合板需要動向調査報告書」の比率から算出したものであるが、製材では「木箱仕組板・梱包用材」という分類のものである。パレット用ということが明らかな製材品は前表の分類ではその他に含まれることになっているが、その中の比率が不明なためそのままにしている。過去の調査によると梱包用として出荷された安価な製材品からパレットが製造されているという指摘がされているので、注意を要する。また海外で製材された輸入品は国内製材の用途比率で振り分けてあるが、この中にもそれ以上の比率でパレット・梱包用途に回っている可能性もあり、上記の投入量は過小評価されていると指摘されている。

パレットの生産動向を図に示す。景気の変動に伴って動いているものの近年は4千万枚程度で推移している。

標準的な1,100mm×1,100mmのパレットの木材使用量0.06 $m^3$ /枚から前表に対応する1998年度の木製パレット生産枚数を掛けて木材量を算出すると約243万 $m^3$ となる。



製造時の残材についてはアンケート調査などにより明らかにできると考えられる。

国内で発生する廃棄量については輸出入に伴うものも考慮する必要があるが、過去の報告においてはほぼ相殺されるとみなし、寿命分析もふまえた上で年間生産量に匹敵する量が毎年廃棄されているとされている。

リサイクルについてはほぼ無処理の木材と釘からなっているため、チップ化以降の再資源化は容易であると考えられる。むしろ物流上の性質から大口需要先以外の様々な小工場・商店などに分散されているため、耐用年数に満たないそのまま再利用が可能なものまで廃棄に回っている点が問題とされる。

梱包用については前表の内どの程度の量であるのか明らかではないが、過去の報告では平成3年頃で240万 $m^3$ 程度が国内で生産されたとしている。その内の170万 $m^3$ は輸出用木箱とされ、その分は国内で廃棄されないことになる。逆に輸入品を梱包してきた木材が国内廃棄に回るわけであるが、現時点における量的な把握は今後の課題となる。

輸出用木箱以外の電工ドラムやその他の梱包材については、電力会社等大口の所ではチップ化工場に持ち込むなどリサイクルの取り組みが進められている。

## 5. 家電

家電製品に対する木材一次製品投入量は合板・パーティクルボード・ファイバーボードという面材料中心に30万6千 $m^3$ となっている。

これについても輸出されるものや輸入されるものに含まれる木質系資材量の調査を行わないと、国内で廃棄されうる正確な量は明らかにできない。

しかし家電リサイクル法が2001年4月1日から施行され、回収・リサイクルが義務づけられたことから、何らかの形での木質系廃材のリサイクルは進められていくものと期待される。

## 6. 楽器

前表では楽器用途に投入される木材一次製品は合板・パーティクルボード、計34万2千 $m^3$ ということになっている。しかしピアノ・アコースティックギター・エレクトリックギター類・バイオリン等の擦弦楽器類・打楽器類の一部などにはソリッドの製材品に相当する木材が使用されていることは明らかであるが、統計値に計上されていない。

これは製材・合板・パーティクルボード工業から出荷されたもののみが統計に現れ、楽器メーカーが直接原木を購入して製作している分は用途別木材供給量のその他の部分に入っていることなどが考えられる。

楽器についても輸出入の問題があり、国内に出荷され将来的に廃棄されうる量とは対応していない。

楽器の廃棄あるいはリサイクルの現状については不明である。廃棄は一般廃棄物の粗大ゴミとして処理されていると考えられるが、ピアノ等の大きな楽器についてはメーカーあるいは専用業者によって処理されている可能性がある。また中古楽器の市場が存在し、どの程度の再利用率であるかは今後調査の必要があろう。

## 7. 自動車

前表では自動車の内装用としてハードボード4万1千 $m^3$ の投入量となっている。しかしトラックの荷台床板・根太・煽り板、ドライバンの内壁材、バスの床板などに木材が使用されており、97年のトラックメーカー4社の木材使用量は5万3千トンという数値があり、比重0.5で換算して10万6千 $m^3$ となる。これらは製材品の中ではその他として分類されて

---

いる。またこれらの製造時の歩留まりがどの程度であるかは今後調査が必要であろう。

自動車も輸出入の問題は同様である。

製造時の残材や廃棄時のリサイクルについては、大企業を中心とした業界であるため、独自の取り組みも進められつつあるようである。

## 8. その他

前表でその他と分類された木材一次製品量は236万 $m^3$ で家具・建具とパレット・梱包材に次ぐ量である。

製材品については造船車両用材、枕木、機械部分用材、運動用具、樽・桶用材、木型用材などとされており、前述のパレット用や自動車用、また楽器用なども含まれている可能性がある。枕木・電柱については平成12年の日本木材防腐工業組合の調査結果で、枕木は27,530 $m^3$ 、電柱2,532 $m^3$ という数値があり、把握量としては80%程度とのことである。これらの数値を考慮しても、81万8千 $m^3$ がどのような用途であるのか定量的な結果は明らかではない。

合板は136万7千 $m^3$ とその他の58%を占めるが、これについても今後検討する予定である。

## 第4章 木質廃棄物再利用の現状と課題

近年、産業廃棄物処理に関する法・制度が相次いで打ち出され、産業界あげて廃棄物削減とリサイクル対策に取り組んでいる。本事業は木質系廃材の再利用化、再資源化を図るための技術開発を通して、木質資源の有効利用と環境保護に資することを目的としている。本章では、木質ボード工業での利用実態と、木質廃棄物の再資源化に関わる技術課題に触れる。

### 1. 木質ボード原料としての利用

木質系廃材リサイクルの話題の中で、木質ボードはマテリアルリサイクルの代表例として取り上げられることが多い。循環型社会形成推進における基本的な考え方は、廃材の発生の抑制、資材の再使用、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル、最終処分のように順位付けをした取り組みが考えられているが、木質系廃棄物の場合、ボードの原料としての利用が期待をもって語られている。例えば、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく基本方針の試案に関する資料においても、建設発生木材の再資源化促進のための方策として「チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進したい」と述べられている。本節では、木質ボード工業におけるマテリアルリサイクルの実態と将来の受け入れ可能性や技術的な課題について述べる。

#### 1.1 木質ボード工業の現状

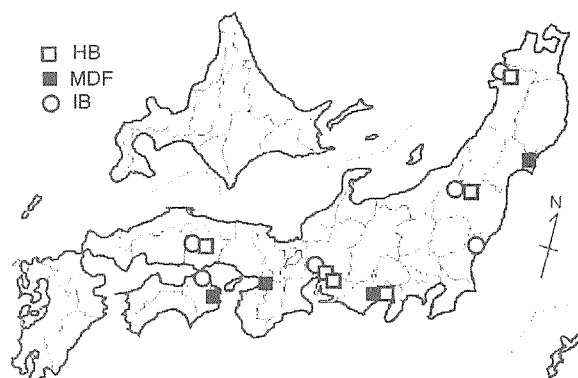
木質ボードは一般に、パーティクルボードと繊維板に分類される。繊維板はさらにハードボード、MDF、インシュレーションボードに分類される。パーティクルボードは15社17工場があり、平成11年における生産能力および生産実績はそれぞれ116万トン、83万トンである。一方、繊維板は15社16工場があり、同様に平成11年の生産能力および生産実績は85万トン、53万トンとなっている。図4-1、図4-2にパーティクルボードおよび繊維板工場の分布を示した。パーティクルボード工場は北海道から九州、四国までほぼ全国に広く分布しているのに対して、繊維板工場は偏りがみられる。工場のロケーションは木質系廃棄物のリサイクルを考える上では、資材の発生と運搬に係わる重要な課題の一つである。

次に、表4-1にボード各種の平成11年の国内生産実績と輸入実績を示した。ハードボードとインシュレーションボードでは密度に大きな違いがあるため、生産量は板材料としての面積、体積、重量で示した。木質ボード全体では国内生産が210万 $m^3$ 、輸入が86万 $m^3$ となっており、国内の需要は概ね300万 $m^3$ とみることができる。図4-3に各種ボードの平成11年の用途別出荷量を重量で示した。繊維板(FB)では種別の特徴が現れている。「畳床」とは畳の床として使用されるインシュレーションボードであり、「自動車」とは自動車の内装材に使用されるハードボードを示している。その他は、建築、家具、住設器機への利用が多くなっている。一方、パーティクルボードでは

家具・建具の用途が61%、建築用途が35%となっている。ハードボードの自動車用途以外は多くが住宅もしくは家具の材料として使用されており、畳床も居住用の材料であることを考えると、木質ボードはそのほとんどが住生活に用いられているとみることができる。



図4-1 パーティクルボード工場の分布



(HB:ハードボード、MDF:エムディーエフ、IB:インシュレーションボード)

図4-2 繊維板工場の分布

表4-1 木質ボードの国内生産および輸入実績(平成11年)

資料:通産省建材統計  
大蔵省通関統計

		生産量						出荷量					
		面積		体積		重量		自家消費		販売量		販売金額	
		(千㎡)	前年比	(m <sup>3</sup> )	前年比	(トン)	前年比	(千㎡)	(千㎡)	前年比	(百万円)	前年比	
ハードボード	国内	26,080	92.8%	84,105	95.6%	84,105	95.6%	107	25,733	93.3%	7,427	89.1%	
	輸入			36,640	97.9%	31,145	97.9%				1,517	87.2%	
	計			120,745	96.3%						8,944	88.7%	
MDF	国内	47,102	107.6%	352,967	109.9%	240,020	109.9%	5,467	40,371	108.4%	13,260	100.0%	
	輸入			439,600	122.4%	307,719	122.4%				14,406	106.2%	
	計			792,567	116.5%						27,666	103.1%	
インシュレーションボード	国内	48,071	98.6%	478,916	92.8%	143,675	92.8%	682	45,951	97.5%	12,858	92.3%	
	輸入			887	9.4%	266	9.4%				43	22.3%	
	計			479,803	91.3%						12,901	91.4%	
パーティクルボード	国内	79,802	110.4%	1,184,064	110.1%	828,845	110.1%	3,189	77,969	108.4%	41,737	104.5%	
	輸入			380,117	92.6%	240,803	95.7%				13,897	93.0%	
	計			1,564,181	105.2%						55,634	101.4%	
木質ボード合計	国内	201,055	104.2%	2,100,052	104.9%	1,296,645	106.8%	9,445	190,024	103.4%	75,282	99.7%	
	輸入			857,244	105.0%	579,933	107.9%				29,863	98.1%	
	計			2,957,296	105.0%						105,145	99.3%	
※ 輸入欄の金額はCIF価格													
合板	国内			3,267,589	100.0%								
	輸入			4,801,936	124.0%								
	計			8,069,525	113.0%								
木質パネル合計	国内			5,367,641	101.9%								
	輸入			5,659,180	120.7%								
	計			11,026,821	110.7%								



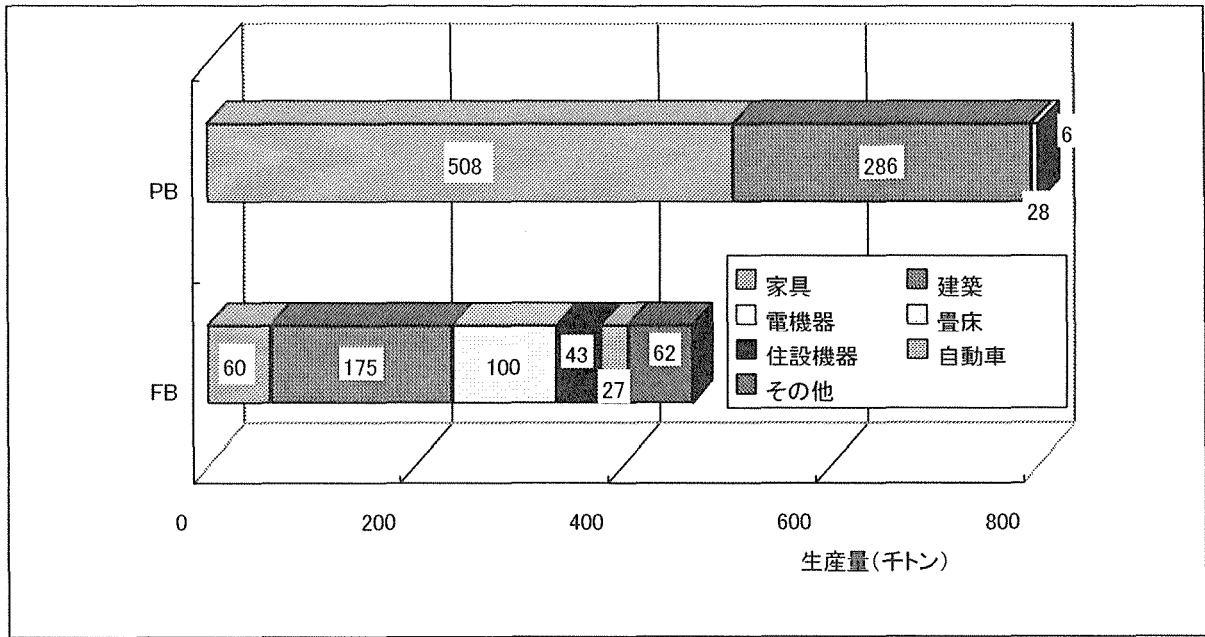


図4-3 木質ボードの用途別出荷量(平成11年、日本繊維板工業会調べ)

### 1.2 木質系廃棄物利用の実態

木材小片をエレメントとするパーティクルボードは、木質ボード類の中でもリサイクル材の利用可能性がもっと高く、実際にその利用が進んでいる。図4-4にリサイクル材の利用状況を示した<sup>1)</sup>。図中の斜線部に建築解体材等、狭義のリサイクル材の利用率を示している。

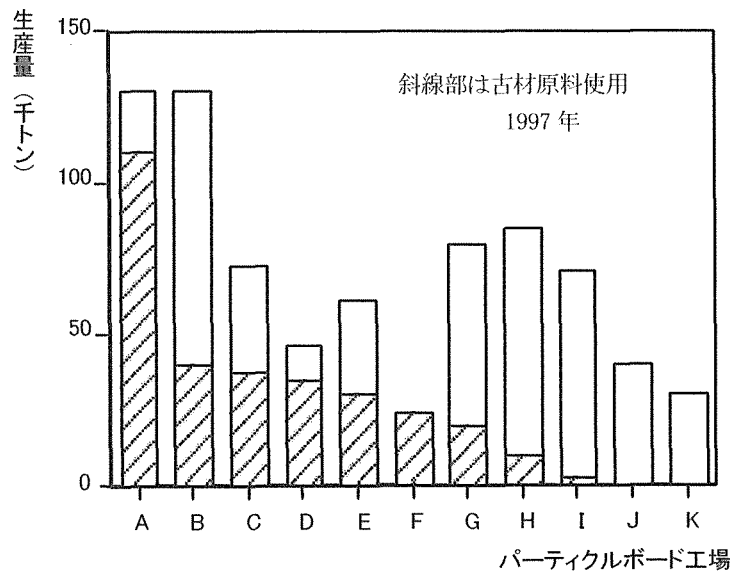


図4-4 パーティクルボード工場の生産量と古材利用率

入荷原料に対するリサイクル材の比率を生産量にあてはめたものである。積極的に利用している(A、D、F)工場から、利用していない(J、K)まで対応は様々である。リサイクル材に対する対応

は、工場のロケーションや製品の用途によって様々であることが理解できる。リサイクル材に関心はあっても、集荷のルートが確立できていないので少量しか使用できないなどといった例も存在した。1997年実績を総計すると、リサイクル材の利用率は全体では37%となり5年間でほぼ倍増している。このことは、パーティクルボードがリサイクル材を原料とし得ることの証であると同時に、リサイクル材が不可欠な資源になりつつあることを示すものである。

図4-5にリサイクル材利用の将来予測値と実績値を示した<sup>2)</sup>。1993年の調査では、「5年後」の利用率の予測値は37%、「将来」は45%という数値が得られた。その時点では、将来、原料の半分はリサイクル材を利用する時代が来るだろうと予測していたことを示している。1998年の調査では「5年後」の利用率は65%、「将来」の予測値は74%という結果となった。このことは、5年間でパーティクルボードの原料をめぐる状況が、思いのほか速いペースでリサイクル材にシフトしてきたことを示すものである。

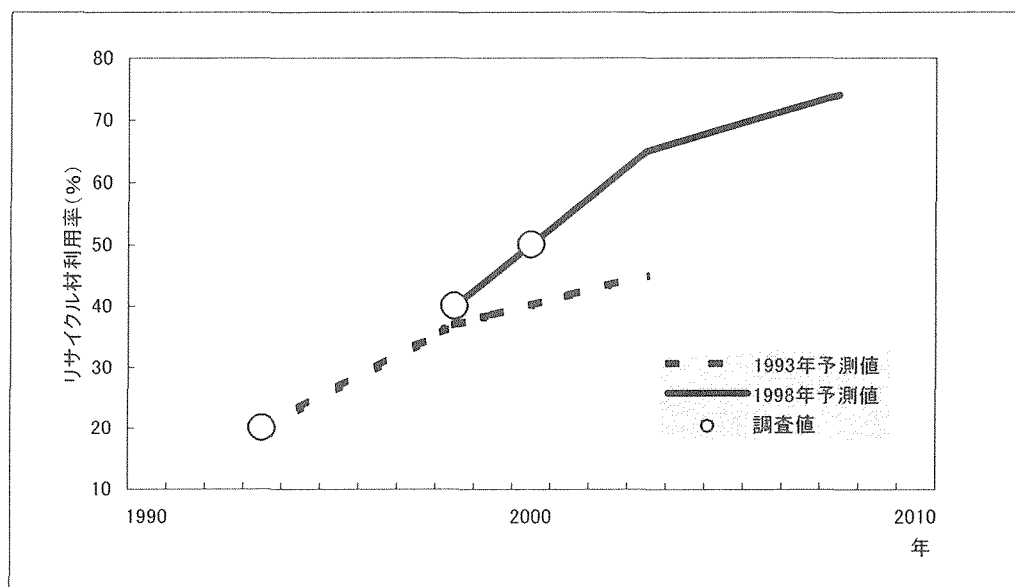


図4-5 リサイクル材利用の将来予測値と実績値

図4-6に繊維板およびパーティクルボード用原料における木質廃棄物使用割合を示す。原料に占める素材チップの割合は平成10年が16.9%、平成12年が13.4%となり減少傾向にある。また、木材工業からの残材の割合は自社製と購入チップを合わせて、平成10年46.0%、平成11年43.1%、平成12年38.2%と徐々に減少している。反対に建築解体材などに由来するチップの割合は平成10年33.2%、平成11年38.4%、平成12年45.3%と増加する傾向を示している。なお、木質ボードの原料となる木質廃棄物の割合についてはいくつかの定義が用いられており、数値の取り扱いには注意を要する。狭義には建築解体材等に由来する購入チップまたはそれに同様の自社製のチップを加えたものを言う場合が多い。他方、広義には合板のむき芯や単板などの木材工業から排出される残材チップを加えることもあり、さらにサンダーダストや鋸屑なども加える場合がある。建築解体材等に由来する購入チップならびに自社製チップの合計を狭義の廃棄物

に由来するチップとした。

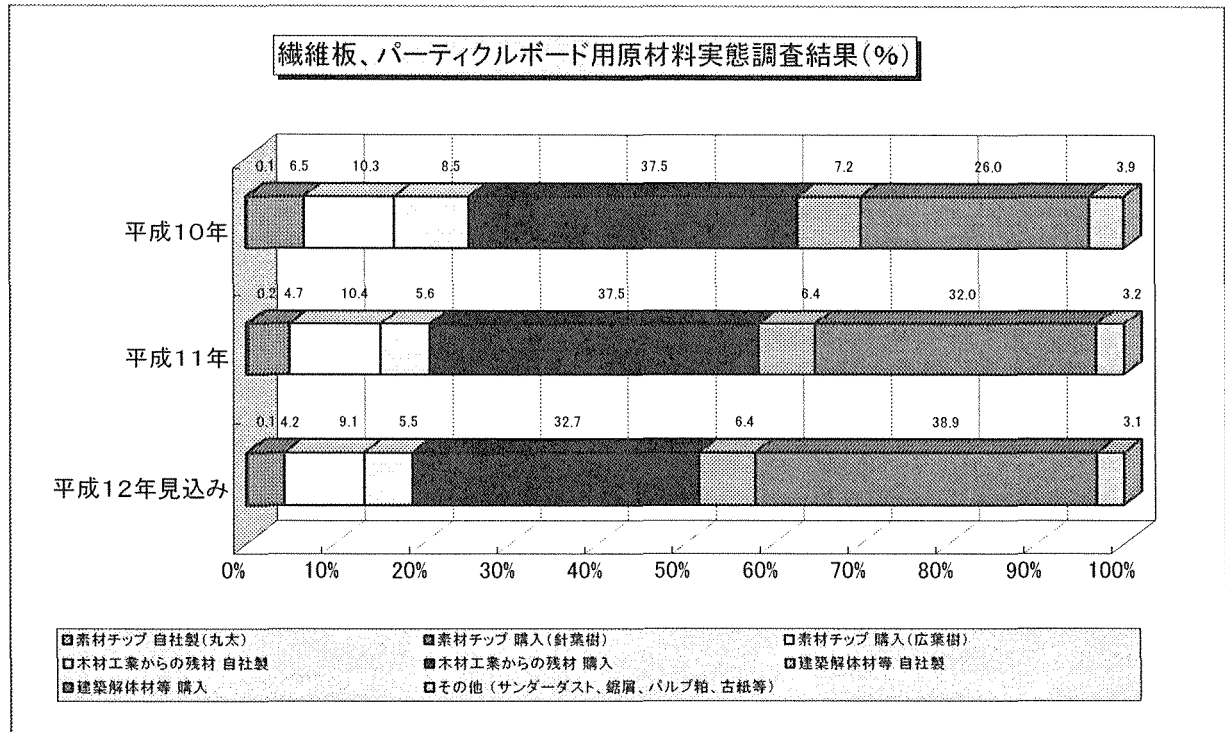


図4-6 木質ボード用原料チップの内訳

### 1.3 ボード原料としての利用の可能性

木質ボード工業が木質系廃棄物をどれだけ受け入れることが可能かについて生産能力を基準として予測した。現行のボード工業の生産能力は、パーティクルボードが15社17工場で116万トンであり、繊維板が15社16工場で85万トンと報告されている<sup>3)</sup>。パーティクルボードの木質系廃材利用率は前述の通り75%程度までは確実に伸びを示すであろう。繊維板への利用率は現在約20%と報告されている。繊維板への利用率についても比較的近い将来40%程度に達するものの予測もある。両者の値を基に合計利用量を求めると120万トンという値が得られる。これは木材の実体積で概ね300万 $m^3$ に相当し、現行の設備のまま受け入れ可能な、現実的な数値と考えるよいであろう。

また、長期的な将来予測については、木質パネル需要をベースに以下のような推論ができる。木質パネル(合板、パーティクルボード、繊維板)の平成11年の実績は1,100万 $m^3$ (表4-1)となっているが、最近数年の状況を見るとおよそ1,200万 $m^3$ と見積もることができる。木質パネル全体を考えた場合、わが国の合板:木質ボード比は現状では7:3程度であり、合板の国内生産の減少を輸入合板が補っている。木質パネルの原料が小径化、低質化するなかで、これまで合板中心だった北米においても木質ボードへの移行が進んでいる。北米では6:4程度であり、欧州は2:8となっている。わが国の木質パネル生産量の2倍を生産する中国では、合板からパーティクルボード、MDFへ大きく変化しており<sup>4)</sup>、また、韓国においても同様の変化があり、将来の比として3:7を予

---

測している。わが国は良質な南洋材を原料とした合板に強く依存してきた歴史があり、合板からの脱却は難しいと思われるが、上記を参考にして、わが国の合板：木質ボード比の将来の値を予測することができる。この値は、木質系廃棄物のマテリアルリサイクルを考える際の重要な指標であり、今後、精度の高い将来予測が必要となるであろう。ここでは、大まかな予測値として 4:6 を仮定する。

ボードの種類別にみると、パーティクルボードへの木質系廃材の利用率として 90%まで上昇する可能性がある。これは、現行の生産規模を基準として 75%という値が得られていること、パーティクルボードについては原料の 100%を廃材に依存することも不可能ではないが、廃木材を原料としないことを明確な経営方針としている用途も存在することなどによる。また、繊維板原料としての上限值は、現行の技術では 40%程度と推定されているが、リサイクル材への対応が進むことにより、60%程度までの伸びが期待できる。これらの数値を参考にして木質ボードの原料として将来受け入れ可能な数量を推定すると、560 万 $m^3$ となる。この値は、木質系廃棄物再利用技術を検討する際の指標または目標値としてとらえることができる。木質系廃棄物の利用量の増加は、廃棄物の種類が多様化することを意味しており、同時に利用を困難にする課題も多様化することになる。量の増加は、克服すべき技術的な課題が多様化することを意味している。そこで、こうした数値を用いることにより「将来 560 万 $m^3$ 程度をボード原料として再利用するための技術的な課題に取り組む」などといった、具体的な目標値に対応した指針の策定が必要となるであろう。

## 2. 木質廃棄物をボード原料とする場合の技術課題

### 2.1 木質廃棄物を原料とする場合の課題

廃材を原料としたパーティクルボードの製造工程の特徴を以下に示す。

- ・廃材                   パレット・梱包材、コンクリート型枠、建築解体材
- ・異物除去           主として手作業・目視による
- ・チップ化           シュレッダー、クラッシャーを使用  
抵抗が高く刃物の使用不可
- ・異物除去           磁選機による金属除去  
非鉄金属・プラスチック等は除去しがたい
- ・分級               ロータリースクリーン・ローラーズクリーンによる  
オーバーサイズは再びチップ化工程へ
- ・エレメント化      ナイフリングフレイカー・ハンマーミルによる  
抵抗が高く刃物の摩耗大
- ・分級               オーバーサイズは再びエレメント化工程へ  
アンダーサイズは燃料に、歩留まりが低い

- ・乾燥            ドラム式ドライヤーによる  
                     気乾状態にあるため乾燥コストは低い
- 以降の工程      通常と同じ

## 2.2 建築解体材等を原料とする際の問題点

廃材をボード原料とする際の問題点に関する1992年および1997年の調査結果を図4-7に示す<sup>5)</sup>。1992年では、(1)異物除去、(2)原料の品質、(3)原料の供給、(4)コスト、(5)製品の品質、(6)設備投資、(7)その他の順となった。原料に混入する異物に対する不安が最も大きくなった理由は、異物が製造ラインの中で刃物を損傷させるなど工程全般にわたって問題となることに加えて、製品となって出荷された後も、二次加工の際にトラブルの原因となるなどの懸念があるためと思われる。また、数値になって表れてはいないが、解体材を原料としていることによる製品のイメージダウンが時として問題となることのあるとの指摘があった。

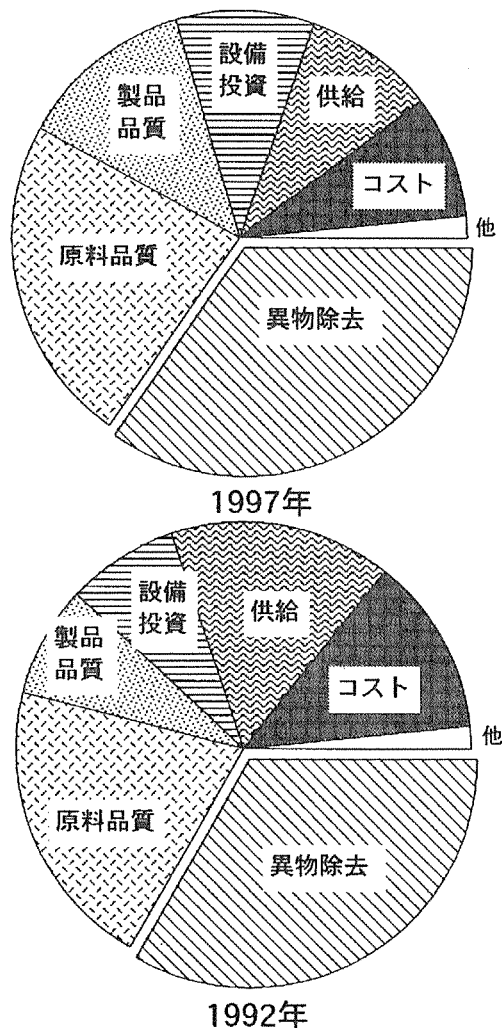


図4-7 廃材を原料とする際の問題点

---

一方、1997年の結果をみると、原料に混入する異物が問題の第一であることに変わりはない。異物の混入による工程上の問題と「原料品質」、すなわち劣化した材の混入によるボードの性能の低下に対する懸念は、リサイクル材の宿命であり常に大きな問題であり続けられる<sup>6)</sup>。この5年間の変化をみると、安定供給を問題視する割合が減少している点が挙げられる。また、「コスト」とは、リサイクル材は必ずしも安くはないとの意を示している。1992年当時、リサイクル材の価格は様々であった。自社で解体する場合と購入の場合では価格は異なるし、入荷の形態によっても事情は異なっていた。最近では、流通が安定しつつあるため、価格も安くなる傾向にあると言われている。量的に増えることにより価格が低めに安定することは当然の成り行きにも思えるが、逆に、価格の低下が建築解体材などのリサイクルの促進を阻む結果になるとの意見が聞かれた。すなわち、高ければメーカーが困惑し、安ければ原料が集まらなくなるということである。リサイクル材の利用に関する技術的な課題が徐々に解決されてくると、次には経済性が問題となってくることを意味しており、今後も様々な角度からの検討が必要となるであろう。

### 2.3 廃材利用率向上のための技術課題

木質系廃材の再利用率を向上させるための技術課題を以下に挙げる。

a. 廃棄物から木質ボード類を製造する際に発生する廃棄物量とその利用方法

廃棄物から木質ボード類を製造する際に除去される異物やエレメントとして使用できないダスト等の発生量を調査し、その有効利用方法について検討する。

b. 混合廃棄物の高効率分別技術の開発

木質系構造物の解体除却材等、混合廃棄物を効率的に分別し、各材料種の回収率を向上させる技術を開発する。

c. 建築用途を目的とした高性能木質ボードの開発

コンクリート型枠・構造材等、建築用途に使用する場合の要求性能を満たすための製造技術を開発する。

### 2.4 高性能ボードと工場の適性規模

木質系廃材を原料とした高性能ボードの可能性の一つを考えてみる。建築解体材の中には、柱や梁など比較的健全な材が排出されることが知られており、解体材の中でも良質な軸材料からの木材は、必要な前処理とプレーカーの利用により木材の繊維方向を長く利用するストランドに加工することができる。これを表層に配置し、一般の残廃材から製造されたパーティクルや破砕加工したパーティクルをボードの芯層に配置することで、曲げ性能に優れた木質ボードの製造が可能になる(図4-8)。製造条件を検討することでコンクリート型枠用パネルとして必要な性能を得ることは、これまでの木質ボードの諸研究から推測できる。計画的な実験を行うことでこの課題は検証可能である。

木質廃材をボードの原料としてその利用を大幅に増加させようとするとき、また、前述のような高性能ボードの製造を検討するとき、工場の規模の問題が大きな課題となる。木質ボードは機械の大型化、自動化をすすめながら規模を拡大させることで、すなわちスケールメリットを追求して成長してきた経緯があり、この傾向は現在も続いている。一方、建築解体材などの廃木材は住宅の分布に対応した発生ポテンシャルを有しており、大量の集荷は望めない。したがって、木質系廃材の利用を促進するためには、地域の廃材原料事情に即した規模の生産が必要となるであろう。木質ボード工業は一般に大量生産することで成り立つ産業であり、その中でダウンサイジングを模索することは容易ではない。木質ボードへの廃木材の利用に際しては、異物除去などの原料そのもの問題に加えて、製造システム全体の適正規模を検討する必要がある。

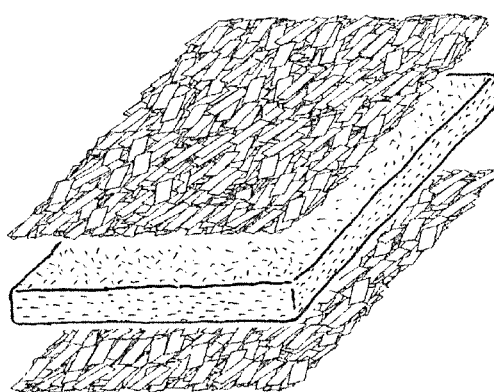


図4-8 木質廃材を利用したストランドボード

### 3. 木質廃棄物の再資源化技術開発に関わる技術課題

#### 3.1 建築系廃棄物の問題点と今後の課題

新築工事での問題点と今後の課題は以下の7項目にまとめられる。

- (1) 再資源化しやすい木造建築物の設計を行う
- (2) 現場での端材をなるべく出さない施工方法を採用する
- (3) 使用される個々の部材について再資源化の目標を予め設定する
- (4) 有効な木質系廃棄物の再資源化技術メニューを用意する
- (5) 地域特性に応じて再資源化法が選択できる環境を整備する
- (6) リサイクル材が市場で流通できる環境を整備する
- (7) 廃棄物発生抑制に対する努力を評価できる社会システムを構築する

また、建築物として使用されていた建築解体材の軸材料を再資源化する技術に関しては、(1) 躯体材の再利用、(2) 面材料または軸材料としての再資源化、(3) マルチング材としての利用、(4) 炭化処理して炭としての利用、(5) 燃料としてサーマルリサイクル、などが考えられている。

---

### 3.2 木材工業系廃棄物

木材工業から発生する残廃材は有効に活用されていると言われているが、産業動向の変化が激しいため、再利用をさらに推進するためには現状の把握が第一に求められる。

製材業においては原料投入量に対する木質残廃材の発生割合が増加する傾向にあること、また、樹皮などの現在消却されている廃材の取り扱いが課題となる。同様に、合板工業においても木質廃材の発生率が増加しており、これは原木の小径化、低質化が原因とされている。プレカット、集成材工業では残廃材を消却・棄却処分する割合が高く、再利用率の向上が課題であると同時に、集成材や LVL などの接着剤を使用した木質廃材の再利用技術が課題として浮上ってきている。

### 3.3 その他の木質系廃棄物

木材製品需要の 7 割が建築用途であり、それ以外の用途は 3 割ほどである。小規模な家具工場では廃材が焼却・棄却されている可能性が高く、立地と残廃材発生量のマッピングが必要である。また、廃家具の発生ポテンシャルは概ね建築物のそれと一致していると考えられ、人口・世帯数は建築物の床面積と関連づけた解析が必要となる。家具・建具の再資源化にあたっては金属・ガラス・プラスチック・紙や塗料・接着剤の分離を含めた技術的な諸問題が課題となる。

土木工事では 110 万 $\text{m}^3$ 程度の木材が使用されているが、工事にともない伐採される樹木が新たな木質廃材となっている。また、パレット・梱包材は比較的リサイクルしやすい材料である。家電、楽器、自動車など個々の分野ごとに、今後技術課題を整理検討する必要がある。

### 3.4 これまでの技術開発事業

木製品の製造過程や建築現場などで発生する木質廃棄物についてより一層の合理的な処理や再利用をもとめて、発生抑制および再資源化を促進することをねらいとして関連技術の開発が行われてきた。代表的な事例として(財)日本住宅・木材技術センターにおいて平成 4 年度から 8 年度までの 5 年間に取り組んできた 22 のテーマを以下に示す。

- ・解体材等の機械的処理とチップの品質基準及びボードへの利用
- ・木質廃棄物の粉碎技術
- ・異物分離装置の開発・実用化
- ・木質廃棄物金属除去装置の開発
- ・廃コンクリート型枠爆砕ファイバーによる再生コンクリート型枠の製造
- ・廃コンクリート型枠等を利用した木質セメントボードの開発
- ・コンクリート型枠の繰り返し使用技術の開発
- ・パーティクルボード製造技術
- ・木質残廃材の炭化と炭化物の基礎物性



- ・木質残廃材の炭化と炭化物の吸着性能
- ・炭化技術と炭化物の機能利用技術の開発
- ・木炭による床下気象環境の改善等に係る効果調査
- ・木炭を利用した水質浄化法
- ・木酢液の特性とその利用技術の開発
- ・木質系水産資材の開発
- ・木材の液化と応用技術の開発
- ・樹皮の高度利用技術の開発
- ・薬品処理廃材の分別技術と再利用技術の実態調査及び回収システムの開発
- ・保存処理木材のパーティクルボードへのリサイクル利用技術
- ・保存処理廃材を原料としたパーティクルボードの防腐・防蟻性能
- ・保存処理廃材の紙・パルプへのリサイクル利用上の問題
- ・保存処理廃材からの薬剤の分別回収技術

上記の技術開発テーマは木質をマテリアルリサイクルしようとするものが多いことが特徴である。第一に木質ボードの原料としての利用が検討されている。パーティクルボードへの利用とそれに関連した異物除去等の課題が検討された。また、木質セメントボードへの利用や樹皮の利用が検討されてきた。さらに、異物とならんで保存処理された木質廃材の利用方法も重要なテーマとなっている。

第二の分類として木材を炭化することでリサイクルするための技術開発が行われてきた。ボードなどの原料としての再資源化とサーマルリサイクルの間に、炭化処理したうえでの利用可能性があることが木質廃材の特徴であろう。

上記以外のテーマを第三のグループとしてまとめることができる。第三のグループのテーマは、大量の木質廃材を再利用するための技術ではないが、特定の地域または特定の分野で利用開発が可能であるテーマ、または再利用に関連した基礎的な技術課題への取り組みとみることができる。

木質廃棄物の再利用技術については、これまで、ボード原料などへの再利用技術、炭化技術、その他特定のテーマが検討されてきた。今後は、こうした技術開発の成果を再度検討することを通して、新たな課題を検討する必要があるだろう。

---

## 参考資料

- 1) Suzuki, S.: Recycled wood as a raw material for current PB production and a potential use for J-OSB, In: Evans P. D. (ed) Proc. of the 5<sup>th</sup> Pacific Rim Bio-Based Composites Symposium, pp.564-571, Canberra, Australia (2000).
- 2) 鈴木滋彦:リサイクル木材の木質ボードへの利用、森林文化研究、21、p117-125 (2000).
- 3) 「未利用木材がよみがえる、再生資材、木質ボード」、日本繊維板工業会 (2000).
- 4) 張 敏:中国のボード産業の現状と発展動向、平成 12 年度木質ボード部会講習会テキスト、p103-109 (2000).
- 5) 鈴木滋彦:リサイクル木材の木質ボードへの利用、森林文化研究、第 21 巻、117-125 (2000).
- 6) 斉藤吉之:リサイクル(パーティクルボードへの利用)、木材工業、 54、572-574 (1999).

## 第2編 木質残廃材の利用実態把握調査

1. 株式会社ヤマゲン
2. 天竜未利用資源開発事業協同組合
3. 天竜プレカット事業協同組合
4. 株式会社フジイチ
5. 名古屋港木材倉庫
6. ニチハ株式会社
7. 熊本炭化工業協同組合
8. 院庄林業株式会社
9. 銘建工業株式会社
10. 中国木材株式会社



## 【調査－1 株式会社ヤマゲン つくば工場】

平成11年6月11日より操業を開始しており、解体材などの木質残廃材の破砕処理および燃料チップの精選を行うことによって、チップを生産、出荷している。出荷されるチップは基本的にボード原料となるCチップのみであり、すべてノボパン工業へ売却される。従業員数は9名（工場6名、事務所3名）である。

破砕用の原料として受け入れている材は解体材、廃パレット、梱包材、魚箱、電線ドラムなどで、受け入れている材は色付き合板、化粧合板、防腐処理材である。受け入れている材の比率は

解体材：廃パレット：梱包材その他 = 7：2：1

である。普通合板や集成材等は現在全体の7%程度なので受け入れている。原料を入荷する取引企業数は約250社で茨城県内の企業が多い。ノボパン工業が製品を納めている企業の工場残材や解体材も受け入れている。

解体材は梁、柱、土台が中心であり、これらは破砕後、異物除去され、Cチップと燃料チップになる。その割合を次に示す。

解体材 → Cチップ…………… 97.5%  
 → 燃料チップ …… 2.5%

Cチップはもちろん、燃料チップもノボパン工業へ出荷され、ノボパン工業でサーマルリサイクルされる。破砕工程の処理能力は20t/h（関東最大）である。金属の分別にはマグネットと金属探知器を用いており、比率はマグネット：金属探知器＝7：3である。その他ビニールや紙などは風選により除去している。異物除去により排出される釘などの金属の量はドラム缶2本/日であり、これらは近隣の製鉄工場へ売却している。ビニール、段ボールなどはRDFの原料として県内の企業に売却されている。原料の入荷量は3月から11月が多く、住宅の解体が減少する12月中旬から2月中旬にかけてが少ない。

精選用の原料である燃料チップの入荷量は6,000～7,000t/月であり、東京都や千葉県、埼玉県などの企業から受け入れている。燃料チップ精選ラインの能力は30t/hであり、精選することによりCチップ、燃料チップ、ダストに分けられる。その内訳は次の通りである。

燃料チップ → Cチップ…………… 70%  
 → 燃料チップ…………… 25%  
 → ダスト…………… 5%

排出された燃料チップは原料の搬入先に引き取ってもらっている。ダストとは5mm以下のものであり、売却している。ダストは家畜敷料になった後、堆肥になる。

チップのヤードは2,000t保管可能であるが、現在は200t程度にとどめている。ノボパンへ出荷するCチップは足りないぐらいであるが、燃料チップはオーバーフロー気味である。チップの含水率は25%程度であり、含水率を調整するため散水装置も設置されている。散布する水は、雨水を貯水したものを使用し、1度使用した水も再度貯めて使用している。

生木も受け入れているが、生木処理専門の他工場へ出荷している。その工場から逆に解体

---

材などを受け入れることもある。生木のバークは堆肥に、それ以外はチップ化され製紙原料となる。

## 【調査－2 天竜未利用資源開発事業協同組合】

## 2.1 事業の背景

天竜地域は我が国有数の林業地帯であり、多くの木材工業が集中している。天竜地域ではこうした立地条件を活かして、地域の各木材工業から発生する木質残廃材を協同組合方式で処理しリサイクルを進めている。天竜未利用資源開発事業協同組合は、地域で発生する木質残廃材の中間処理工場として昭和62年に設立され、当初は地域の木材工業92社が組合員となり事業を開始した。

## 2.2 施設概要

天竜未利用資源開発事業協同組合については、平成3年度にも聞き取り調査が行われているが、今回は約10年を経て事業内容がどのように変化しているかを主体に聞き取り調査を行った。

平成3年度と比較して、建物等の設備関係の変化は以下のようなものである。

	平成3年度	→	今回
作業用建物(鉄骨平屋建)	877.8㎡	→	変化なし
管理棟(木造平屋建)	24.4㎡	→	〃
材料倉庫(木造平屋建)	82.8㎡	→	〃
貯木場	1,552.2㎡	→	〃
シュレッダ	1台	→	〃
バークチップ	1台	→	傾斜型粉砕機 1台
ドラムチップ	1台	→	変化なし
刃物研磨機	1台	→	〃
ダンプトラック(4t、木くず運搬用)	1台	→	〃
フォークリフト	3.5t 1台、2.5t 1台	→	3.5t 2台、3t 1台、2.5t 1台
刃物研磨機	1台	→	〃

バークチップに代わり平成10年度に傾斜型粉砕機(写真1)が導入されたことと、フォークリフトが2台導入された以外は大きな変化はない。従業員数は9名から10名(チップ係6名、バーク係4名)に増加している。しかし、組合員数は、92名から71名へと減少し、それにもとまない出資金も1,910万円から1,510万円に減少している。

---

## 2.3 事業概況

木質残廃材の集荷量は以下のものである。

工場残廃材(樹皮) ……………	組合集荷	1,240m <sup>3</sup> /月、持込	800m <sup>3</sup> /月	(写真2)
工場残廃材(端材) ……………	組合集荷	130t/月、持込	20t/月	(写真3、4)
工場残廃材(背板) ……………	組合集荷	25t/月		(写真5)
工場残廃材(素材等その他) …	組合集荷	10t/月、持込	10t/月	(写真6、7)

木質残廃材は、各組合員の工場にコンテナ(写真8)を設置し集荷する方法を取っており、残廃材の検量はコンテナの容積で行っている。また、解体材及びパレット等の流通系残廃材は扱っていない。樹皮等は処理料を徴収し、チップ原料となる背板、端材等は買い取っている。

樹皮に関しては、平成3年度の集荷量が2,300m<sup>3</sup>/月であるので、集荷量はやや減少した程度である。しかし、処理材の販売先として以前大口の販売先であった渥美半島の有機堆肥業者が撤退したために販路の確保に非常に苦勞している。現在樹皮の販売価格はただ同然である。

チップに関しては製紙工場に販売しているが、販売単価が平成3年度と比較して大幅に下落し、

チップ(皮なし) ……………	4,000円/t (10年前	・	15,500円/t)
チップ(皮つき) ……………	1,500円/t (10年前	・	8,000円/t)

となっている。

こうした事情により、処理料をやむを得ず平成13年2月より2倍に値上げしており、そのことが組合員の経営を一層圧迫し、集荷量を不安定にする原因となっている。



### 【調査-3 天竜プレカット事業協同組合】

#### 3.1 組合概要

天竜プレカット事業協同組合は、現在は32社の組合員から持ち込まれる材料の賃加工のみを行っており、平成12年度に機械の更新を行い、生産能力が4,000坪/月から5,000坪/月に増加している。天竜未利用資源開発事業協同組合の組合員である。

#### 3.2 木質残廃材の処理

当組合で排出される木質残廃材は、主に、端材、プレーナ屑等の切り屑であり、それぞれの処理方法は以下のようなものである。

端材 : 30cm以上の物は、天竜フィンガー事業協同組合に集成材原料として売却。

30cm以下の物は、天竜未利用資源開発事業協同組合に売却。 (写真1)

切り屑 : 粉碎機により鋸粉を製造し、燃料業者に売却(写真2、3)。

その他、集成柱の包装用ビニール等(写真4)は処理料を支払い、処理業者に引き取ってもらっている。

#### 3.3 木質残廃材の発生とリサイクルの取り組み

当組合における木質残廃材の発生量は、天竜フィンガー事業協同組合に売却している30cm以上の端材が4~5m<sup>3</sup>/月、天竜未利用資源開発事業協同組合に売却している30cm以下の端材が150m<sup>3</sup>/月、鋸粉が180~200m<sup>3</sup>/月である。

また、3年ほど前から持ち込まれる材料に占める集成材の割合が増加している。現在、柱材に関しては、ホワイトウッド集成材:45%、スギ:30%、ヒノキ:20%、その他:5%という比率になっている。集成材の端材も区別することなく一緒に鋸粉にしており、接着剤の問題は特にない。

リサイクルに対する取り組みとしては、無垢材リサイクルの方が容易であるということがはっきり裏付けられればアピールしていきたいと考えている。

---

## 【調査－4 株式会社フジイチ】

### 4. 1 事業概要

年間原木消費量が約13,000m<sup>3</sup>の大型製材工場である。製材を行っている樹種は、スギ、ヒノキ、ロシア赤松で、そのうちスギが65%である(写真1)。原木は主に山主から直接立木買いをしているため、元玉から末木まで込みで製材を行っており、原木径は14～40cm程度となっている。天竜未利用資源開発事業協同組合の組合員である。

### 4. 2 木質残廃材の発生・処理

工場から発生する木質残廃材は、樹皮(写真2)、背板、端材(写真3～5)、べら板(写真6)、鋸粉等であり、それらの処理方法は以下のものである。

樹皮	………	天竜未利用資源開発事業協同組合に処理量を支払い引き取り
端材	………	〃
べら板	………	〃
背板	………	チップパーによりチップを製造し製紙会社に売却 …………… (写真7)
のこ屑	………	燃料業者に売却 …………… (写真8)

当社における木質残廃材の発生量は、天竜未利用資源開発事業協同組合に持ち込まれる樹皮を主体としたものが2,100t(比重0.5とすると4,200m<sup>3</sup>)/年、のこ屑等燃料業者に売却しているものが3,200～3,300t(比重0.5とすると6,400～6,600m<sup>3</sup>)/年である。

天竜未利用資源開発事業協同組合の処理料値上げにより、残廃材の処理には非常に苦労している。

## 【調査-5 名古屋港木材倉庫】

## 5.1 事業の背景

名古屋港に入港する木材のほとんどを扱っている、日本最大級の木材倉庫と流通基地を持つ企業である。昭和60年からその業務を通じて蓄積してきた技術を活かし、廃木材からの木材チップ製造を行っている。

## 5.2 施設概要

敷地面積	.....	22,200m <sup>3</sup>
工場床面積	.....	3,000m <sup>2</sup>
ストックヤード	.....	24,000m <sup>2</sup>
粉砕機	ハンマーミル	..... 500馬力 ..... 1基
		..... 300馬力 ..... 2基
		..... 100馬力 ..... 1基
		..... 181馬力 ..... 1基
	チップパー	..... 250馬力 ..... 1基
保有機材	パワーショベル	..... 6台
	フォークリフト	..... 3台
	ショベル	..... 3台
	トラック(4t)	..... 2台

## 5.3 事業概況

チップの生産量は年々増加しており、平成12年度の実績は

燃料用	.....	47,659t
製紙用及びボード用	.....	16,993t
堆肥用	.....	9,700t
合計	.....	74,352t

である。

チップ原料としては、住宅解体材、パレット等流通系廃材の他に、園芸剪定木を主体とする生木類を受け入れている(写真1)。生木類の排出元は、3割が名古屋市の園芸剪定木、7割が民間の造園工事等であり、ハンマーミルにより粉砕し主に堆肥用原料としている(写真2)。住宅解体材の用途の約8割は燃料用であるが、柱・梁桁等の軸材料は、手作業で金物の除去を行い(写真5、6)、製紙用及びボード用としている。

チップの主な販売先は、

燃料用	.....	石膏ボード工場、製紙工場、染色工場
原料用	.....	製紙工場、ボード工場、堆肥工場

---

である。チップの販売概況としては、製紙用、ボード(ハードボード)用は売れているが、燃料用が売れていない。

#### 5.4 木質残廃材のリサイクルに関する取り組み

当社では、燃料用チップの需要が低迷しているため、破碎チップを用いて、バインダレスボード、ペレット等の製造を行っており、ペレットは小規模工場や銭湯へ売却している。ペレットの原料として、破碎チップをトロンメル乾燥機(写真7)を用いて風乾したものを使用することを試みている。今後、木質残廃材を燃料用としてリサイクルしていく際には、ペレットは体積が1/3になるため、輸送コストの面からメリットは大きいと考えている。

## 【調査－6 ニチハ株式会社 名古屋工場】

### 6.1 事業概要

繊維板や窯業系などの外装建材、住宅用建材の製造および販売を行う大手メーカーである。名古屋工場の敷地は24万m<sup>2</sup>であり、ニチハの主力工場としてサイディング、ハードボード、インシュレーションボードを製造している。

### 6.2 ボード原料

ボード原料はチップを購入するのが主であり、インシュレーションボード用およびハードボード用で約6,000t/月、フルハシ工業や名古屋港木材倉庫などから購入している。製材品、剥き芯、廃パレットなどを購入し、ニチハで破砕しているものもある。チップは水洗後、磁選機にかけ金属を除去してから解繊され、ボードへと加工される。使用される樹種は製品によって異なるが、木質系サイディングにはスギ、ヒノキ、マツが使用されており、インシュレーションボードに使用されているのは針葉樹である。ハードボードの場合、強度を出すため、広葉樹を使用しており、針葉樹7割、広葉樹3割となっている。

### 6.3 木質残廃材の処理・再利用に関する取り組み

ボードの製造工程中で発生する屑にはボードの耳などがあるが、基本的に原料に戻して混ぜてしまうことが可能であり、屑として発生しない。しかし、プレス後のハードボードの屑のみ原料に戻せないため燃料にしている。

環境への取り組みとして、微粉炭を使用する自家発電ボイラーを設置し、ドライヤーの熱源に利用している。また、湿式ボードの排水に含まれる木材繊維を沈殿させ、堆肥として売却している。

---

## 【調査－7 熊本炭化工業協同組合】

### 7.1 組合の設立主旨

間伐材の有効利用により付加価値の向上を図り、山村の放置材の活用と風倒木(被害木)の処理(二次災害の回避)が目的である。

これらを考慮する上で家屋、工場などからの残廃材・解体材は視点になかった。

### 7.2 材料入手・炭化量

- ・原料は端材・丸太のみで背板はチップ化して製紙原料にするので使用していない。850℃くらいで炭化し、炭化後にスクリーンで6種に振り分ける。炭化の際は、機械のセンサーだけに頼らずに目視で煙を見ながら炭化具合を判断している。
- ・500t/年の集荷(うち、球磨川流域からの丸太(間伐材及び風倒木):八代市内からの製材端材=2:8)で150t/年の木炭を生産している。
- ・丸太は運送にかかる費用(人件費・車代)を負担して運んでもらい、端材は運賃のみの折半で引き取っている。
- ・より多孔質な炭の方が性能がいいので針葉樹(主に杉・ヒノキと多少の松)を利用していかに表面積を増やすかが技術の基幹となっている。比重は200kg/m<sup>3</sup>程度

### 7.3 供給範囲・用途

- ・製品サイズ毎の用途として、
  - 床下調湿材:30～50mm径の木炭を450mm×550mmの袋に詰めて1坪に16袋施用する。
  - 土壌改良材:2～5mm径の木炭ドラム缶1本分にと10%の木酢液を混ぜて製造する。
  - 葉面散布剤:2mm径以下の木炭を水に溶かし、霧吹き等で散布する。
- ・土壌改良材(針葉樹の木炭化→破碎→製品化)から事業を始めたが、流通コストの面から他の土壌改良材と競合するためシェアが伸びず、九州管内のみの供給となっている。
- ・現在は農協や得意先に園芸用土壌改良材としての出荷も行っている。
- ・土壌改良材のシェアが伸びないので、住宅の付加価値向上を狙った床下調湿材に取り組み、これに力を入れたこと・供給量規模からあまり競合せずに現在では広く関西、関東までも出荷している。
- ・80℃～130℃温度で採った木酢液をJAに300% /月出荷している。

### 7.4 性能確認

- ・平成6～9年度にかけて、床下調湿材と土壌改良材での実験を行った。
- ・木炭の性能は十分に確認され、他樹種炭との違いも同時に確認できた。
- ・ただし、PR不足の面もあるのか、木炭に対する認識が変わりにくく、コストが普及を妨げている要因の1つとなっている。

#### 7.5 木炭供給を安定させるために実現したいこと

- ・集荷エリア内に材を安定供給してくれるような事業者があること。
- ・炭化は別のところでやってもらい、集荷と製品化を行う。(例えば夫婦で釜2基使って何かの合間に炭化作業をしてもらい、それを買い取る。)

## 【調査－8 院庄林業株式会社】

### 8.1 会社概要

院庄林業株式会社は昭和30年に設立され、以来山林育成・立木購入・伐採、国産材の製材、集成材製造及びプレカット加工と、業務の幅を広げて中小企業合理化モデルにも指定されている優良企業である。

また、その功績から大臣表彰や林業部門に於ける木材加工初の天皇杯の受賞を受けている。

なお、日本で初めての建築用針葉樹乾燥処理材AQ認証工場指定や国内集成材メーカー初のISO9001取得等、研究開発の推進にも積極的な姿勢で取り組みが行われている。

会社全体の従業員数は300人程度で、9割近くが工場に従事している。工場は6工場あり、静岡県清水市にある集成材工場以外は岡山県津山市の本社工場を中心に半径10km圏内に近接している。

### 8.2 事業概要

製材・集成材・プレカットの各工場別生産量と残材種類別発生量は表e8-1のとおり。

製材工場では8割のヒノキ、2割のスギを原木製材しており、原木消費量4,800m<sup>3</sup>/月に対する歩留まりは約70%である。集成材工場及びプレカット工場では殆どをラミナ入荷としている。

表e8-1 工場別生産量と残材発生量

工場	生産量・残材種類 生産量	残材				
		樹皮	背板	端材	鋸屑	その他
製材工場(本社工場)	2,000m <sup>3</sup> /月	10t/日	18t/日	10m <sup>3</sup> /日	40m <sup>3</sup> /日	
製材工場(久米工場)	1,300m <sup>3</sup> /月		(チップ化する)			
集成材工場(鏡野工場)	3,000m <sup>3</sup> /月	—	—	1m <sup>3</sup> /日	およそ10m <sup>3</sup> /日 <sup>1)</sup>	
集成材工場(清水工場)	7,500m <sup>3</sup> /月	—	—	5m <sup>3</sup> /日	25m <sup>3</sup> /日 <sup>2)</sup>	
プレカット工場	3,000坪/月	—	—	3m <sup>3</sup> /日	焼却処分 <sup>3)</sup>	
メタルプレカット工場	500坪/月	—	—	1m <sup>3</sup> /日	0.5m <sup>3</sup> /日 <sup>4)</sup>	

注 1) 端材以外はダクト吸い上げにより焼却用ボイラーに直結しており、正確な把握が難しい。

2) モルダークスの半分を細くし、敷き藁用にする。残りの半分は焼却する。

3) 焼却用のサイロ容積は80m<sup>3</sup>。

4) 円筒形に固形圧縮し、木屑ボイラー燃料としている。

### 8.3 木質残廃材の処理

残材はそれぞれ樹皮を屋根付き建物へ、背板・端材・鋸屑をサイロに保管している。背板と端材はオガ粉製造器によりチップ化された後、サイロへ送られる。

端材チップは木屑炊きボイラー燃料となり、背板チップは製紙業者により引き取られている。し



かし、その引き取り相場が悪化しており、チップ需要と勘案すると今後の雲行きは厳しい状態にある。ボード用途としてのチップ利用についても、今後は解体材が大量に出てくるだろうから需要は今以上に低くなるだろう。

スギの樹皮を堆肥業者に引き取ってもらっているが、ヒノキの樹皮は堆肥にならないので、乾燥させて燃料用途としている。この樹皮の有効利用が現在の課題となっている。

残材のその他の需要を担うものとしては微細なオガ粉を代替用途として利用することが研究されているが、実用化された後にはたして需要が確保できるかどうか、予測が立てにくい。

#### 8.4 今後の木質残廃材について

今後施行されるリサイクル法等に関し、工場から出る煙の問題や、薬品処理土台の薬害等、まださほど取りざたされていない問題が出てくるだろう。技術的には4寸土台を割れずに造ることは出来るようになるだろうし、樹皮の問題も含め、製材業全体での努力が必要。

木材の多孔性という特色を生かした利用について、産官学が一体となった技術開発を進めてもらいたい。

【調査－9 銘建工業株式会社】

9.1 会社概要

製材業として創業した銘建工業は、1970年より集成材の製造を開始し、現在では国内有数の集成材製造企業となっている。本社工場では主に集成管柱を製造し、近隣に製材工場と大断面集成材工場、プレカット工場を保有している。また、静岡県清水市にはプレカット工場では日本初のISO取得工場がある。

9.2 事業概況

集成材の製品種類別の原材料消費量、製品生産量、残材発生量は表e9-1のようである。

表e9-1 製品種類別生産量及び残材発生量 (m<sup>3</sup>/年)

	原材料(ラミナ)消費量		製品 生産量	残材発生量	
	国産材	外材		端材	プレーナ屑
集成柱	200	70,000	55,200	1,200	15,000
化粧貼り集成材	700	12,000	9,600	120	1,440
大断面集成材	1,300	1,700	2,380	240	600

原材料の樹種は、

集成柱 …………… 国産(スギ、ヒノキ) 外材(ホワイトウッド80%)  
 化粧貼り集成材 …………… 国産(ヒノキ) 外材(欧州アカマツ50%)  
 大断面集成材 …………… 国産(スギ、ヒノキ、カラマツ)  
 外材(ベイマツ、欧州アカマツ)

である。また、製材工場の原木消費量は年間25,000m<sup>3</sup>である。

9.3 木質残廃材の発生とリサイクルの取り組み

本社工場から発生するプレーナ屑、鋸屑等すべての残廃材と製材工場から排出される樹皮は木屑炊きボイラー(写真1)の燃料として再利用している。プレーナ屑、鋸屑はサイロに蓄積され(写真2)、樹皮はトラックで搬入される(写真3)。本社工場及び製材工場から発生する残廃材の用途別消費量は表e9-2のとおり。

表e9-2 残廃材の用途別消費量 (m<sup>3</sup>/日)

	樹皮	背板	端材	プレーナ屑
ボイラー燃料	7	0.3	—	55
焼却	—	—	—	—
社外出荷	—	7	—	—

注) 背板は組合にチップ原料として売却 (年間 4,140t(1,145円/t))。

木屑炊きボイラーから排出される灰(写真4)は、津山市の業者へ屋上緑化材として2t ダンプ4～5台/日の割合で売却している。

#### 9.4 木質残廃材をバイオマス利用した背景

これまで当社では、工場から発生する木屑をボイラー燃料とし、蒸気を乾燥用熱源等として利用してきた。しかし近年、集成材原料の乾燥済みラミナへの転換により余剰蒸気が増加するとともに、工場の大規模化により木屑が増大しており、工場への電力供給と木屑処理を兼ねて、平成10年にバイオマス発電プラントを導入した。

#### 9.5 バイオマス発電プラントの運用状況

バイオマス発電プラントの概要は以下のとおり。

サイロ容量	2,000m <sup>3</sup> (1,500m <sup>3</sup> で一杯という感覚)
ボイラー能力	20t/h
発電機出力	1,950kwh

発電プラントの運転は2名の作業員で行っている。非常時に備え中国電力との契約は行っているが、実際には毎朝発電プラントの起動時に契約電力を使用するのみで、運転時の発電能力としては、工場の電力すべてをまかない余剰電力がある。しかし、売電は行っておらず、前述したように、発電プラントの導入は、電力源としてだけではなく残廃材処理の効用が大きいと考えている。

#### 9.6 木質残廃材のリサイクルに関して

今後は、木質残廃材を有価物として認めていくことが必要と考えている。木質残廃材のバイオマス利用においては、発電だけでは効率が悪いので蒸気の熱源利用が有効であり、周辺地域への還元も考えている。

## 【調査－10 中国木材株式会社】

### 10.1 会社概要

中国木材(株)は製材業としては日本最大であり、木材の製材および販売、乾燥材の製造・販売、集成材の製造・販売、プレカット加工などを行っている。従業員は全体で約1,000名であり、うち工場関係で働く人数が約800名である。工場には外国人も多く従事している。

### 10.2 施設概要

操業施設は、本社に隣接する呉工場と車で30分くらい離れたところに郷原工場がある。各工場における主な設備、電気容量(契約電力量)および電力使用量をまとめたものを下記に示す。

	呉工場	郷原工場
敷地面積(坪)	28,600坪	36,700坪
設備	事務所 製材工場 乾燥工場	集成材工場 プレカット工場 乾燥工場
電気容量	7,081kw	2,292kw
年間電力使用量(1999.07～2000.06)	21,249千kwh	16,727千kwh

### 10.3 事業概況

原木の丸太はすべてベイマツであり、約1,400,000m<sup>3</sup>/年の消費量がある。呉工場で生産された製材は、生材で販売されるものと、乾燥材で販売されるもののほか、郷原工場へ搬送されるものがある。1,000m<sup>3</sup>/日の平角材と150～200m<sup>3</sup>/日のラミナ材が郷原工場へ搬送され、平角材は乾燥して出荷され、ラミナ材は集成材に加工されて出荷される。集成材の生産量は300m<sup>3</sup>/月であり、接着剤はレゾルシノールを使用している。原料ラミナはベイマツがほとんどであるが、現在、スギとベイマツの異樹種混合集成材にも取り組んでいる。製材のプレカット加工も行っており、自社製品の加工のほか、賃加工も受けている。プレカット材料における自社製材比率は、約6割である。

1年間(1999年7月～2000年6月)の丸太の消費量および製品内訳、割合は以下の通りである。

丸太 1,385,000m <sup>3</sup>	→	製材 891,000m <sup>3</sup> (64%)	(うち乾燥材 231,000m <sup>3</sup> )
		チップ 367,000m <sup>3</sup> (27%)	
		鋸屑 126,000m <sup>3</sup> (9%)	(うち 家畜敷料(51%) 活性炭原料(37%) パーティクルボード原料(10%) 燃料(2%))

このうち、チップは製紙原料として製紙工場へ送られている。鋸屑は家畜敷料や活性炭の原料等に用いられるが、その割合は上記の通りである。

製材工場から排出される樹皮は、発熱量が大きく、炉の傷みが激しいため、自社用の燃料としては使用しておらず、燃料用(40%)または堆肥原料(60%)として売却している。しかし、あまり売れないため、コスト高ではあるが、剥皮した丸太を輸入する機会が多い。皮付き丸太の輸入量は全体の2割程度である。

乾燥機は呉工場に76基、郷原工場に420基(50m<sup>3</sup>換算)あり、使用される蒸気は工場内の木くずボイラーから供給される。それぞれの工場における乾燥機の電気容量は呉工場741kw、郷原工場4,374kwである。各工場におけるボイラー数、燃料、用途は次の通りである。

	呉工場	郷原工場
木くず焚きボイラー数	5t:2基	5t:2基 10t:1基 13t:1基(蒸気は発電機へ) (13t:1基)…建設中
ボイラー燃料	プレーナ屑 鋸屑	端材(5t) 鋸屑(10t、13t)
ボイラー熱の用途	乾燥用	乾燥用

郷原工場の端材はそのままボイラーへ投入されるが、鋸屑はサイロに貯蔵してボイラーへ投入される。現在のサイロの容量は500m<sup>3</sup>であるが、13,000m<sup>3</sup>のサイロを増設中である。

13tのボイラーからの蒸気は発電機(2基、330kw)のタービンへ送られる。他に重油を使用したディーゼルエンジンによる発電機(395kw×5基)がある。運転調整は行っておらず、24時間運転しており、自工場の75%程度を発電している。以下に電力供給の内訳を示す。

郷原工場における全電力供給量:200万 kwh/月

木くず焚きボイラー発電	27万 kwh/月
ディーゼルエンジンによる自家発電	126万 kwh/月
中電より買電	47万 kwh/月



【株式会社 ヤマゲン】  
《調査写真 1.1》  
チップの原料となる解体材(拡大)



《調査写真 1.2》  
チップの原料となる解体材(遠景)



《調査写真 1.3》  
廃パレットおよび電線ドラム



《調査写真 1.4》  
得られたCチップ



《調査写真 1.5》  
破碎工程で除去された釘など



《調査写真 1.6》  
工場全景



【天竜未利用資源開発事業協同組合】

《調査写真 2.1》

傾斜型粉砕機



《調査写真 2.2》

土場に積み上げられた樹皮



《調査写真 2.3》

端材(集成柱や防腐処理木材が含まれる)



《調査写真 2.4》

端材(拡大)







《調査写真 2.5》  
樹皮付きの背板



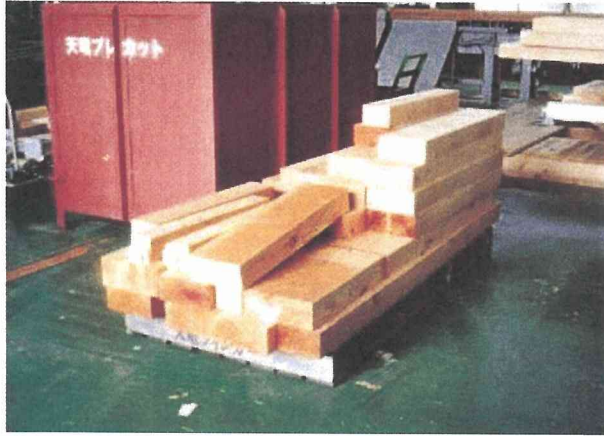
《調査写真 2.6》  
素材



《調査写真 2.7》  
薄板



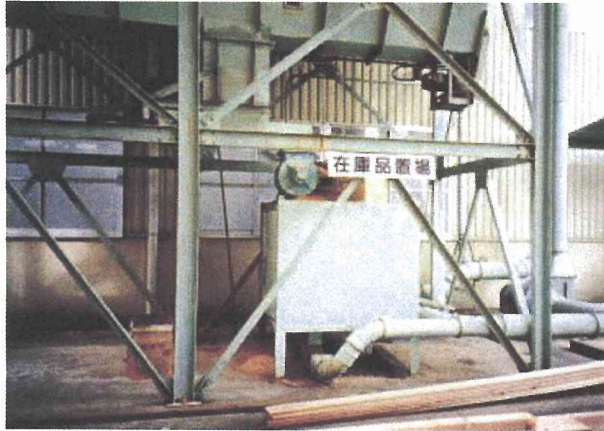
《調査写真 2.8》  
残廢材の回収に利用しているコンテナ



【天竜プレカット事業協同組合】

《調査写真 3.1》

端材(30cm程度以上の大きさものは、  
集成材原料として天竜フィンガー事業  
協同組合に売却)



《調査写真 3.2》

切り屑の粉碎機



《調査写真 3.3》

粉碎後の切り屑とこの屑を混合して蓄  
積するサイロ



《調査写真 3.4》

集成化粧柱(包装ビニールは焼却処  
分)





【株式会社フジイチ】  
《調査写真 4.1》  
土場に積まれたスギ、ヒノキ丸太



《調査写真 4.2》  
リングバーカーから排出された樹皮



《調査写真 4.3》  
端材



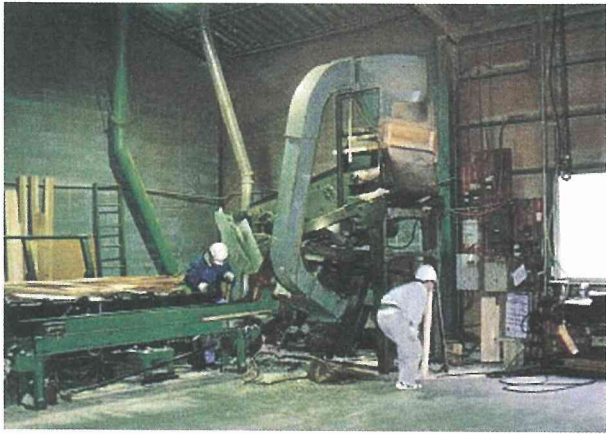
《調査写真 4.4》  
端材(天竜未利用資源協同組合のコンテナを使用)



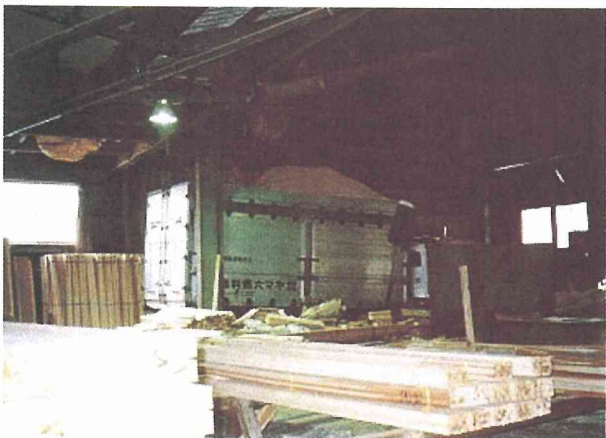
《調査写真 4.5》  
チェーンソーによる玉切り端材



《調査写真 4.6》  
べら板等(天竜未利用資源協同組合の  
コンテナを使用)



《調査写真 4.7》  
チップパー



《調査写真 4.8》  
燃料業者のトラックによるのこ屑の搬出



【名古屋港木材倉庫】

《調査写真 5.1》

生木類



《調査写真 5.2》

ハンマーミルへの生木類の投入作業



《調査写真 5.3》

破碎チップ



《調査写真 5.4》

ストックヤード





《調査写真 5.5》  
住宅解体材(柱、梁桁類)



《調査写真 5.6》  
柱、梁桁類の金具除去作業



《調査写真 5.7》  
トロンメル乾燥機



《調査写真 5.8》  
搬入を待つトラックの列



【熊本炭化工業協同組合】

《調査写真 7.1》

炭化工場全景。手前は炭の原料となる  
製材工場からの端材。



《調査写真 7.2》

原料丸太の山。



《調査写真 7.3》

窯焼きの様子。左手前の土山の下に  
原料(右手前)を敷き詰めて燃やして  
いる。



《調査写真 7.4》

炭化が終わり、釜が開けられたところ。





《調査写真 7.5》

写真7.4の一部拡大。きれいな炭が出来上がっている。



《調査写真 7.6》

炭化と同時に木酢液の抽出も行われている。抽出された木酢液は黄色いポリタンクへ貯まる。



《調査写真 7.7》

抽出された木酢液。この時点では抽出の終盤でタール混じりのどろどろした状態となっていた。



《調査写真 7.8》

抽出された木酢液が貯蔵されるタンク。





《調査写真 7.9》

炭化後の炭を6種類に振り分ける破碎スクリーン。調査日には稼働していなかった。



《調査写真 7.10》

スクリーンにかける前の炭の山。



《調査写真 7.11》

炭は左のような麻袋に入れて釜から運ばれる。



【院庄林業株式会社】

《調査写真 8.1》

原木丸太から剥かれた樹皮



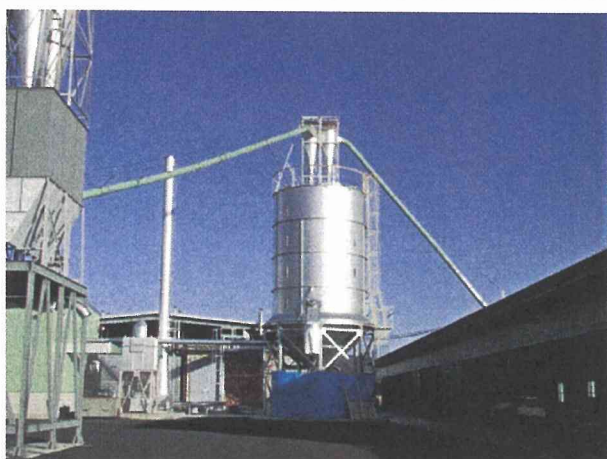
《調査写真 8.2》

本社工場の木屑ボイラー



《調査写真 8.3》

端材、鋸屑等を蓄積するサイロ

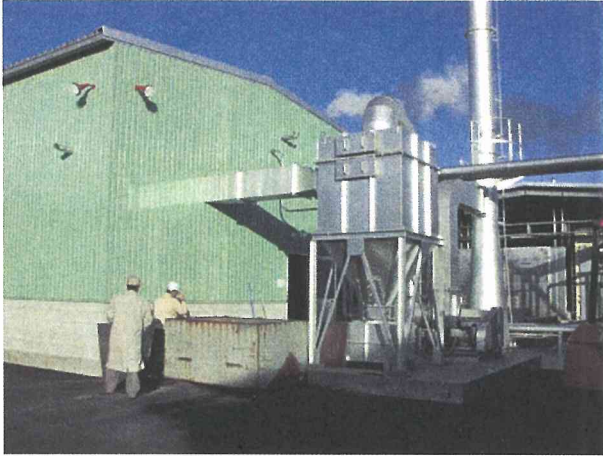


《調査写真 8.4》

久米工場の大型サイロ(80m<sup>3</sup>)。

左手には木屑ボイラー、奥には乾燥炉がみえる。





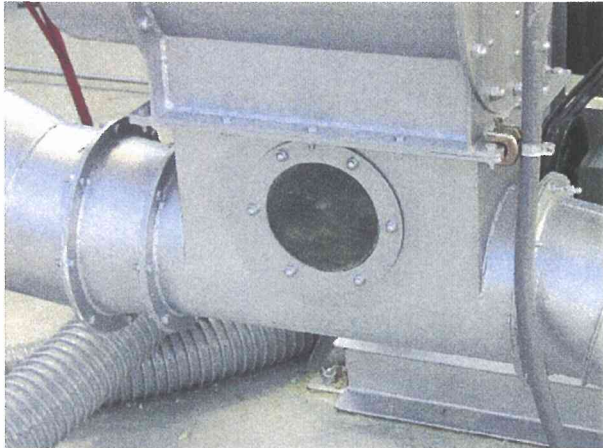
《調査写真 8.5》

木屑ボイラーのある建物。ボイラー自体は地下に設置されている。



《調査写真 8.6》

ボイラー燃料となる端材の投入口。ボイラーは2交代制で24時間稼働している。



《調査写真 8.7》

端材はボイラーへのダクト搬送により自動的に投入されている。

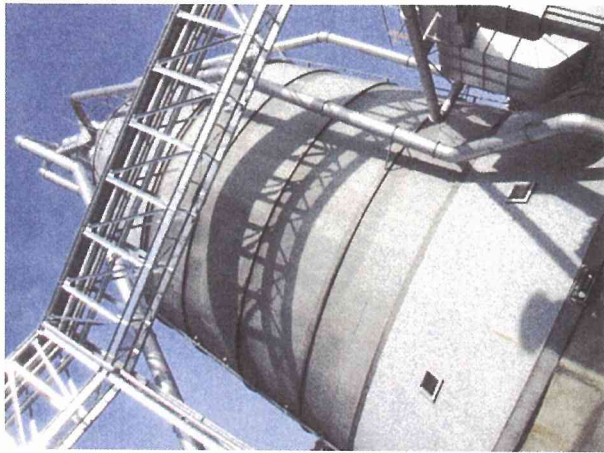


《調査写真 8.8》

乾燥炉への自走搬入機。左手にある未乾燥材を載せ乾燥機へ搬入し、乾燥後は反対側の養生場所へ運んでいく。



【銘建工業株式会社】  
《調査写真 9.1》  
木屑炊きボイラー



《調査写真 9.2》  
切り屑、鋸屑等を蓄積するサイロ

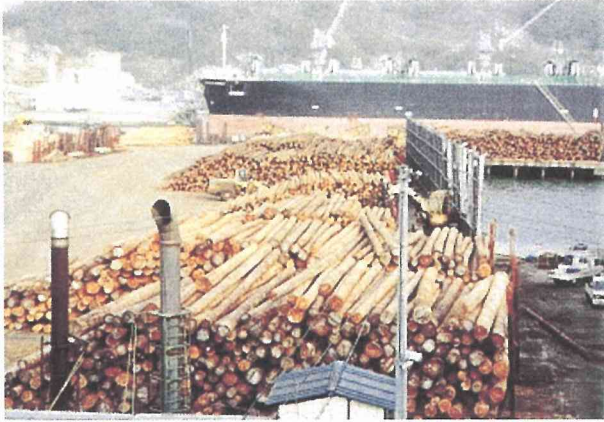


《調査写真 9.3》  
製材工場から搬入された樹皮



《調査写真 9.4》  
木屑炊きボイラーから排出された灰

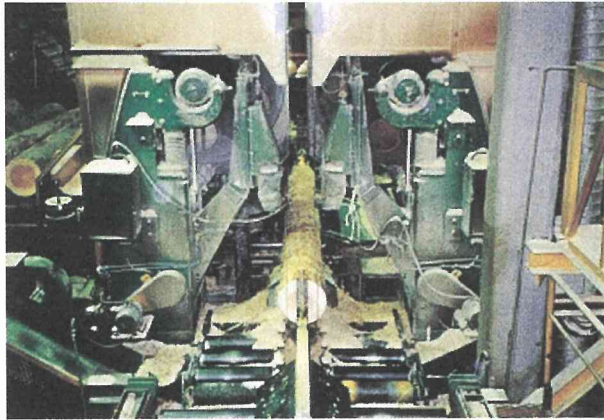




【中国木材株式会社】

《調査写真 10.1》

ベイマツ原木丸太(呉工場)



《調査写真 10.2》

ツインバンドソーによる製材(呉工場)



《調査写真 10.3》

乾燥機(郷原工場)

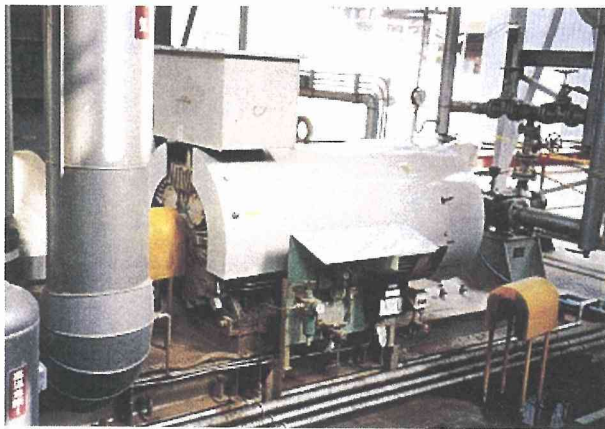


《調査写真 10.4》

レゾルシノール接着剤のゴミ(郷原工場)



《調査写真 10.5》  
破碎用チップ(郷原工場)



《調査写真 10.6》  
プレカット工場から排出された端材(郷原工場)



《調査写真 10.7》  
鋸屑サイロ(郷原工場)



《調査写真 10.8》  
木くず焚きボイラー用発電機(郷原工場)

## 資料編 本事業関連法

1. 循環型社会形成推進基本法
2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
4. 再生資源の利用の促進に関する法律
5. 循環型社会への挑戦(パンフレット)





## 循環型社会形成推進基本法の趣旨

平成12年6月  
環境庁

1. 廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきているが、今日、我が国は次のような課題に直面し、これへの対処は喫緊の課題となっている。
  - ① 廃棄物の発生量の高水準での推移
    - 近年、一般廃棄物の発生量は約5千万トン、産業廃棄物の発生量は約4億トンで推移
  - ② リサイクルの一層の推進の要請
    - 平成8年度のリサイクル率は、一般廃棄物約10%、産業廃棄物約42%
  - ③ 廃棄物処理施設の立地の困難性
    - 平成8年度の最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で8.8年、産業廃棄物で3.1年
  - ④ 不法投棄の増大
    - 不法投棄の件数は、平成10年度では1,273件と、平成5年度の4.6倍に増大
2. これらの問題の解決のため、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。
3. 本法は、このような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、
  - (1) 廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、
  - (2) 個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、

循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものである。

【参考】本法は、5月26日に成立し、6月2日に公布された。

なお、今国会で本法律と一体的に整備された法律は、以下のとおり。

- 廃棄物処理関係： ①廃棄物処理法等の改正
- リサイクル関係： ②再生資源利用促進法の改正  
③建設資材リサイクル法  
④食品リサイクル法  
⑤グリーン購入法

## 循環型社会形成推進基本法の概要

1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示
 

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義
 

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化
 

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化
 

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、

  - ① 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
  - ② 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- ① 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- ② 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- ③ 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- ④ 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- ⑤ 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- ⑥ 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- 廃棄物等の発生抑制のための措置
- 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- 「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者による原状回復等の費用を負担させる措置

等

## 循環型社会形成推進基本法

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第十四条)
- 第二章 循環型社会形成推進基本計画(第十五条・第十六条)
- 第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策
  - 第一節 国の施策(第十七条—第三十一条)
  - 第二節 地方公共団体の施策(第三十二条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)としての処分をいう。以下同じ。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 廃棄物
- 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)

3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。

5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 循環資源を製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。)
- 二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。

6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得る

ことに利用することをいう。

8 この法律において「環境への負荷」とは、環境基本法第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

#### (循環型社会の形成)

第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。

#### (適切な役割分担等)

第四条 循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。

#### (原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制)

第五条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

#### (循環資源の循環的な利用及び処分)

第六条 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。

2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。

#### (循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則)

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。

#### (施策の有機的な連携への配慮)

第八条 循環型社会の形成に関する施策を講ずるに当たっては、自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

#### (国の責務)

第九条 国は、第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及び

その適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

#### (法制上の措置等)

第十三条 政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十四条 政府は、毎年、国会に、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 循環型社会形成推進基本計画

#### (循環型社会形成推進基本計画の策定等)

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画(以下「循環型社会形成推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針
  - 二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。
- 4 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 環境大臣は、循環型社会形成推進基本計画の案を作成しようとするときは、資源の有効な利用の確保に係る事務を所掌する大臣と協議するものとする。
- 6 環境大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、循環型社会形成推進基本計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日までに」とあるのは「あらかじめ」と、第四項中「平成十五年十月一日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

#### (循環型社会形成推進基本計画と国の他の計画との関係)

第十六条 循環型社会形成推進基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。

- 2 環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画以外の国の計画は、循環型社会の形成に関しては、循環型社会形成推進基本計画を基本とするものとする。

### 第三章 循環型社会の形成に関する基本的施策

#### 第一節 国の施策

(原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置)

第十七条 国は、事業者がその事業活動に際して原材料を効率的に利用すること、繰り返し使用することが可能な容器等を使用すること等により原材料等が廃棄物等となることを抑制するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国民が製品をなるべく長期間使用すること、商品の購入に当たって容器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等となることを抑制するよう、これに関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置)

第十八条 国は、事業者が、その事業活動に際して、当該事業活動において発生した循環資源について自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について自らの責任において適正に処分するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国民が、その使用に係る製品等が循環資源となったものが分別して回収されることに協力すること、当該循環資源に係る次項に規定する引取り及び引渡し並びに循環的な利用の適正かつ円滑な実施に協力すること等により当該循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、製品、容器等が循環資源となった場合におけるその循環的な利用が適正かつ円滑に行われることを促進するため、当該循環資源の処分の技術上の困難性、循環的な利用の可能性等を勘案し、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であり、かつ、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについて、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者が、当該製品、容器等が循環資源となったものの引取りを行い、若しくは当該引取りに係る循環資源の引渡しを行い、又は当該引取りに係る循環資源について適正に循環的な利用を行うよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国は、循環資源であってその循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについて、その事業活動を行うに際して当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者がこれについて適正に循環的な利用を行うよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再生品の使用の促進)

第十九条 国は、再生品に対する需要の増進に資するため、自ら率先して再生品を使用するとともに、地方公共団体、事業者及び国民による再生品の使用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(製品、容器等に関する事前評価の促進等)

第二十条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度を勘案して、事業者が、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、その事業活動に係る製品、容器等に関し、あらかじめ次に掲げる事項について自ら評価を行い、その結果に基づき、当該製品、容器等に係る環境への負荷を低減するための各種の工夫をすることにより、当該製品、容器等が廃棄物等となることが抑制され、当該製品、容器等が循環資源となった場合におけるその循環的な利用が促進され、並びにその循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の低減が図られるよう、技術的支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 その事業活動に係る製品、容器等の耐久性に関すること。
  - 二 その事業活動に係る製品、容器等が循環資源となった場合におけるその循環的な利用及び処分の困難性に関すること。
  - 三 その事業活動に係る製品、容器等が循環資源となった場合におけるその重量又は体積に関すること。
  - 四 その事業活動に係る製品、容器等に含まれる人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずるおそれがある物質の種類及び量その他当該製品、容器等が循環資源となった場合におけるその処分に伴う環境への負荷の程度に関すること。
- 2 国は、事業者が、その事業活動に係る製品、容器等が廃棄物等となることが抑制され、又は当該製品、容器等が循環資源となった場合においてこれについて適正に循環的な利用及び処分が行われるために必要なその材質又は成分、その処分の方法その他の情報を、その循環的な利用及び処分を行う事業者、国民等に提供するよう、規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障の防止)

第二十一条 国は、原材料等が廃棄物等となることの抑制並びに循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止するため、公害(環境基本法第二条第三項に規定する公害をいう。)の原因となる物質の排出の規制その他の必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全上の支障の除去等の措置)

第二十二 条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分により環境の保全上の支障が生じると認められる場合において、当該環境の保全上の支障に係る循環資源の利用若しくは処分又は排出を行った事業者に対して、当該循環資源を適正に処理し、環境の保全上の支障を除去し、及び原状を回復させるために必要な費用を負担させるため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該事業者が資力が乏しいこと、確知できないこと等により、当該事業者が当該費用を負担できないときにおいても費用を負担することができるよう、事業者等による基金の造成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的措置)

第二十三 条 国は、製品等の製造若しくは加工又は循環資源の循環的な利用、処分、収集若しくは運搬を業として行う者が原材料の効率的な利用を図るための施設の整備、再生品を製造するための施設の整備その他の原材料等が廃棄物等となることを抑制し、又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための適切な措置を執ることを促進するため、その者にその経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより、事業者及び国民によって製品、容器等が廃棄物等となることの抑制又は製品、容器等が循環資源となった場合におけるその適正かつ円滑な循環的な利用若しくは処分に資する行為が行われることを促進する施策に関し、これに係る措置を講じた場合における効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し、及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を推進することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(公共的施設の整備)

第二十四 条 国は、循環資源の循環的な利用、処分、収集又は運搬に供する施設(移動施設を含む。)その他の循環型社会の形成に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置)

第二十五 条 国は、地方公共団体による循環資源の循環的な利用及び処分に関する施策その他の循環型社会の形成に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第二十六 条 国は、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第二十七 条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十八 条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(次項において「民間団体等」という。)が自発的に行う循環資源に係る回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催しの実施、製品、容器等が循環資源となった場合にその循環的な利用又は処分に寄与するものであることを表示することその他の循環型社会の形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の民間団体等が自発的に行う循環型社会の形成に関する活動の促進に資するため、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況に係る情報その他の循環型社会の形成に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十九 条 国は、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し又は循環資源の処分による環境への影響に関する調査その他の循環型社会の形成に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査を実施するものとする。

(科学技術の振興)

第三十 条 国は、循環資源の循環的な利用及び処分に伴う環境への負荷の程度の評価の手法、製品等が廃棄物等となることの抑制又は循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うための技術その他の循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、循環型社会の形成に関する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的協調のための措置)

第三十一 条 国は、循環型社会の形成を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、循環資源の循環的な利用及び処分に関する国際的な連携の確保その他の循環型社会の形成に関する国際的な相互協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条及び第十六条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

#### (中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第八十五条のうち環境基本法第四十一条第二項第三号を同項第二号とし、同号の次に一号を加える改正規定中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)」を「、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)及び循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)」に改める。

#### 理 由

廃棄物等の発生量が増大し、及び循環資源の循環的な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針

(建設リサイクル法基本方針)

我が国においては、経済発展に伴う生産及び消費の拡大、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材廃棄物の排出量が増大している。建設産業は我が国で利用される資源の相当部分を利用している産業であることから、産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。))第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄が全国で多く見られるなど、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

また、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが求められている。このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と健全な経済発展を長期的に確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

この基本方針は、このような認識の下に、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、必要な事項を定めるものである。

## 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

### 1 基本理念

#### (1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

#### (2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

### 2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。))は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

国は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供、



普及啓発及び資金の確保に努めることとする。

地方公共団体は、国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

### 3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

#### (1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

#### (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

#### (3) 都道府県の実情に応じた対応についての基本的方向

建設資材廃棄物の発生量や再資源化施設(建設資材廃棄物の再資源化をするための施設をいう。以下同じ。)の立地状況等の建設資材廃棄物を取り巻く環境は地域によって異なる。このため、各都道府県はその地域の実状を踏まえつつ、適切な対象建設工事の規模等についての調査を実施し、必要に応じ、条例によりその規模等に関し、政令等で定める基準に代えて適用すべき基準を定めることが重要である。

## 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

### 1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

### 2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

国は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

地方公共団体は、国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

## 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

### 1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後十年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成二十二年における再資源化等率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)(は、次表の上欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

コンクリート塊(コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	九十五パーセント
建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	
アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)	

特に、国の直轄事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成十七年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

## 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

### (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

具体的には、国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用することにより、再資源化施設の整備を促進する必要がある。地方公共団体は、地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)に基づく施策を推進する。

### (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

#### ① コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等(以下「再生骨材等」という。)として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

なお、現状においては、コンクリート塊をコンクリート用骨材として再資源化する費用は、コンクリート用骨材以外のものとして再資源化する費用に比較して高いことから、その費用の低減のための技術の開発等を行う必要がある。

#### ② 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード(建設発生木材を破碎したものをを用いて製造した木質ボードをいう。以下同じ。)、再生木質マルチング材(雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。以下同じ。)等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。具体的には、住宅構造用建材、コンクリート型枠等として利用することのできる高性能・高機能の再生木質ボードの製造技術の開発、再生木質マルチング材の利用を促進するための用途開発、燃料用チップの発電燃料としての利用等新たな利用を促進するための技術開発等を行う必要がある。

また、このような技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

#### ③ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物(以下「再生加熱アスファルト混合物」という。)として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

なお、近年、道路等の舗装の表層用材料として、ガラス、ゴム、樹脂等が混入した加熱アスファルト混合物を用いる場合もあるが、再資源化の可能性が実証されていない材料又は再資源化が困難な材料があることから、その再資源化のための技術開発等を行う必要がある。

#### ④ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

具体的には、次のとおりである。

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチック(プラスチック製品が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあり、当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認

められる場合は、できる限り他の建設資材廃棄物と分別し、当該施設等に搬出するよう努める必要がある。このうち、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボード(石膏ボードが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の発生が急増すると予想されることから、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物(以下「管理型処分品目」という。)の最終処分場をいう。以下同じ。)の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

また、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目(環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。)については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場(安定型処分品目の最終処分場をいう。)で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

なお、特定建設資材以外の建設資材について、それが廃棄物となった場合における再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であるものについては、その再資源化に係る経済性の面における制約について調査、検討等を行い、特定建設資材として指定することについても検討を行うこととする。

#### 四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

##### 1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

##### 2 関係者の役割

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

国は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供、普及啓発、資金の確保並びに品質基準の策定及び規格化の推進に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとする。

地方公共団体は、国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

##### 3 再資源化により得られた物の公共事業での優先利用

国の直轄事業においては、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から四十キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から四十キロメートル及び運搬時間一・五時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。

なお、国の直轄事業以外の公共事業においても、国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

#### 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く国民への普及及び啓発を図ることとする。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての国民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

また、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられなければならない。

## 六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

### 1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

加えて、国及び地方公共団体は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを国民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

### 2 各種情報の提供等に関する事項

国は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、インターネット等を活用した情報システムの整備の支援を行う必要がある。

### 3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

なお、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があり、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当である。また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要がある。

さらに、断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題がある。このため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的な断熱材の回収、フロン類の回収・処理のための技術開発・施設整備等必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

防汚・防錆のため木材にCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。)を注入した部分(以下「CCA処理木材」という。)については、不適当な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。なお、このCCA処理木材については、残存するCCAに関する経済的な判別・分離・処理技術が未確立であること等の課題があるため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的なCCA処理木材の分離・回収、再資源化のための技術開発・施設整備等必要な措置を講じ、CCA処理木材の再資源化の推進に努める必要がある。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。

#### 4 環境への負荷の評価についての考え方

関係者は、特定建設資材の開発、製造、流通、特定建設資材を使用する建築物等の設計、特定建設資材を使用する建設工事の施工、特定建設資材廃棄物の再資源化等、最終処分等の各段階における環境への負荷の評価(ライフ・サイクル・アセスメント)の手法について、調査研究を進めその確立を図るとともに、その手法の活用に努める必要がある。

## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

平成十二年 五月三十一日号外法律第一〇四号

最終改正 平成一一年一二月二日号外法律第一六〇号

[中央省庁等改革関係法施行法一〇三〇条の二による改正・註 この一部改正規定は、平成一二年五月三十一日号外法律外一〇四号附則五条により追加された]

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律をここに公布する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条―第八条)
- 第三章 分別解体等の実施(第九条―第十五条)
- 第四章 再資源化等の実施(第十六条―第二十条)
- 第五章 解体工事業(第二十一条―第三十七条)
- 第六章 雑則(第三十八条―第四十七条)
- 第七章 罰則(第四十八条―第五十三条)
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「建設資材」とは、土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に使用する資材をいう。

2 この法律において「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となったものをいう。

3 この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解体工事」という。) 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

4 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む。)に該当するものをいう。

- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
- 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

5 この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

- 7 この法律において建設資材廃棄物について「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。
- 8 この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- 9 この法律において「建設業」とは、建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 10 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいい、「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者をいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。
- 11 この法律において「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。
- 12 この法律において「解体工事業」とは、第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者をいう。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第三条 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
- 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項
- 五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項
- 六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (実施に関する指針)

第四条 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めるものとする。

2 都道府県知事は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (建設業を営む者の責務)

第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。

### (発注者の責務)

第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

### (国の責務)

第七条 国は、建築物等の解体工事に関し必要な情報の収集、整理及び活用、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に資する科学技術の振興を図るための研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

3 国は、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### (地方公共団体の責務)

第八条 都道府県及び市町村は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

## 第三章 分別解体等の実施

### (分別解体等実施義務)

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象建設工事受注者」という。)又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者(以下単に「自主施工者」という。)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等を行わなければならない。

2 前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

- 4 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情から判断して前項の基準によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でない認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(対象建設工事の届出等)

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第十条第一項の規定により届け出られた事項(同条第二項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。次項において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(助言又は勧告)

第十四条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第十五条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 第四章 再資源化等の実施

(再資源化等実施義務)

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするものうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

(発注者への報告等)

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その

旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(助言又は勧告)

第十九条 都道府県知事は、対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(命令)

第二十条 都道府県知事は、対象建設工事受注者が正当な理由がなく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の指針を勘案して、当該対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第五章 解体工事業

(解体工事業者の登録)

第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工事業に係る同法第三条第一項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 第一項の登録(第二項の登録の更新を含む。以下「解体工事業者の登録」という。)を受けた者が、第一項に規定する許可を受けたときは、その登録は、その効力を失う。

(登録の申請)

第二十二条 解体工事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 第三十一条に規定する者の氏名

- 2 前項の申請書には、解体工事業者の登録を受けようとする者が第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十三条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 二 解体工事業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 三 第三十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 解体工事業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの
- 七 第三十一条に規定する者を選任していない者

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場



合を除き、届出があつた事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十二條第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

第二十六條 都道府県知事は、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十七條 解体工事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合においては、当該廃止した解体工事業に係る解体工事業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合 解体工事業者であつた個人又は解体工事業者であつた法人を代表する役員

2 解体工事業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、解体工事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十八條 都道府県知事は、第二十一條第二項若しくは第五項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第三十五條第一項の規定により登録を取り消したときは、当該解体工事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等の場合における解体工事の措置)

第二十九條 解体工事業者について、第二十一條第二項若しくは第二十七條第二項の規定により登録が効力を失つたとき、又は第三十五條第一項の規定により登録が取り消されたときは、当該解体工事業者であつた者又はその一般承継人は、登録がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る解体工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、登録がその効力を失つた後又は当該処分を受けた後、遅滞なく、その旨を当該解体工事の注文者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該解体工事の施工の差止めを命ずることができる。

3 第一項の規定により解体工事を施工する解体工事業者であつた者又はその一般承継人は、当該解体工事を完成する目的の範囲内においては、解体工事業者とみなす。

4 解体工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する登録がその効力を失つたこと、若しくは処分があつたことを知つた日から三十日以内に限り、その解体工事の請負契約を解除することができる。

(解体工事の施工技術の確保)

第三十條 解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない。

2 主務大臣は、前項の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

(技術管理者の設置)

第三十一條 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの(以下「技術管理者」という。)を選任しなければならない。

(技術管理者の職務)

第三十二條 解体工事業者は、その請け負つた解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該解体工事に従事しない場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第三十三條 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十四條 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五條 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。

二 第二十四條第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第三十六條 この章に定めるもののほか、解体工事業者登録簿の様式その他解体工事業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(報告及び検査)

第三十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第六章 雑則

(分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額への反映)

第三十八条 国は、特定建設資材に係る資源の有効利用及び特定建設資材廃棄物の減量を図るためには、対象建設工事の発注者が分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが重要であることにかんがみ、当該費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(下請負人に対する元請業者の指導)

第三十九条 対象建設工事の元請業者は、各下請負人が自ら施工する建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、当該対象建設工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(再資源化をするための施設の整備)

第四十条 国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するためには、特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設の適正な配置を図ることが重要であることにかんがみ、当該施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用の協力要請)

第四十一条 主務大臣又は都道府県知事は、対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあつては関係行政機関の長に対し、都道府県知事にあつては新築工事等に係る対象建設工事の発注者(国を除く。)に対し、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第四十二条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第四十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定並びに同条第三項の規定による基本方針の変更及び公表に関する事項 建設大臣、厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官
  - 二 第三十条第二項の規定による措置及び第四十一条の規定による協力の要請に関する事項 建設大臣
- 2 この法律における主務省令は、建設大臣及び厚生大臣の発する命令とする。ただし、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項、第二十二條第二項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに次条の主務省令については、建設大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第四十五条 第四十一条の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(政令で定める市町村の長による事務の処理)

第四十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。

(経過措置)

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第七章 罰則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して登録を受けないで解体工事業を営んだ者
  - 二 不正の手段によって第二十一条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けた者
  - 三 第三十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者
- 第四十九条 第十五条又は第二十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第三項の規定による命令に違反した者
  - 二 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - 二 第二十九条第一項後段の規定による通知をしなかった者
  - 三 第三十一条の規定に違反して技術管理者を選任しなかった者
  - 四 第三十七条第一項又は第四十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 五 第三十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - 六 第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- 一 第十八条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
  - 二 第二十七条第一項の規定による届出を怠った者
  - 三 第三十三条の規定による標識を掲げない者
  - 四 第三十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五章、第四十八条、第五十条第二号、第五十一条第二号、第三号、第四号(第三十七条第一項に係る部分に限る。)及び第五号並びに第五十三条第二号から第四号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第三章、第四章、第三十八条から第四十三条まで、第四十九条、第五十条第一号、第五十一条第一号、第四号(第四十二条に係る部分に限る。)及び第六号並びに第五十三条第一号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第五条の規定 公布の日

### (対象建設工事に関する経過措置)

第二条 第三章、第四章及び第三十八条から第四十三条までの規定は、これらの規定の施行前に締結された請負契約に係る対象建設工事又はこれらの規定の施行の際現に着手している対象建設工事については、適用しない。

### (解体工事業に係る経過措置)

第三条 第五章の規定の施行の際現に解体工事業を営んでいる者(第二十一条第一項に規定する許可を受けている者を除く。)は、同章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、当該処分のあった日又は当該許可を受けた日までの間)は、同項の登録を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き解体工事業を営むことができる場合においては、その者を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた解体工事業者とみなして、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項並びに第三十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第二十九条第一項中「第二十一条第二項若しくは第二十七条第二項の規定により登録が効力を失ったとき、又は第三十五条第一項の規定により登録を取り消されたときは」とあるのは「この章の規定の施行の日から六月間(当該期間内に第二十四条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)が経過したときは」と、「登録がその効力を失う前」とあるのは「当該期間が経過する前」と、「登録がその効力を失った後」とあるのは「当該期間が経過した後」とする。

### (検討)

第四条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第千三十条の次に次の一条を加える。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第千三十条の二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号中「建設大臣、厚生大臣」を「国土交通大臣、環境大臣」に、「通商産業大臣、運輸大臣及び環境庁長官」を「及び経済産業大臣」に改め、同項第二号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十三号の二中「及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)」を「、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)」を「、特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)」に改める。

第六条中第二十七号の六を第二十七号の七とし、第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の定めるところにより、基本方針を定めること。

(運輸省設置法の一部改正)

第八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十五号の次に次の一号を加える。 七十五の二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)の施行に関すること。

(環境庁設置法の一部改正)

第十条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号の六を第五号の七とし、第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)による基本方針の策定、変更及び公表に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

## 建設リサイクル法関係政令 (平成12年11月29日公布)

平成十二年政令第四百九十四号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行期日は、平成十二年十一月三十日とする。

平成十二年政令第四百九十五号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第二条第五項のコンクリート、木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。

(以下略)

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日)

(法律第三百三十七号)

改正 昭和 四九年 六月 一日法律第 七一号  
 同 五一年 六月 一日同 第 四七号  
 同 五一年 六月 一六日同 第 六八号  
 同 五八年 五月 一八日同 第 四三号  
 同 六二年 九月 四日同 第 八七号  
 平成 三年一〇月 五日同 第 九五号  
 同 四年一二月 一六日同 第一〇五号  
 同 五年一 一月 一二日同 第 八九号  
 同 五年一 一月 一九日同 第 九二号  
 同 六年 七月 一日同 第 八四号  
 同 七年 五月 一二日同 第 九一号  
 同 九年 六月 一八日同 第 八五号  
 同 一〇年 五月 八日同 第 五四号  
 同 一一年 六月 四日同 第 六四号  
 同 一一年 七月 一六日同 第 八七号  
 同 一一年一二月 八日同 第一五一号  
 同 一一年一二月 二二日同 第一六〇号  
 (一部未施行)  
 同 一二年 五月 三一日同 第 九一号  
 (未施行)  
 同 一二年 六月 二日同 第一〇五号  
 (一部未施行)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則(第一条—第五条の三)

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第六条—第六条の三)

第二節 一般廃棄物処理業(第七条—第七条の四)

第三節 一般廃棄物処理施設(第八条—第九条の七)

第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例(第九条の八)

第五節 一般廃棄物の輸出(第九条の九)

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理(第十条—第十三条)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター(第十三条の二—第十三条の十一)

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター(第十三条の十二—第十三条の十六)

第三節 産業廃棄物処理業(第十四条—第十四条の三の二)

第四節 特別管理産業廃棄物処理業(第十四条の四—第十四条の七)

第五節 産業廃棄物処理施設(第十五条—第十五条の四)

第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例(第十五条の四の二)

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出(第十五条の四の三—第十五条の四の五)

第三章の二 廃棄物処理センター(第十五条の五—第十五条の十六)

第四章 雑則(第十六条—第二十四条の五)

第五章 罰則(第二十五条—第三十三条)

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(平三法九五・一部改正)

### (定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、「第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)」と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(平三法九五・平四法一〇五・平九法八五・一部改正)

### (国内の処理等の原則)

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

(平四法一〇五・追加)

### (国民の責務)

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(平三法九五・追加、平四法一〇五・旧第二条の二繰下)

### (事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(平三法九五・一部改正)

### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平三法九五・平四法一〇五・一部改正)

(清潔の保持)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
- 6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(昭五一法六八・一部改正)

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の二 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(平三法九五・追加)

(廃棄物減量等推進員)

第五条の三 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(平三法九五・追加)

## 第二章 一般廃棄物

### 第一節 一般廃棄物の処理 (平九法八五・節名追加)

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、厚生省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- 3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

- 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

(平三法九五・全改、平一一法八七・一部改正)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一项、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。)しなければならない。

- 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

- 3 市町村が行うべき特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理一般廃棄物を定めた場合における当該特別管理一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(平三法九五・追加、平九法八五・平一一法八七・平一二法一〇五・一部改正)

(事業者の協力)

第六条の三 厚生大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行っているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつており認められるものを指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、厚生省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。

- 3 厚生大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 4 厚生大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

(平三法九五・追加)

## 第二節 一般廃棄物処理業（平九法八五・節名追加）

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 3 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号、第三十一条第七項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 第七条の三若しくは第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第三項第二号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で政令で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

- 4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。

- 5 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 6 市町村長は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。



四 申請者が第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

- 7 第一項又は第四項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 8 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第四項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。
- 11 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載しなければならない。
- 12 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(昭五一法六八・昭五八法四三・平三法九五・平五法八九・平七法九一・平九法八五・平一一法八七・平一一法一五一・平一二法一〇五・一部改正)

(変更の許可等)

第七條の二 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平三法九五・追加)

(許可の取消し等)

第七條の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七條第三項第三号又は第六項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第七條第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七條第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(平三法九五・追加、平五法八九・平一二法一〇五・一部改正)

(名義貸しの禁止)

第七條の四 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(平九法八五・追加)

### 第三節 一般廃棄物処理施設 (平九法八五・節名追加)

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八條 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六條の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十条の二第一項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

三 一般廃棄物処理施設の種類

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

五 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他厚生省令で定める事項

3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての

調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

- 4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(昭五一法六八・昭五八法四三・平三法九五・平六法八四・平九法八五・平一一法八七・一部改正)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。
  - 二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び厚生省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
  - 三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。)の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。
- 3 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 5 前条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。
- 6 厚生大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、前条第一項の許可の申請に対し都道府県知事が行う処分に関し必要な指示をすることができる。
- 7 厚生大臣は、生活環境の保全上緊急の必要がある場合にあつては、都道府県知事が行う第五項の検査に関し必要な指示をすることができる。

(平九法八五・追加、平一一法八七・平一二法一〇五・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(平九法八五・追加)

(記録及び閲覧)

第八条の四 第八条第一項の許可(同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平九法八五・追加)

(維持管理積立金)

第八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるものをいう。以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

- 2 維持管理積立金の積立ては、厚生省令で定めるところにより、環境事業団にしなければならない。
- 3 維持管理積立金は、環境事業団が管理する。
- 4 維持管理積立金の額は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に必要な費用の額及び当該特定一般廃棄物最終処分場の埋立期間を基礎とし、厚生省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。

- 5 環境事業団は、厚生省令で定めるところにより、維持管理積立金に利息を付さなければならない。
- 6 特定一般廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理積立金の積立てをしている特定一般廃棄物最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他厚生省令で定める場合には、厚生省令で定めるところにより、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。
- 7 第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項の規定により第八条第一項の許可を受けた者について地位の承継があつたときは、当該許可を受けた者が積み立てた維持管理積立金は、当該許可を受けた者の地位を承継した者が積み立てたものとみなす。
- 8 前各項に定めるもののほか、維持管理積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(平九法八五・追加、平一〇五・一部改正)

(環境事業団の業務の特例)

第八条の六 環境事業団は、環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号。次項において「事業団法」という。)第十八条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 前条第三項(第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。
  - 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項の規定により環境事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)」と、「同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」とあるのは「廃棄物処理法」と、事業団法第二十四条の二中「整理しなければならない」とあるのは「整理し、廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない」と、事業団法第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び廃棄物処理法」と、同項第五号中「もの」とあるのは「もの並びに廃棄物処理法第八条の六第一項に規定する業務」と、事業団法第三十八条第三号中「第十八条」とあるのは「第十八条及び廃棄物処理法第八条の六第一項」とする。

(平九法八五・追加、平一一法六四・一部改正)

(変更の許可等)

第九条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。
- 3 第八条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の厚生省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分場に係る埋立処分(地中にある空間を利用する処分の方法を含む。以下同じ。)が終了したときは、その終了した日から三十日以内に、厚生省令で定めるところにより、その旨及びその他厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が総理府令、厚生省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

(平三法九五・全改、平九法八五・平一一法八七・平一二法一〇五・一部改正)

(許可の取消し等)

第九条の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消し、又は同項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。
- 二 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。
- 三 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 四 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至つたとき。
- 五 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 第八条の二第六項の規定は、前項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

(平三法九五・追加、平五法八九・平九法八五・平一一法八七・平一三法一〇五・一部改正)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 市町村は、第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日(一般廃棄物の最終処分場については、六十日)以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 第一項の規定による届出をした市町村は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。
- 5 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三に規定する技術上の基準及び当該届出に係る同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
- 6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置ことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 7 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更(厚生省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 8 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「第七項の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第七項の」と、第四項中「第一項」とあるのは「第七項」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。
- 9 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。
- 10 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第七項」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは、「当該届出」と読み替えるものとする。
- 11 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第九項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

(平三法九五・追加、平九法八五・平一一法八七・平一二法一〇五・一部改正)

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(平三法九五・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項、次条第一項及び第九条の七において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該一般廃棄物処理施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

(平一二法一〇五・全改)

(合併)

第九条の六 許可施設設置者である法人の合併の場合(許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、許可施設設置者の地位を承継する。

2 第八条の二第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

(平一二法一〇五・追加)

(相続)

第九条の七 許可施設設置者について相続があつたときは、相続人は、許可施設設置者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、厚生省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(平一二法一〇五・追加)

#### 第四節 一般廃棄物の再生利用に係る特例 (平九法八五・節名追加)

第九条の八 厚生省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。
  - 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。
  - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。
- 2 厚生大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。
- 4 第一項の認定を受けた者は、第七条第九項、第十一項及び第十二項並びに第十九条の三の規定の適用については一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者と、第十八条第一項の規定の適用については一般廃棄物処理施設の設置者とみなす。
- 5 厚生大臣は、第一項の規定に係る再生利用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(平九法八五・追加・一部改正、平一二法一〇五・旧第九条の五の二繰下)

#### 第五節 一般廃棄物の輸出 (平九法八五・節名追加)

第九条の九 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、厚生大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
  - 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
  - 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
  - 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 市町村
    - ロ その他厚生省令で定める者
- 2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。
- 一 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて厚生省令で定めるもの
  - 二 国その他の厚生省令で定める者

(平四法一〇五・追加、平九法八五・一部改正、平一二法一〇五・旧第九条の六繰下)

### 第三章 産業廃棄物

#### 第一節 産業廃棄物の処理 (平九法八五・節名追加)

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

(平一二法一〇五・一部改正)

(産業廃棄物処理計画)

第十一条 都道府県は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の処理に関する計画(以下「産業廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 産業廃棄物処理計画には、厚生省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 産業廃棄物の発生量及び処理量の見込み
  - 二 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
  - 三 産業廃棄物の処理施設の設置に関する事項

#### 四 その他産業廃棄物の処理に関し必要な事項

- 3 都道府県は、産業廃棄物処理計画を定める場合には、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生大臣は、都道府県が産業廃棄物処理計画を作成するに当たって、都道府県に対し、全国的な産業廃棄物の発生及び処理の状況につき必要な情報を提供し、及び必要な助言を行うことができる。
- 5 厚生大臣は、産業廃棄物処理計画が第二項の厚生省令で定める基準に適合しないと認めるときは、都道府県に対し、当該産業廃棄物処理計画を変更すべきことを求めることができる。

(平三法九五・平五法九二・平一一法八七・一部改正)

#### (事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。第三項及び第四項を除き、以下この条において同じ。)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法)に関する基準に従って行う処分をいう。))又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。))は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。))の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他厚生省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

6 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができる。

7 第七条第十一項及び第十二項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(昭五一法四七・昭五一法六八・平三法九五・平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

#### (事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項において同じ。))の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他厚生省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

4 事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

6 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。

7 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができる。

8 第七条第十一項及び第十二項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平三法九五・追加、平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

#### (産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。))は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。))の運搬又は処分を他人に委託する場合(厚生省令で定める場合を除く。))には、厚生省令で定めるところにより、

当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下単に「管理票」という。)を交付しなければならない。

- 2 産業廃棄物の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に厚生省令で定める事項を記載し、厚生省令で定める期間内に、同項の規定により管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 3 産業廃棄物の処分を受託した者(以下「処分受託者」という。)は、当該処分を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に厚生省令で定める事項を記載し、厚生省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 4 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。
- 5 管理票交付者は、厚生省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 6 管理票交付者は、厚生省令で定める期間内に、第二項又は第三項の規定による管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、厚生省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(平三法九五・追加、平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

(虚偽の管理票の交付の禁止)

第十二条の四 第十四条第八項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第十四条第八項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第十四条の四第八項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第二項又は第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

(平一二法一〇五・追加)

(電子情報処理組織の使用)

第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者(その使用に係る入出力装置が第十三条の二第一項に規定する情報処理センター(以下この条において単に「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。))は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合(第十二条の三第一項に規定する厚生省令で定める場合を除く。))において、運搬受託者及び処分受託者(その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。))から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他厚生省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。

- 2 運搬受託者又は処分受託者は、前項の規定により電子情報処理組織使用事業者から報告することを求められた場合において、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を終了したときは、第十二条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、厚生省令で定める期間内に、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。
- 3 情報処理センターは、前項の規定による報告を受けたときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、当該報告に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託した電子情報処理組織使用事業者に、運搬受託者又は処分受託者が当該運搬又は処分を終了した旨を通知するものとする。
- 4 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。
- 5 情報処理センターは、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に係る情報をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、これを当該報告を受けた日から厚生省令で定める期間保存しなければならない。
- 6 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定による登録及び第二項の規定による報告に関する事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 情報処理センターは、第一項の規定による登録について厚生省令で定める期間内に第二項の規定による報告を受けないときは、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく、その旨を当該登録をした電子情報処理組織使用事業者者に通知しなければならない。
- 8 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、厚生省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、電子情報処理組織に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・旧第十二条の四繰下・一部改正)

(勧告)

第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者が同条第一項から第六項まで又は前条第一項、第二項、第四項及び第八項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(平三法九五・追加、平九法八五・旧第十二条の四繰下・一部改正、平一二法一〇五・旧第十二条の五繰下)

(地方公共団体の処理)

第十三条 第十条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

(昭五一法六八・平三法九五・一部改正)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター (平九法八五・追加)

第一款 情報処理センター (平九法八五・追加)

(指定)

第十三条の二 厚生大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する義務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報処理センターとして指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平九法八五・追加)

(業務)

第十三条の三 情報処理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十二条の五第一項の規定による登録、同条第二項の規定による報告並びに同条第三項及び第七項の規定による通知に係る事務(次号において「登録報告事務」という。)を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二 登録報告事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三 第十二条の五第五項の規定による記録及び保存並びに同条第六項の規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(業務規程)

第十三条の四 情報処理センターは、前条各号に掲げる業務(以下「情報処理業務」という。)を行うときは、その開始前に、情報処理業務の実施方法、利用料金に関する事項その他の厚生省令で定める事項について情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした業務規程が情報処理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(平九法八五・追加)

(事業計画等)

第十三条の五 情報処理センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、情報処理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、情報処理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(平九法八五・追加)

(業務の休廃止)

第十三条の六 情報処理センターは、厚生大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(平九法八五・追加)

(秘密保持義務)

第十三条の七 情報処理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平九法八五・追加)

(帳簿)

第十三条の八 情報処理センターは、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え、情報処理業務に関し厚生省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(平九法八五・追加)

(報告及び立入検査)

第十三条の九 厚生大臣は、情報処理業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、情報処理センターの事務所に立ち入り、情報処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。



3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平九法八五・追加)

(監督命令)

第十三条の十 厚生大臣は、この款の規定を施行するために必要な限度において、情報処理センターに対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平九法八五・追加)

(指定の取消し等)

第十三条の十一 厚生大臣は、情報処理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の二第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 情報処理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この款の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平九法八五・追加)

#### 第二款 産業廃棄物適正処理推進センター (平九法八五・追加)

(指定)

第十三条の十二 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター(以下「適正処理推進センター」という。)として指定することができる。

(平九法八五・追加)

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業者に対し、産業廃棄物の処理の方法及び体制の点検又は改善のために必要な助言又は指導を行うこと。
- 二 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者等に関する情報を収集し、事業者に対し提供すること。
- 三 産業廃棄物の適正な処理に関し、事業者及びその従業員に対して研修を行うこと。
- 四 産業廃棄物の適正な処理の確保に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の五第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平九法八五・追加)

(産業廃棄物処理業の許可等の特例)

第十三条の十四 適正処理推進センター又はその委託を受けた者は、第十九条の六の規定による協力の求めに応じ、産業廃棄物の撤去等を行うときは、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該撤去等に必要なる行為を業として実施することができる。

2 適正処理推進センターは、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(平九法八五・追加)

(基金)

第十三条の十五 適正処理推進センターは、第十三条の十三各号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(平九法八五・追加)

(準用)

第十三条の十六 第十三条の二第二項から第四項まで、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一の規定は、適正処理推進センターについて準用する。この場合において、第十三条の五、第十三条の十及び第十三条の十一第一項第一号中「情報処理業務」とあるのは「第十三条の十三各号に掲げる業務」と、同項第三号中「若しくは当該」とあるのは「又は当該」と、「違反したとき、又は第十三条の四第一項の認可を受けた業務課程によらないで情報処理業務を行ったとき」とあるのは「違反したとき」と読み替えるものとする。

(平九法八五・追加)

#### 第三節 産業廃棄物処理業 (平九法八五・節名追加)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合に於ては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を

- 管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
      - イ 第七条第三項第四号イからホまでのいずれかに該当する者
      - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
      - ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
      - ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
      - ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
      - ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
  - 4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ処分を業として行う者その他厚生省令で定める者については、この限りでない。
  - 5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が第三項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。
  - 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
  - 8 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第四項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という。)は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
  - 9 産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。
  - 10 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。
  - 11 第七条第十一項及び第十二項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(昭五一法六八・平三法九五・平四法一〇五・平九法八五・平一三法一〇五・一部改正)

(変更の許可等)
- 第十四条の二 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
  - 3 第七条の二第三項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(平三法九五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(許可の取消し等)
- 第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
  - 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
  - 三 第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至つたとき。
  - 四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(平一二法一〇五・全改)

(名義貸しの禁止)
- 第十四条の三の二 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

(平九法八五・追加)

#### 第四節 特別管理産業廃棄物処理業（平九法八五・節名追加）

##### （特別管理産業廃棄物処理業）

- 第十四条の四 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、特別管理産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を運搬する場合に限る。）その他厚生省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
  - 4 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他厚生省令で定める者については、この限りでない。
  - 5 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。
  - 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
    - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
    - 二 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
  - 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
  - 8 第一項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」という。）又は第四項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処分業者」という。）は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
  - 9 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。
  - 10 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。
  - 11 特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者その他厚生省令で定める者は、第七条第一項又は第四項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。この場合において、これらの者は、特別管理一般廃棄物処理基準に従い、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
  - 12 第七条第十一項及び第十二項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第十一項中「一般廃棄物」とあるのは、「特別管理産業廃棄物（第十四条の四第十一項の規定により特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行う場合にあつては、特別管理一般廃棄物を含む。）」と読み替えるものとする。

（平三法九五・追加、平九法八五・平一二法一〇五・一部改正）

##### （変更の許可等）

- 第十四条の五 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 前条第三項及び第七項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
  - 3 第七条の二第三項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同項中「一般廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（平三法九五・追加）

##### （準用）

- 第十四条の六 第十四条の三の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第二号中「第十四条第三項第一号又は第六項第一号」とあるのは「第十四条の四第三項第一号又は第六項第一号」と、同条第四号中「第十四条第七項」とあるのは「第十四条の四第七項」と読み替えるものとする。

（平一二法一〇五・全改）

##### （名義貸しの禁止）

- 第十四条の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

（平九法八五・追加）

#### 第五節 産業廃棄物処理施設（平九法八五・節名追加）

##### （産業廃棄物処理施設）

- 第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。）

以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - 三 産業廃棄物処理施設の種類の
  - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分場の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
  - 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
  - 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
  - 九 その他厚生省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(平三法九五・全改、平九法八五・一部改正)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。
  - 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び厚生省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
  - 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。
  - 3 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第一項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。
  - 4 前条第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
  - 5 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(平九法八五・追加)

(準用)

第十五条の二の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて厚生省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分

場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(変更の許可等)

第十五条の二の四 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

3 第九条第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の四第一項ただし書」と、同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(平三法九五・追加、平九法八五・旧第十五条の二繰下・一部改正、平一二法一〇五・一部改正)

(許可の取消し等)

第十五条の三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第三項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至つたとき。

五 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(平一二法一〇五・全改)

(準用)

第十五条の四 第九条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第九条の五から第九条の七までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第九条の四中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第九条の五第一項中「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第二項及び第九条の六第二項中「第八条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

(平三法九五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

#### 第六節 産業廃棄物の再生利用に係る特例 (平九法八五・節名追加)

第十五条の四の二 厚生省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、厚生省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、厚生大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が厚生省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が厚生省令で定める基準に適合すること。

2 第九条の八第二項の規定は前項の認定について、同条第三項及び第四項の規定は前項の認定を受けた者について、同条第五項及び第六項の規定は前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「第七条第一項若しくは第四項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第四項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第四項中「第七条第九項、第十一項及び第十二項」とあるのは「第十四条第八項、第九項及び第十一項」と、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「産業廃棄物収集運搬業者」と、「一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物処分業者」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十五条の四の二第一項」と読み替えるものとする。

(平九法八五・追加・一部改正、平一二法一〇五・一部改正)

#### 第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出 (平九法八五・節名追加)

(輸入の許可)

第十五条の四の三 廃棄物(航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。)を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、国その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

- 3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その輸入に係る廃棄物(以下「国外廃棄物」という。)が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。
  - 二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であつて、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの
    - ロ 産業廃棄物処理施設であつて、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者(イに掲げるものを除く。)
    - ハ その他厚生省令で定める者

- 4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(平四法一〇五・追加、平九法八五・旧第十五条の四の二繰下)

(国外廃棄物を輸入した者の特例)

第十五条の四の四 国外廃棄物を輸入した者(事業者であるものを除く。 )は、第十条第一項、第十二条第一項から第四項まで及び第十二条の二第一項から第四項までの規定の適用については、事業者とみなす。

(平四法一〇五・追加、平九法八五・旧第十五条の四の三繰下、平一二法一〇五・一部改正)

(準用)

第十五条の四の五 第九条の九の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者(自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。 )」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

- 2 第十二条の三第一項及び第十二条の五第一項の規定は、国外廃棄物を輸入した者(その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。 )について準用する。

(平四法一〇五・追加、平九法八五・旧第十五条の四の四繰下・一部改正、平一二法一〇五・一部改正)

### 第三章の二 廃棄物処理センター (平三法九五・追加)

(指定)

第十五条の五 厚生大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人(政令で定めるものに限る。 )その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項に規定する選定事業者であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、廃棄物処理センター(以下「センター」という。 )として指定することができる。

- 2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

- 4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平三法九五・追加、平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

(業務)

第十五条の六 センターは、厚生省令で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 市町村の委託を受けて、特別管理一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

- 二 市町村の委託を受けて、第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

- 三 市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと(前二号に掲げる業務を除く。 )。

- 四 特別管理産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。

- 五 産業廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと(前号に掲げる業務を除く。 )。

- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平三法九五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(基金)

第十五条の七 センターは、前条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関する基金を設け、これらの業務の全部又は一部に要する費用に充てることを条件として事業者等から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 厚生大臣は、前項に規定する基金への出えんについて、同項に規定する事業者等に対し、当該事業等を所管する大臣を通じて必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(平三法九五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(事業計画等)

第十五条の八 センターは、毎事業年度、厚生省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、厚生省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(平三法九五・追加)

(区分経理)

第十五条の九 センターは、次に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条の六第一号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
  - 二 第十五条の六第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
  - 三 第十五条の六第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- (平三法九五・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(料金)

第十五条の十 センターは、センターが行う産業廃棄物の処理施設の設置及び産業廃棄物の処理に関し、能率的な経営の下における適正な原価を下らない料金を徴収するものとする。

(平三法九五・追加)

(補助金の交付等)

第十五条の十一 国は、センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設の建設又は改良の工事を行う場合には、その工事に要する費用に関し市町村に対し交付すべき第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金を、センターに対し交付することができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

(平三法九五・追加)

(財産の処分等)

第十五条の十二 センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うためのものに限る。)に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その最終処分場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時における評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(平三法九五・追加)

(報告及び検査)

第十五条の十三 厚生大臣は、第十五条の六各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平三法九五・追加)

(監督命令)

第十五条の十四 厚生大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、第十五条の六各号に掲げる業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(平三法九五・追加)

(指定の取消し等)

第十五条の十五 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の五第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

- 一 第十五条の六各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平三法九五・追加)

(都道府県知事が行う事務)

第十五条の十六 この章に定める厚生大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(平一一法八七・全改)

#### 第四章 雑則

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(平三法九五・全改)

(ふん尿の使用法の制限)

第十七条 ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。)若しくは産業廃棄物処理施設の設置者又は情報処理センターに対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする者に対し、国外廃棄物の輸入又は廃棄物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

(昭五一法六八・昭五八法四三・平三法九五・平四法一〇五・平九法八五・一部改正)

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができる。

2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭五一法六八・昭五八法四三・平四法一〇五・一部改正)

(製品等に係る措置)

第十九条の二 厚生大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため、物の製造、加工、販売等を行う事業を所管する大臣に対し、その所管に係る事業を行う者にその製造、加工、販売等に係る製品、容器等の材質又はその処理方法を表示させることその他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(平三法九五・追加)

(改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者(以下この条において「事業者等」という。))並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合 都道府県知事

(平三法九五・追加、平四法一〇五・一部改正)

(措置命令)

第十九条の四 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行った者(第六条の二第一項の規定により当該処分を行った市町村及び第十条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除くものとし、第七条第十項、第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたとき、及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の五第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をした者を含む。次条において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合 市町村長

二 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合 都道府県知事(当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事)

2 前項の規定による命令をすときは、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(昭五一法六八・追加、平三法九五・旧第十九条の二線下・一部改正、平四法一〇五・平五法八九・平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の五 前条第一項各号に掲げる場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項各号に定める者は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の



措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。
  - 二 前条第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- 2 前条第一項各号に定める者は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、厚生省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。
  - 3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

(平九法八五・追加)

(適正処理推進センターの協力)

第十九条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じようとするときは、適正処理推進センターに対し、厚生省令で定めるところにより、当該支障の除去等の措置の実施に協力することを求めることができる。

(平九法八五・追加)

(届出台帳の調製等)

第十九条の七 第九条第四項(第九条の第三十項及び第十五条の二の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る最終処分場の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、厚生省令で定める。
- 3 都道府県知事は、関係人から請求があつたときは、第一項の台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(平三法九五・追加、平九法八五・旧第十九条の五繰下・一部改正)

(環境衛生指導員)

第二十条 第十九条第一項及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、厚生省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

(昭五一法六八・昭五八法四三・平六法八四・平一一法八七・一部改正)

(廃棄物再生事業者)

第二十条の二 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するときは、厚生省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

(平三法九五・追加)

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設(政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者)又は産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

- 2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三又は第十五条の二の二に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 3 第一項の技術管理者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。

(昭五一法六八・平三法九五・平九法八五・一部改正)

(国庫補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 ごみ処理施設及びし尿処理施設の設置に要する費用
- 二 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用

(昭五一法六八・一部改正)

(特別な助成)

第二十三条 国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(情報交換の促進等)

第二十三条の二 国は、この法律の規定により都道府県知事が行う産業廃棄物に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(平九法八五・追加)

(許可等に関する意見聴取)

第二十三条の三 都道府県知事は、第十四条第一項若しくは第四項、第十四条の四第一項若しくは第四項、第十五条第一項若しくは第十五条の四において読み替えて準用する第九条の五第一項の許可又は第十五条の四において読み替えて準用する第九条の六第一項の認可をしようとするときは、第十四条第三項第二号ロからへまでに該当する事由(同号ハ、ニ及びへに該当する事由にあつては、同号ロに係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 都道府県知事は、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は第十五条の三の規定による処分をしようとするときは、第十四条第三項第二号ロからへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平一二法一〇五・追加)

(都道府県知事への意見)

第二十三条の四 警視総監又は道府県警察本部長は、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者又は産業廃棄物処理施設の設置者(以下この条において「産業廃棄物収集運搬業者等」という。)について、第十四条第三項第二号ロからへまでに該当する事由があると疑いに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該産業廃棄物収集運搬業者等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(平一二法一〇五・追加)

(関係行政機関への照会等)

第二十三条の五 都道府県知事は、第二十三条の三に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(平一二法一〇五・追加)

(再審査請求)

第二十四条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分(第二十四条の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(昭五一法六八・平六法八四・平一一法八七・一部改正)

(手数料)

第二十四条の二 第九条の九第一項(第十五条の四の五第一項において準用する場合を含む。)の確認又は第十五条の四の三第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

(平四法一〇五・追加、平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務(一般廃棄物処理施設に係る部分に限る。)は、生活環境の保全上特に必要があると厚生大臣が認める場合にあっては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(平一一法八七・追加)

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条の三第五項、第十二条の五第六項、第十二条の六、第十四条第一項、第三項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四項及び第六項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項、同条第三項(において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。))、第十四条の四第一項、第三項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第四項及び第六項(第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の五第一項、同条第三項(において読み替えて準用する第七条の二第三項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで(第十五条の二の四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))及び第五項、第十五条の二の三において準用する第八条の五第四項、第十五条の二の四第一項、同条第三項(において準用する第九条第三項から第五項まで、第十五条の三、第十五条の四において準用する第九条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。))、第十九条第一項(産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。))、第十九条の三(第二号に係る部分に限る。))、第十九条の四第一項及び第二項(同条第一項第二号に係る部分に限る。))、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・追加、平一二法一〇五・一部改正)

(経過措置)

第二十四条の五 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(昭五一法六八・追加、平四法一〇五・旧第二十四条の二繰下、平一一法八七・旧第二十四条の三繰下)

## 第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者
- 二 第七条の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行つた者
- 三 第七条の三、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)又は第十九条の四第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者
- 五 第七条の四、第十四条の三の二又は第十四条の七の規定に違反して、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者
- 六 第八条第一項又は第十五条第一項の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した者
- 七 第九条第一項又は第十五条の二の四第一項の規定に違反して、第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項又は第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者
- 八 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

(昭五一法六八・全改、昭五八法四三・平三法九五・平五法八九・平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第七条第十項、第十二条第四項、第十二条の二第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者
- 二 第九条の二、第十五条の三又は第十九条の三の規定による命令に違反した者
- 三 第九条の五第一項(第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- 四 第九条の九第一項(第十五条の四の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
- 五 第十四条第九項又は第十四条の四第九項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者
- 六 第十五条の四の三第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者
- 七 第十五条の四の三第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

(昭五一法六八・全改、平三法九五・平四法一〇五・平五法八九・平九法八五・平一二法一〇五・一部改正)

第二十七条 第十三条の七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・旧第二十六条の二繰下)

第二十八条 第八条の二第五項(第九条第二項において準用する場合を含む。)又は第十五条の二第五項(第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を使用した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平九法八五・全改・一部改正、平一二法一〇五・旧第二十七条繰下・一部改正)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の三第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による管理票に虚偽の記載をして交付し、又は第十二条の五第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
- 二 第十二条の四の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(平一二法一〇五・追加)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第十一項(第十二条第七項、第十二条の二第八項、第十四条第十一項及び第十四条の四第十二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十二項(第十二条第六項、第十二条の二第七項、第十四条第十一項及び第十四条の四第十二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者
- 二 第七条の二第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において準用する場合を含む。)、第九条第三項(第十五条の二の四第三項において準用する場合を含む。)若しくは第四項(第十五条の二の四第三項において準用する場合を含む。)又は第九条の七第二項(第十五条の四において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条の四(第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 四 第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者
- 五 第十八条の規定による報告(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者

(昭五一法六八・全改、昭五八法四三・平三法九五・一部改正、平四法一〇五・旧第二十八条繰下・一部改正、平九法八五・一部改正、平一二法一〇五・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報処理センター又は廃棄物処理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の六の許可を受けないで、情報処理業務の全部を廃止したとき。
- 二 第十三条の八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十三条の八の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第十三条の九第一項、第十五条の十三第一項又は第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第十三条の九第一項又は第十五条の十三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(平九法八五・追加、平一二法一〇五・旧第二十九条の二繰下・一部改正)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第八号(産業廃棄物に係る場合に限る。) 一億円以下の罰金刑
- 二 第二十五条(前号の場合を除く。)、第二十六条又は第二十八条から第三十条まで 各本条の罰金刑

(平四法一〇五・旧第二十九条繰下、平九法八五・一部改正、平一二法一〇五・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十三条 第二十条の二三第三項の規定に違反して、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(平三法九五・全改、平四法一〇五・旧第三十条繰下、平一二法一〇五・旧第三十一条繰下)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四六年政令第二一八号で昭和四六年九月二四日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五条第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、市町村に対し、第二十二条の規定により国がその費用について補助することができるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物を処理するための施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の設置で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二十二条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、市町村に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(昭六二法八七・全改)

第五条 第十五条の十一第一項の規定は、センターが第十五条の六の規定により市町村の委託を受けて一般廃棄物処理施設(前条第一項又は第二項の規定による貸付けの対象となるものに限る。)の建設又は改良の工事を行う場合について準用する。この場合において、第十五条の十一第一項中「交付すべき第二十二条の規定による補助金又は予算で定める補助金」とあるのは「貸し付けるべき附則第四条第一項又は第二項に規定する貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により準用される第十五条の十一第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。

(平三法九五・全改)

附 則（昭和四九年六月一日法律第七一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十一条の三、第二百八十一条第二項、第二百八十二条の二第二項及び第二百八十三条第二項の改正規定、附則第十七条から第十九条までに係る改正規定並びに附則第二条、附則第七条から第十一条まで及び附則第十三条から第二十四条までの規定（以下「特別区に関する改正規定」という。）は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五一年政令第二一七号で昭和五一年九月一日から施行）

附 則（昭和五一年六月一六日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五二年政令第二四号で昭和五二年三月一五日から施行）

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項及び第三項又は第十五条第二項及び第五項の規定は、この法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、適用しない。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年五月一八日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 昭和六十二年九月三十日までの間は、前条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第二項の規定の適用については、同項第四号ロ中「準用する場合」とあるのは、「準用する場合及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）附則第十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項において準用した場合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年九月四日法律第八七号）

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金融通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

附 則（平成三年一〇月五日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成四年政令第二一七号で平成四年七月四日から施行）

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「旧法」という。）第七条第一項又は第十四条第一項の許可で次の表の上欄に掲げるものを受けている者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「新法」という。）第七条第一項若しくは第四項又は第十四条第一項若しくは第四項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物（旧法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集又は運搬のみの業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第一項の許可
一般廃棄物の処分のみ業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第四項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第七条第一項の許可	新法第七条第一項及び第四項の許可
旧法第七条第八項の許可	新法第七条の二第一項の許可
産業廃棄物（旧法第二条第三項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集又は運搬のみの業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項の許可
産業廃棄物の処分のみ業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第四項の許可
産業廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧法第十四条第一項の許可	新法第十四条第一項及び第四項の許可

旧法第十四条第五項の許可

新法第十四条の二第一項の許可

2 この法律の施行の際現に市町村長又は都道府県知事に対し旧法の規定(旧法の規定に基づく命令の規定を含む。)によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

第四条 施行日前に一般廃棄物処理施設(旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいうものとし、市町村が旧法第六条第二項の規定により一般廃棄物を処分するために設置したものを除く。)の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第八条第一項の規定による届出をした者(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(一般廃棄物の最終処分場にあつては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。)を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。))である場合を除く。)、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者(以下この条において「廃止命令を受けた者」という。))及び制限期間未経過者で施行日前に同条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。))を除く。))は、新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしている場合を除く。))又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第八条第一項又は第九条第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第五条 施行日前に産業廃棄物処理施設(旧法第十二条第五項第二号に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)の設置又はその構造若しくは規模の変更につき旧法第十五条第一項の規定による届出をした者(施行日前に同条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしていないもの(その者が施行日において当該届出を受理された日から三十日(産業廃棄物の最終処分場にあつては、六十日とする。以下この条において「制限期間」という。))を経過しない者(以下この条において「制限期間未経過者」という。))である場合を除く。)、施行日前に同項の規定による廃止の命令を受けた者(以下この条において「廃止命令を受けた者」という。))及び制限期間未経過者で施行日前に同条第五項において準用する旧法第八条第三項ただし書の規定による通知を受けていないもの(施行日前に旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた者で施行日において当該変更の命令に係る変更をしているもの及び廃止命令を受けた者を除く。以下この条において「旧法適用対象者」という。))を除く。))は、新法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

2 旧法適用対象者については、制限期間が経過するまでの間は、なお従前の例による。

3 旧法適用対象者が旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた場合(当該旧法適用対象者が施行日において当該変更の命令に係る変更をしている場合を除く。))又は施行日後制限期間内に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条第二項の規定による変更の命令を受けた場合において、施行日後制限期間内に当該変更の命令に係る変更をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該旧法適用対象者は、当該変更をした日に新法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可を受けた者とみなす。

4 旧法適用対象者が施行日後制限期間内に第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条第二項の規定による廃止の命令を受けたときは、当該旧法適用対象者については、当該廃止の命令を受けた日以後においては、第二項の規定を適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条の規定により置かれている技術管理者は、新法第二十一条の規定により置かれている技術管理者とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年一二月一六日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成五年政令三八四号で平成五年一二月一五日から施行)

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一二月二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年十一月十九日法律第九二号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条中地方自治法別表第七第一号の表の改正規定、第十条中大气污染防治法第五条の第三第二項の改正規定、第十二条中公害防止事業費事業者負担法第二十条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中水質汚濁防止法第二十一条の改正規定並びに第十六条中農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第三項及び第五条第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

(規定する日＝平成六年八月一日から施行)

附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(食品衛生法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、狂犬病予防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

(平一〇法五四・一部改正)

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成九年六月一八日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成九年政令第三五二号で平成九年一月一七日から施行)

一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条から第五条まで及び第十一条の規定並びに附則第十二条中厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)第六条第二十七号の二の改正規定(「基づき」の下に「、廃棄物の再生利用に係る認定を行い」)を加える部分を除く。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(平成九年政令第三五二号で平成一〇年六月一七日から施行)

二 第二条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三及び第十二条の四の改正規定、同条を同法第十二条の五とする改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の次に一節及び節名を加える改正規定(同法第三章第二節第一款(第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を除く。))に係る部分に限る。)、同法第十五条の四の五第二項及び第十八条第一項の改正規定、同法第十九条の四の改正規定(「は、当該処分を委託した」を「、及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の四第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたときは、これらの委託をした」に改める部分に限る。)、同法第二十六条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条第三号の次に一号を加

える改正規定、同条第四号及び第五号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十条第二号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成九年政令第三五二号で平成一〇年一月一日から施行)

(廃棄物処理業の許可の基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項、第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の許可(同法第七条第二項若しくは第五項、第十四条第二項若しくは第五項又は第十四条の四第二項若しくは第五項の許可の更新を含む。)の申請をした者(許可の更新の場合にあつては、この法律の施行後に許可の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る一般廃棄物処理施設(旧法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。)について、その使用前に都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。次項並びに附則第五条第二項及び第三項において同じ。)が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧法第八条第一項又は第九条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて、旧法第八条第四項(旧法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第八条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、第二条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第八条の二第四項(新法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた一般廃棄物処理施設とみなす。

4 旧法第八条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けるまでの間は、新法第八条の三中「基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、新法第九条第一項中「許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同項第一号中「基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。

5 旧法第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第三条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」と、「同条第二項第四号」とあるのは「第八条第二項第四号」とする。

6 新法第八条の五の規定は、同条第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場であつて、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

7 旧法第九条の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設については、当該届出をした市町村が当該一般廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第九条の三第七項の規定による届出をするまでの間は、同条第五項中「基準及び当該届出に係る同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、同条第七項中「当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「一般廃棄物処理施設の構造又は規模」と、同条第九項中「基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第七項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。

(平一〇二法一〇五・一部改正)

(情報処理センターに係る経過措置)

第四条 情報処理センターは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日においても、新法第十三条の四第一項に規定する情報処理業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の規定によりされた許可の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可(前項の規定によりなお従前の例によりされたこれらの許可を含む。次項において同じ。)に係る産業廃棄物処理施設(旧法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下この条において同じ。)について、その使用前に都道府県知事が行う検査(附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に行われたものを除く。)については、なお従前の例による。

3 旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて、旧法第十五条第四項(旧法第十五条の二第二項に



において準用する場合を含む。)の規定による検査(前項の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。)を受け、旧法第十五条第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められたものは、新法第十五条の二第四項(新法第十五条の二の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の検査を受け、新法第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた産業廃棄物処理施設とみなす。

- 4 旧法第十五条第一項の許可(第一項の規定によりなお従前の例によりされた同条第一項の許可を含む。)に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の四第一項の許可を受けるまでの間は、新法第十五条の二の二中「基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」と、新法第十五条の二の四第一項中「許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項」とあるのは「産業廃棄物処理施設の構造又は規模」と、「定めるところにより」とあるのは「定めるところにより、第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を提出して」と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同条第一号中「基準又は当該許可に係る第十五条の二第一項第三号の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)」とあるのは「基準」とする。
- 5 旧法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設については、当該許可を受けた者が当該産業廃棄物処理施設について附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後初めて新法第十五条の二の四第一項の許可を受けた日以後においては、同項中「当該許可」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)附則第五条第四項の規定により読み替えられたこの項の許可」とする。
- 6 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であって、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。

(平一二法一〇五・一部改正)

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第一号及び第二号に掲げる規定の施行前にした行為並びに附則第三条第二項及び第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四、第十四条第九項、第十四条の三の二、第十四条の四第九項及び第十四条の七の規定並びに新法第八条の四、第八条の五、第九条第五項、第九条の三第六項、第十五条の二の三及び第十五条の二の四第三項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号(十の三)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(都が施行日以前に行った届出に係る一般廃棄物処理施設についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関する事項の政令への委任)

第六条 都が施行日以前に行った第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第二十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十三条の三の規定により読み替えて適用される同法第九条の三第一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行日以後に特別区に譲渡した場合についての第十四条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年六月四日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次条及び附則第五条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両

議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第四百九十九条から第五百十一条まで、第五百五十七条、第五百五十八条、第六百六十五条、第六百六十八条、第七十条、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第八十三条、第八十八条、第九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百九条、第二百九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、とく、)畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年一二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五十五条、第一千三百六条、第一千二百二十四条第二項、第一千二百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二一年六月二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条第三項、第十五条の五から第十五条の七まで及び第十五条の九の改正規定並びに第三条(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第六条、第十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一条の三十四第三項第八号の改正規定を除く。)、第十一条(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十四条の二第二項第十三号及び第六十五条の四第一項第十三号の改正規定に限る。))及び第十三条の規定 公布の日

二 第二条、第四条及び附則第九条の規定 平成一三年四月一日

(一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「旧法」という。)第八条第一項又は第九条第一項の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(次条及び附則第四条において「新法」という。)第八条の二第二項の規定は、適用しない。

(廃棄物処理施設の承継に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧法第九条の五第一項又は第二項(旧法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により旧法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継した者であって旧法第九条の五第三項(旧法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による届出をしていないものについては、新法第九条の五から第九条の七まで(これらの規定を新法第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(産業廃棄物処理施設に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法第十五条第一項又は第十五条の二第一項の規定によりされた許可の申請であって、この法律の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、新法第十五条の二第二項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「新法」という。))の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔次の法律は、未施行〕

○中央省庁等改革関係法施行法(抄)

(平成十一年十二月二十二日)

(法律第六十号)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第千二百七十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第八条の二第一項第一号、第八条の三、第九条第五項、第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二を除く。)中「厚生省令」を「環境省令」に、「厚生大臣」を「環境大臣」に改める。

第八条の二第一項第一号及び第八条の三中「厚生省令(一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)」を「環境省令」に改める。

第九条第五項中「厚生省令で定めるところ」を「環境省令で定めるところ」に、「総理府令、厚生省令」を「環境省令」に改める。

第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二中「厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)」を「環境省令」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第千二百九十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項及び第五条第四項中「厚生省令」を「環境省令」に改める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

〔次の法律は、未施行〕

○地方自治法施行令等の一部を改正する政令(抄)

(平成十一年十月一日)

(政令第三百十二号)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下「法」という。)の施行の日(平成十二年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(都が設置した一般廃棄物処理施設に関する経過措置)

第十条 法附則第六条に規定する一般廃棄物処理施設(次条において「都設置一般廃棄物処理施設」という。)を都が施行日に特別区に譲渡した場合にあっては、特別区は、同条に規定する届出を行った都の地位を承継する。

第十一条 都設置一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合にあっては、当該都設置一般廃棄物処理施設を設置する都は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下この条及び次条において「廃棄物処理法」という。)第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により廃棄物処理法第八条第一項の許可を受けたものとみなされた都が施行日後に都設置一般廃棄物処理施設を特別区に譲渡した

場合にあつては、特別区は、当該許可を受けたものとみなされた都の地位に相当する廃棄物処理法第九条の三第一項の規定による届出に係る地位を承継したものとみなす。

(一般廃棄物に係る支障の除去等の措置に関する経過措置)

第十二条 都が講じた廃棄物処理法第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置(法第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)附則第二十四条の規定により読み替えて適用される法第十四条の規定による改正前の廃棄物処理法第二十三条の三の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第十九条の四第一項第一号に掲げる場合に限る。)に係る廃棄物処理法第十九条の五第二項の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許認可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許認可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

[次の法律は、未施行]

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(抄)

(平成十二年五月三十一日)

(法律第九十一号)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第九十一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の六の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人」を加える。

附 則 (平成十二年五月三十一日法律第九十一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

[次の法律は、未施行]

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

(平成十二年六月二日)

(法律第五五号)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条六」に、「第九条の九」を「第十条」に、「第十条」を「第十一条」に改める。

第一章中第五条の三を第五条の六とし、第五条の二を第五条の五とし、第五条の次に次の三条を加える。

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第五条の四 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第六条に次の一項を加える。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条の二第一項中「第十五条の十五第一項」の下に「、第十六条の二第二号」を加える。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第二章第五節中第九条の九を第十条とする。

第十二条第一項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第三項中「次項並びに次条第三項及び第四項」を「次項及び第五項並びに次条第三項から第五項まで」に、「次項」を「次項及び第五項」に改め、同条中第七項を第十一項とし、第六項を削り、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

8 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

10 環境大臣は、第七項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二条第四項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十二条の二第三項中「次項」を「次項及び第五項」に改め、同条中第八項を第十二項とし、第七項を削り、第六項を第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

9 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。

11 環境大臣は、第八項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第十二条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、前二項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第十二条の三第一項中「ところにより、」の下に「当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に」を加え、同条第三項中「事項」の下に「(当該処分が最終処分である場合にあっては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで又は第十二条の五第五項」に改め、「受けないとき」の下に「、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項又は第十二条の五第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 処分受託者は、前項前段、この項又は第十二条の五第五項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第一項の規定により交付された管理票又は第二項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

第十二条の四中「又は第三項」を「に規定する事項又は同条第三項若しくは第四項」に改める。

第十二条の五第一項中「ところにより」の下に「、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に」を加え、同条第二項中「その旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあっては、最終処分が終了した旨)」を加え、同条第九項を同条第

十一項とし、同条第八項中「受けたとき」の下に「、又は第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「終了した旨」の下に「(当該報告に係る産業廃棄物の処分が最終処分である場合にあつては、最終処分が終了した旨)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 処分委託者は、前項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用事業者でないときは、第十二条の三第一項の規定により交付された管理票又は同条第二項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

第十二条の五第二項の次に次の一項を加える。

3 処分委託者は、第五項又は第十二条の三第三項若しくは第四項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、同項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、環境省令で定める期間内に、情報処理センターに当該最終処分が終了した旨を報告しなければならない。

第十二条の六中「第六項」を「第七項」に、「第二項、第四項及び第八項」を「から第三項まで、第五項、第六項及び第十項」に改める。

第十三条第一項中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第十三条の三第一号中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項及び第七項」を「同条第四項及び第九項」に改め、同条第三号中「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第十三条の三第五号中「第十九条の五第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

第十三条の十四第一項中「第十九条の六」を「第十九条の九」に改める。

第十五条の四の四中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第十五条の四の五第一項中「第九条の九」を「第十条」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第十九条の四第一項中「次の各号に掲げる」を「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の処分が行われた」に、「当該各号に定める者」を「市町村長」に改め、「及び第十条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県」、「第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項」及び「、及び当該処分を行った者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をした者が第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、若しくは虚偽の管理票を交付し、又は第十二条の五第一項の規定による登録に関し虚偽の登録をしたとき」を削り、「これらの」を「当該」に、「次条」を「第十九条の七」に改め、各号を削る。

第十九条の七を第十九条の十とし、第十九条の六を第十九条の九とする。

第十九条の五第一項中「前条第一項各号に掲げる」を「第十九条の四第一項に規定する」に、「同項各号に定める者」を「市町村長」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に、「又は」を「、又は」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第十九条の四第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

第十九条の五第二項中「前条第一項各号に定める者」を「市町村長」に改め、同条を第十九条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の五第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

三 第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた排出事業者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 都道府県知事は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去

等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 都道府県知事は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。

4 都道府県知事は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の六第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該排出事業者等に負担させることができる。この場合において、当該排出事業者等に負担させる費用の額は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

第十九条の五 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該処分を行った者(第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。)

二 第十二条第三項若しくは第四項、第十二条の二第三項若しくは第四項、第十四条第十項又は第十四条の四第十項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者

三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ 第十二条の三第一項の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

ニ 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第十二条の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかつた者

ヘ 第十二条の三第七項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト 第十二条の五第一項の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

チ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

リ 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

四 当該処分を行った者若しくは前二号に掲げる者に対して当該処分若しくは前二号に規定する規定に違反する行為(以下「当該処分等」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等を行うことを助けた者があるときは、その者

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者(当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第五項及び第十二条の二第五項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第二十四条の二中「第九条の九第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二十四条の四中「第十二条の三第五項、第十二条の五第六項」を「第十二条の三第六項、第十二条の五第八項」に、「第十九条の四第一項及び第二項(同条第一項第二号に係る部分に限る。)」を「第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項」に改める。

第二十五条第三号中「又は第十九条の四第一項」を「第十九条の四第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項」に改める。

第二十六条第四号中「第九条の九第一項」を「第十条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

八 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

第二十九条第一号を次のように改める。

一 第十二条の三第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者



第二十九条中第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

三 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

四 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

五 第十二条の三第五項の規定に違反して、管理票の写しを保存しなかつた者

第二十九条に次の二号を加える。

七 第十二条の五第一項(第十五条の四の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

八 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をした者

第三十条第一号中「第十二条第七項、第十二条の二第八項」を「第十二条第十一項、第十二条の二第十二項」に改め、同条第四号中「第十二条第五項又は第十二条の二第五項」を「第十二条第六項又は第十二条の二第六項」に改める。

附 則 (平成一二年六月二日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成一二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条及び附則第九条の規定 平成十三年四月一日

# 再生資源の利用の促進に関する法律

平成三年四月二十六日号外法律第四十八号

[総理・大蔵・厚生・農林水産・通商産業・運輸・建設大臣署名]

最終改正 平成一二年 六月 七日号外法律第一一三号〔第一次改正〕

再生資源の利用の促進に関する法律をここに公布する。

再生資源の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条―第九条)

第三章 特定業種(第十条―第十二条)

第四章 第一種指定製品(第十三条―第十五条)

第五章 第二種指定製品(第十六条・第十七条)

第六章 指定副産物(第十八条―第二十条)

第七章 雑則(第二十一条―第二十五条)

第八章 罰則(第二十六条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(以下「副産物」という。)のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「特定業種」とは、再生資源を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これを利用することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源の種類ごとに政令で定める業種をいう。

3 この法律において「第一種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

4 この法律において「第二種指定製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

5 この法律において「指定副産物」とは、副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、再生資源の利用を総合的かつ計画的に推進するため、再生資源の利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、再生資源の種類ごとにこれを利用し、又は利用すべき者の利用の目標、環境の保全に資するものとしての再生資源の利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他再生資源の利用の促進に関する事項について、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して再生資源を利用するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(消費者の協力)

第五条 消費者は、再生資源の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、再生資源の利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、再生資源の利用を促進するように必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第七条 国は、再生資源の利用の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、国の施策に準じて再生資源の利用を促進するよう努めなければならない。

### 第三章 特定業種

(特定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十条 主務大臣は、特定業種に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定業種に属する事業を行う者(以下「特定事業者」という。)の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定業種に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとするときは、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第十一条 主務大臣は、特定事業者の再生資源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 主務大臣は、特定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定業種に係る再生資源の利用が第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定業種に係る再生資源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定業種に係る再生資源の利用を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

### 第四章 第一種指定製品

(第一種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第一種指定製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「第一種指定事業者」という。)の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第十四条 主務大臣は、第一種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第一種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第十五条 主務大臣は、第一種指定事業者であつて、その製品又は販売に係る第一種指定製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進が第十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第一種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該第一種指定製品に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第一種指定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### 第五章 第二種指定製品

(第二種指定事業者の表示の標準となるべき事項)

第十六条 主務大臣は、第二種指定製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、第二種指定製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
  - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して第二種指定製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(以下「第二種指定事業者」という。)が遵守すべき事項
- 2 第十条第三項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、前条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない第二種指定事業者があるときは、当該第二種指定事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第二種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該第二種指定製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該第二種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第六章 指定副産物

(第三種指定事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者(以下「第三種指定事業者」という。)の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、第三種指定事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、第三種指定事業者であつて、その製造に係る製品の生産量、その供給に係るエネルギーの供給量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第三種指定事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた第三種指定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該第三種指定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第七章 雑則

(報告及び立入検査)

第二十一条 主務大臣は、第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源の利用に関する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、第十五条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種指定事業者又は第二種指定事業者に対し、第一種指定製品又は第二種指定製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第一種指定事業者又は第二種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、第一種指定製品又は第二種指定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三種指定事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第三種指定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第二十二条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による基本方針の改定に関する事項については、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び環境大臣
  - 二 第十条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十一条に規定する指導及び助言、第十二条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、当該特定業種に属する事業を所管する大臣
  - 三 第十三条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十四条に規定する指導及び助言、第十五条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、第十六条第一項の規定による表示の標準となるべき事項の策定、第十七条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該第一種指定製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該第二種指定製品の製造、加工若しくは販売の事業を所管する大臣
  - 四 第十八条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項において準用する第十三条第二項に規定する当該事項の改定、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第二十一条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定副産物に係る業種に属する事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、前項第二号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の発する命令とする。
- 3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第二十四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対し、廃棄物の処理に関し、再生資源の利用の促進について必要な協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第八章 罰則

第二十六条 第十二条第三項、第十七条第三項又は第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十一条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成三年一〇月政令三二六号により、平成三・一〇・二五から施行]

(建設省設置法の一部改正)

第二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(大蔵省設置法の一部改正)

第三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(厚生省設置法の一部改正)

第四条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(通商産業省設置法の一部改正)

第七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

---

(環境庁設置法の一部改正)

第八条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成一二年六月七日法律第一一三号]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行の日から七年以内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第六条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七条 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律百十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)

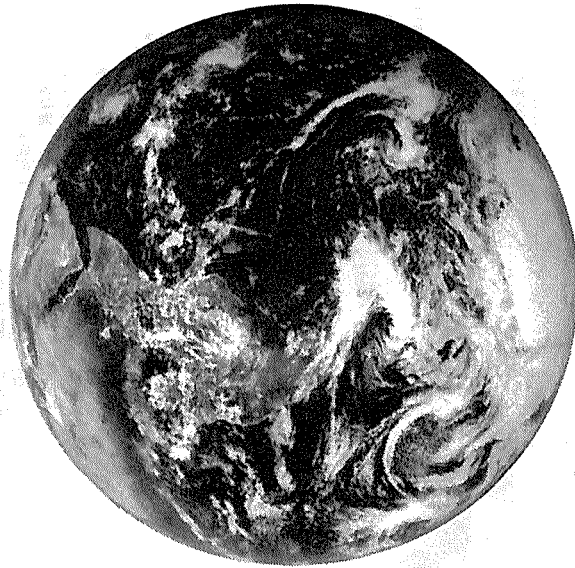
第九条 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

「2000年」は、循環型社会への挑戦の「元年」です

循環型社会への挑戦

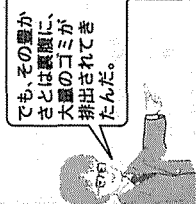
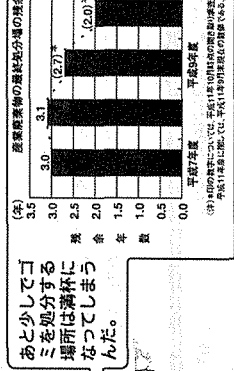
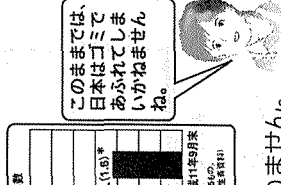
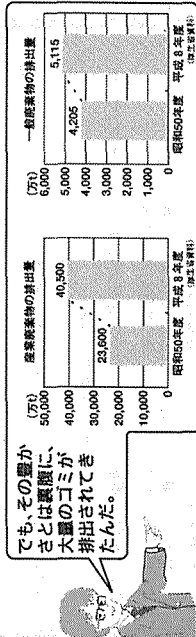
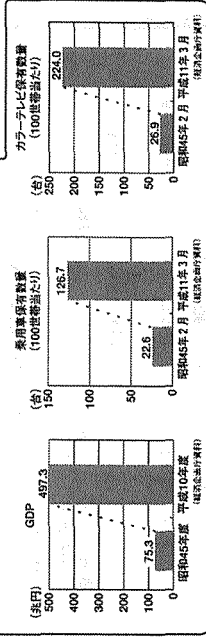
— 循環型社会形成推進基本法が制定されました —



環境庁



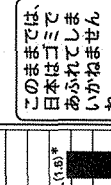
20世紀を通じ、私たちは、豊かな生活を送ってきました。それを支えたのは、大量生産・大量消費・大量廃棄システムでした。



でも、その豊かさとは裏腹に、大量のゴミが排出されてきたんだ。



あと少しでゴミを処分する場所は満杯になっちゃったんだ。



このままでは、日本はゴミであふれてしまいかねませんね。

だから、今からすぐに取り組みなければなりません。  
一方通行型の社会から「循環型社会」へ

# 循環型社会形成推進基本法のポイント

この基本法は、廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するものです。

○ゴミの処理やリサイクルの取組の優先順位を初めて法律で決めました。

## ゴミの処理やリサイクルは、どういう順序で取り組んだらいいの？

- ① 1番目は、出てくるゴミをできるだけ減らすことです  
 例えば
  - ・ 雑文な製品を作り、これをなるべく長く使用する。
  - ・ 商品を買うときは、包装が簡素なものを選ぶ。
- ② 2番目は、不要になっただけ物は、できるだけ繰り返し使うことです  
 例えば
  - ・ ビール瓶は、酒屋さんに返す。
  - ・ 古着などは、フリーマーケットに出す。
- ③ 3番目は、繰り返し使えない物は、資源としてリサイクルすることです  
 例えば
  - ・ ゴミは、分別して出す。
  - ・ 不要になったテレビや冷蔵庫は、電気屋さんに渡す。
- ④ 4番目は、資源として使えない物は、燃やしてその熱を利用することです  
 例えば
  - ・ ゴミを燃やした時に出る熱を発電や温水プールに利用する。
- ⑤ 最後は、どうしても捨てるしかない物は、環境を汚さないようにきちんと処分することです  
 例えば
  - ・ ダイオキシン類などが発生しないように適切に燃やす。
  - ・ ゴミの埋立は、周囲の環境に影響がないように行う。

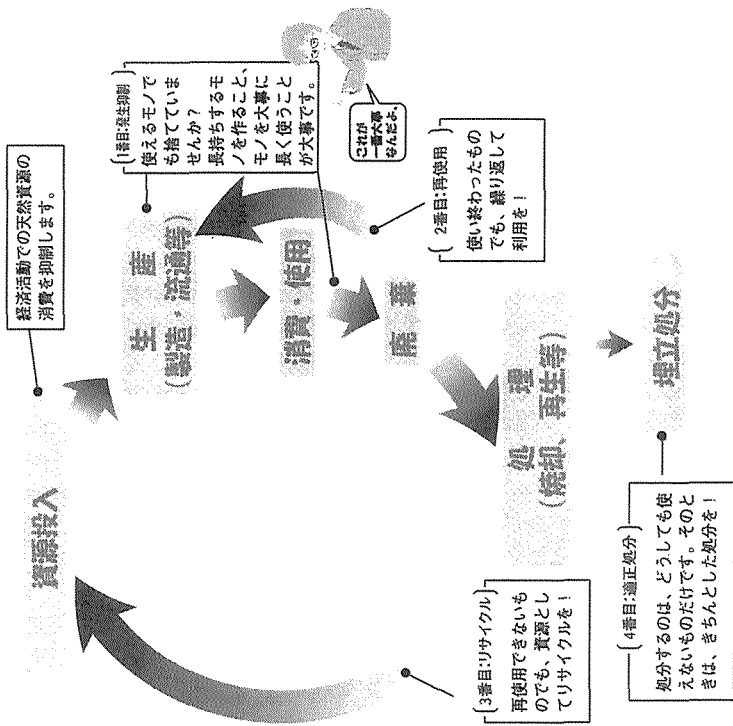
リサイクルの話を聞いたら、ゴミをどうしたらいいかにも、順番があるんだ。

ゴミは繰り返し使ったり、リサイクルしたりできる有用なものなんだ。

# 循環型社会

今、求められているのは、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の追求です。

- ① 何よりも「ゴミを出さない」こと
- ② 出てしまったゴミは「できるだけ資源として使う」こと
- ③ どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと



21世紀の日本を「循環型社会」に変えていくため、平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。



○「排出者責任」と「拡大生産者責任」がキーワードです。その具体化を進めます。

**排出者責任** ゴミを捨てる人が、捨てようとするゴミのリサイクルや処分に責任をもつこと。

例えば、  
○ゴミをきちんと分別すること  
○事業者が自分のゴミのリサイクル、処理を自ら行うこと

**拡大生産者責任** モノを作る人や販売する人が、そのモノがゴミになった後まで一定の責任を負うこと。

例えば、  
○リサイクル、処理しやすいように設計や材質を工夫すること  
○リサイクル、処理しやすいように材質等を表示すること  
○ゴミになったモノの特性に応じてその引取り、リサイクルを実施すること

この考え方をどう具体化していくかが、これからの課題なんだよ。

ゴミを捨てる人の責任と、モノを作る人の責任がはっきりと書いてあるんですね。

○基本計画を策定し、みんなで一体となって循環型社会づくりを進めます。

中央環境審議会から、基本計画の具体的な指針と基本計画の案について意見を賜います。  
↓  
広く国民の意見を賜います。  
↓  
循環型社会形成推進基本計画を策定します。  
↓  
おおむね5年ごとに基本計画を見直します。  
↓  
みんなが一体となって循環型社会づくりを進めます。

循環型社会づくりは、みんなが主人公になるものだから、みんなで知恵を出し合って、思い詰まらずに、いっしょにやればね。

○このほか、循環型社会づくりのために国が実施する施策を明らかにしていきます。

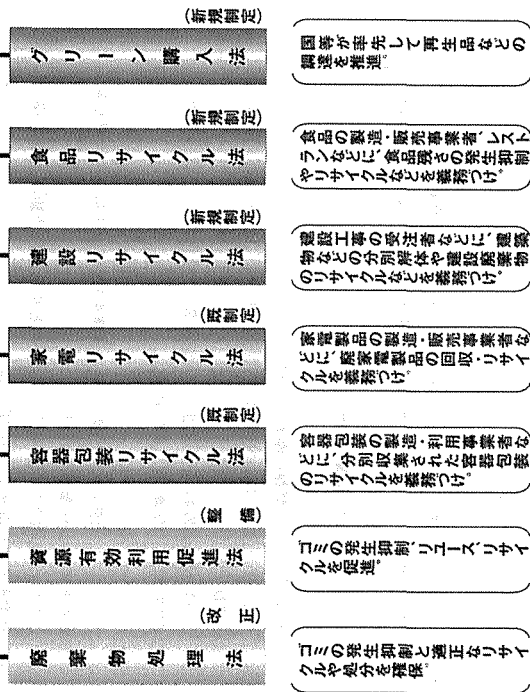
- ゴミの発生抑制のための措置
- ゴミの適正処分を確保するための規制等の措置
- ゴミ処理施設の整備等による公害の発生防止のための措置
- 再生品の使用の促進のための措置
- 不法投棄等により環境保全上の支障が生ずる場合の原状回復等の措置 など

## 合わせて廃棄物処理法の改正など 5つの個別の法律も整備されました

「循環型社会形成推進基本法」に合わせて、これら法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取組を進めていきます。

### 環境基本法

#### 循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)



## 基本法とともに制定・改正された法律のポイント

### 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正

- 都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり
- 排出事業者(ゴミを捨てる事業者)の責任の強化
- 野外焼却の禁止 など

### 資源の有効な利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法の改正)

- 製品の省資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制(リデュース)を導入
- 部品等の再利用(リユース)対策を導入
- 副産物の発生抑制対策とリサイクル対策に、事業者自身が計画的に取り組むことを義務付け
- 業者に製品の回収・リサイクルを義務付け など

### 建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

- 建設物の解体工事などの発注者に、都道府県知事への届出を義務付け
- 建設物の解体工事などの受注者に、次のことを義務付け
  - ①特定建設資材(コンクリートや木材など)の分別解体など
  - ②特定建設資材の再資源化など
- 解体工事などの受注者に対する都道府県知事による助言、勧告、命令
- 解体工事業者の都道府県知事への登録 など

### 食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

- 食品残さの発生抑制やリサイクルなどについて、食品関連事業者(食品の製造・販売事業者やレストランなど)の取組に係る判断基準を国が策定
- 食品関連事業者は、判断基準に依り、リサイクルなどを推進
- 再生利用事業者などへの登録制度を設け、肥料化、飼料化などを促進 など

### グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)

- 国などが、再生品などの調揃にやさしい物品(環境物品)の調達を調達方針に基づき、率先的に推進
- グリーン購入に役立つ情報の提供を推進 など

## 皆さんへ

21世紀は、これまでの「使い捨て」の社会に別れを告げる世紀です。それは、地球からいただいた大切な資源を上手に使う「循環型社会」の形成に取り組み世帯の課題です。

そして、2000年は、循環型社会への挑戦の「元年」です。

今、私たちは、ゴミ問題に直面しています。

それはモノに富み、便利で豊かな現代社会とちよどコインの裏表の關係にある問題です。

この問題への取組は、大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルの見直しにほかなりません。

私たちに、祖先から引き継いできた環境を良好なまま将来の世代に確実に引き継いで行く責務があります。

このため、循環型社会の形成に向けた取組の基本的枠組みとして「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。

○何よりも「ゴミを出さない」こと

○出たゴミは「できるだけ資源として使う」こと

○どうしても使えないゴミは「きちんと処分する」こと

この3つがこの基本法に込められた、皆さんへの基本的なメッセージです。

循環型社会への取組は、明日からでは遅いのです。

今日から、みんなで、その取組を始めましょう。



このパンフレットは古紙配合率100%再生紙を使用しています。

平成12年6月  
 編集/環境庁水質保全課企画課  
 環境庁ホームページ: <http://www.etc.or.jp/eanet/>